

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各地域のブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置することができる。

- 2 災害対策本部等の設置及び運営等は、全国知事会会長が別に定める。

（広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合であっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、近畿ブロック知事会の幹事県が、前条の広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、近畿ブロック知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、九州地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 3 前2項の規定による業務の代行が困難な場合は、災害等による被害の状況等を踏まえ、全国知事会会長が、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び副委員長の意見を聴いた上で、広域応援に関する業務を代行する都道府県を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック別及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する。

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和6年1月1日から適用する。

2 令和3年11月22日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和6年1月31日

全国知事会 会長
宮城県知事 村井嘉浩

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒岩祐治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川勝平太

北海道東北地方知事会 会長
岩手県知事 達増拓也

関東地方知事会 会長
長野県知事 阿部守一

中部圏知事会 会長
愛知県知事 大村秀章

近畿ブロック知事会 会長
福井県知事 杉本達治

中国地方知事会 会長
島根県知事 丸 山 達 也

四国知事会 常任世話人
徳島県知事 後藤田 正 純

九州地方知事会 会長
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目(災害関係)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等(ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。)の間で協議のうえ、決定する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

(情報収集要員の派遣)

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

(都道府県東京事務所職員による応援)

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部(以下「対策本部」という。)に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への職員応援ブロック
北海道東北 (8)	中国 (5)
関東 (8)	四国 (4)
	九州 (8)
中部圏 (7)	北海道東北 (8)
近畿 (7)	関東 (8)
中国 (5)	中部圏 (7)
四国 (4)	近畿 (7)
九州 (8)	

※()は都道府県数

- 2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。
- 3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。

(業務の代行)

- 第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

- 第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。
- 2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集要員等の携行品)

- 第7条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

- 第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2)物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3)施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書(関係書類添付)により、被災県の知事に請求する。

(カバー(支援)ブロック)

第11条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカバー(支援)ブロックは、別表3を基本とする。

(別表3)

被災ブロック	カバー(支援)ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(国民保護関係)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)のうち国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第2条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県の間で協議のうえ、決定する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
徳島県	四国知事会
山口県	中国地方知事会

(情報収集)

第3条 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、全国知事会は都道府県国民保護対策本部又は都道府県緊急対処事態対策本部が設置されたときは当該都道府県及びその都道府県の所属するブロック知事会の情報収集担当都道府県に対して被災情報等の報告を求める。

2 全国知事会は、収集した情報を各ブロック知事会の幹事県を通じ、各都道府県に提供する。

(業務の代行)

第4条 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ国民保護措置等を実施するため応援を必要とする都道府県(以下「被災県等」という。)からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

第5条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県等の国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部に連絡調整要員を派遣し、広域応援実施時における受け入れ体制を整備する。

2 被災県等は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(広域応援の内容)

第6条 協定第5条に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)人的支援及び斡旋

- ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要の要員
- イ ヘリコプターによる情報収集等
- ウ ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2)物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資機材及び物資
- ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3)施設又は業務の提供及び斡旋

- ア 傷病者の受け入れのための医療機関
- イ 被災者を一時収容するための施設
- ウ 火葬場、ゴミ・尿処理業務
- エ 仮設住宅用地
- オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(広域応援計画の作成)

第7条 被災県等に対する広域応援計画を作成する場合には、国その他関係機関との連絡・調整のうえ、別表2を基本として、全国知事会が決定する。

(別表2)

被災 ブロック知事会	広域応援を実施するブロック知事会					
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
北海道東北地方	関東地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
関東地方	北海道東北地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
中部圏	近畿ブロック	関東地方	北海道東北地方	中国地方	四国	九州地方
近畿ブロック	中部圏	中国地方	四国	関東地方	九州地方	北海道東北地方
中国地方	四国	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
四国	中国地方	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
九州地方	中国地方	四国	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方

(連絡調整要員等の携行品)

第8条 被災県等に派遣される連絡調整要員等は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県等が、被災県等への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県等と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を立替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県等に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書(関係書類添付)により、被災県等の知事に請求する。

(応援職員の安全の確保)

第11条 被災県等は、国からの情報等に基づき、国民保護措置等に従事する応援職員の安全の確保に十分に配慮する。

附則 この実施細目は、平成 年 月 日から適用する。

19-1-2 震災時の相互応援に関する協定

「震災時等の相互応援に関する協定」

（趣 旨）

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

（連絡窓口）

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。
2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
 - イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
 - イ ヘリコプターによる情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん
- (3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん
 - ア 傷病者の受入れのための医療機関

- イ 被災者を一時収容するための施設
- ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- エ 仮設住宅用地
- オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

- 第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。
- 2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

- 第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第4条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。
- (1) 複数都県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に基づくブロック間応援に係る隣接ブロックの幹事県等との連絡調整

(幹事代理都県の設置)

- 第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。
- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

- 第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

- 2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

- 2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。

- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー都県)

第12条 複数都県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災都県を応援する道県については、幹事都県（幹事代理都県を含む。以下、同じ。）が、隣接ブロックの幹事県等と協議の上決定するものとする。

- 2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事都県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する都県を決定するものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第15条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第16条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年7月31日

東京都知事 猪瀬直樹

茨城県知事 橋本昌

栃木県知事 福田富一

群馬県知事 大澤正明

埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田 健作

神奈川県知事 黒岩 祐治

山梨県知事 横内 正明

静岡県知事 川勝 平太

長野県知事 阿部 守一

「震災時等の相互応援に関する協定」

(趣 旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
 - イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
 - イ ヘリコプターによる情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん
- (3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん
 - ア 傷病者の受入れのための医療機関
 - イ 被災者を一時収容するための施設
 - ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

- 第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。
- 2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。
- 3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

- 第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第4条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。
- (1) 複数都県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に基づくブロック間応援に係る隣接ブロックの幹事県等との連絡調整

(幹事代理都県の設置)

- 第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。
- 2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

- 第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。
- 2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

- 第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都

県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

- 2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）支弁するものとする。
- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー都県)

第12条 複数都県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災都県を応援する道県については、幹事都県（幹事代理都県を含む。以下、同じ。）が、隣接ブロックの幹事県等と協議の上決定するものとする。

- 2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、

幹事都県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を
応援する都県を決定するものとする。

（他の協定との関係）

第13条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等
を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時
実施するものとする。

（資料の交換）

第15条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国
民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第16条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡
会議を設置するものとする。

（その他）

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項につい
ては、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都知事	猪瀬直樹
茨城県知事	橋本昌
栃木県知事	福田富一
群馬県知事	大澤正明
埼玉県知事	上田清司
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	横内正明
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一

「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災都県 協定第1条に規定する、被災した都県をいう。
- (2) カバー都県 協定第4条第1項に規定する、被災都県に対し直接応援をする都県をいう。
- (3) 協力都県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う都県をいう。

(カバー都県)

第3条 都県を4都県で構成するグループに分割し、各グループの構成都県が被災した場合(3以上の構成都県が被災した場合を除く。)、被災しなかった他の構成都県がカバー都県となる。

2 各グループの構成都県は別表のとおりとする。

(幹事代理都県)

第4条 協定第6条第2項に規定する幹事代理都県の順序は次のとおりとする。

- 第1順位 副幹事都県
- 第2順位 座長都県
- 第3順位 次年度幹事都県

2 前項の用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 副幹事都県 幹事都県以外のブロック構成都県のうち、最も在任期間の長い知事の都県とする。
- (2) 座長都県 「震災時等の相互応援に関する協定」連絡会議規約第3条に規定する、連絡会議の座長をいう。

3 幹事都県は、協定第6条第2項に規定する指名をしたときは、その旨を都県に連絡するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 カバー都県は、協定第7条に規定する連絡員を派遣したときは、その旨を派遣先の被災都県に連絡するものとする。

2 協定第7条第1項の規定にかかわらず、カバー都県は自らの都県も被災するなどして連絡員の派遣が困難と判断した場合は、他のカバー都県に対してその旨を連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けたカバー都県は、カバー都県間又は協力都県と調整して、連絡員を派遣するものとする。

(連絡員の役割)

第6条 連絡員の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災県の被害情報の収集
- (2) 他のカバー都県及び協力都県への情報提供
- (3) 被災県が必要とする応援の種類、数量等に係る連絡調整
- (4) 前三号に定めるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 協定第8条前段に規定する要請を受けたカバー都県は、相互に連携し、また必要に応じて協力都県と協議し、協定第4条第2項の規定による応援する都県の選定を行い、選定内容を、被災都県に連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた被災都県は、協定第8条後段に規定する文書による応援要請について、様式1（応援要請書）により実際に応援をする都県に対し行うものとする。

(応援の実施)

第8条 協定第8条及び第9条に規定する応援を行う際は、応援を実施するカバー都県が応援計画を作成するものとする。カバー都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県（以下、「要請都県」という。）に連絡調整したうえ、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式2（応援通知書）を送付するものとする。

- (1) 物的応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出発予定日時及び到着予定日時
 - (2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員出発予定日時及び派遣人員到着予定日時
 - (3) 施設及び業務の提供については、受入れ施設の種別、所在地、受入れ可能人数又は数量及び受入れ可能期間
 - (4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 協力都県が応援を実施する場合には、前項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第9条 要請都県は、応援要請に基づく応援物資を受領した場合には、応援した都県に対し様式3（応援物資受領書）を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式4（応援物資受領書（現地））を交付するものとする。

(応援終了要請)

第10条 要請都県は、応援を受ける必要がないと判断した場合には、応援した都県に対し様式5（応援終了要請書）による応援終了の要請をすることができる。

(応援終了報告)

第11条 応援した都県は、応援要請に基づく応援を終了した場合又は前条に規定する応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式6（応援終了報告書）により、その旨を報告するものとする。

(応援の自主出動)

第 12 条 協定第 9 条に規定する応援の自主出動をした場合には、第 8 条から第 11 条の規定を準用する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第 13 条 協定第 11 条に規定する費用のうち、応援職員の派遣に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

- (1) 要請都県が負担する費用の額は、応援した都県が定める規定により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援した都県の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては応援した都県が賠償責任を負う。

(ブロック間応援の実施)

第 14 条 複数都県が被災した場合は、被災都県やカバー都県からの情報に基づき、協定第 12 条に規定するブロック間応援の実施について、幹事都県が決定するものとする。

2 前項の決定をした場合には、幹事都県は隣接するブロックの幹事県等に応援の要請を行うとともに、全国知事会に連絡するものとする。

(資料の交換)

第 15 条 協定第 15 条に規定する資料は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 協定第 2 条に規定する連絡担当部署
- (3) 協定第 10 条に規定する施設、場所
- (4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び調達体制
- (5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況
- (6) 都県の支援できる項目
- (7) その他必要な資料

(連絡会議の開催)

第 16 条 協定第 16 条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて随時開催するものとする。

2 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

- (1) 応援体制
- (2) 各都県の備蓄体制
- (3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受入れ体制
- (4) その他必要な資料

(活動マニュアルの見直し)

第 17 条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付 則

この実施細目は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成 12 年 2 月 3 日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成 14 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成 16 年 2 月 24 日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成 25 年 7 月 31 日から施行する。

別表

カバー都県

	グループ構成都県
第1グループ	茨城県、栃木県、群馬県、長野県
第2グループ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
第3グループ	神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

※ 神奈川県、長野県は2つのグループに属するため、それぞれが被災都県となった場合のカバーグループは別に定める。

19-1-3 災害時等の応援に関する協定書

(中部 9 県 1 市 広域災害時等応援連絡協議会)

(県危機政策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市(以下「**県市**」という。)で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態(以下「**災害時等**」という。)において、被災**県市**又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある**県市**(以下「**被災**県市**等**」という。)では被災者等(避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。)の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災**県市**等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「**武力攻撃事態対処法**」という。)第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

(応援**県市**)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援**県市**は、必要に応じ被災**県市**等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援**県市**は、相互に連絡をとり、主たる応援**県市**を決定する。
- 3 主たる応援**県市**は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援**県市**が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
 - エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災**県市**等の境界付近における必要な措置
- (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
- (4) 医療機関による傷病者の受入
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 各**県市**は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする**県市**は、別に定める内容を明らかにして、他の**県市**に要請するものとする。

2 各**県市**は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災**県市**等から前条の要請がない場合、他の**県市**は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、応援県市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年 7月26日

富山県知事	石川県知事
福井県知事	長野県知事
岐阜県知事	静岡県知事
愛知県知事	三重県知事
滋賀県知事	名古屋市長

災害時等の応援に関する協定 実施細則(防災)

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」(以下「協定」という。)のうち協定第1条第1号に掲げる災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害に関する事項の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援縣市)

第2条 協定第2条第1項に基づく応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとし、第3項に基づき決定される主たる応援縣市の調整に基づき、行うものとする。

- (1) 被災縣市の情報収集と状況把握
 - (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (3) 中部9県1市連絡事務所への連絡員派遣
 - (4) 震度7の地震が中部9県1市内で発生、又は災害発生時に被災縣市と連絡がとれない場合、速やかに初動時に必要な物資を準備し、必要に応じ搬出
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 2 前項の応援縣市の救援対策本部には、被災縣市への一元的、一体的な応援のため、必要に応じて、応援県の市町村等の応援関係団体が参加することができるものとする。
- 3 協定第2条第2項に基づく主たる応援縣市は、別表1のとおり、決定するものとする。
- 4 協定第2条第3項に基づく主たる応援縣市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。
- (1) 被災縣市災害対策本部内での中部9県1市連絡事務所の設置及び連絡員派遣
 - (2) 被災縣市の情報収集と状況把握
 - (3) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
 - (4) 要請内容の協定縣市への適切な仕分け(コーディネート)
 - (5) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
 - (6) 被災縣市および災害応急活動実施機関との連絡調整
 - (7) 被災者の受入施設(病院・福祉施設・仮設住宅等)の確保および調整
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うため必要な業務
- 5 前各項の業務の遂行に関し必要な事項は、別に定める。

(応援の内容)

第3条 協定第3条第1項の規定に基づく物資、資機材及び応急復旧に必要な職員の状況等は、常時実態どおり把握しておくものとし、そのうち、緊急時に必要な食料・生活必需品・医薬品の内容に変更があったときは、速やかに、各縣市に連絡するものとする。

2 協定第3条第2項の規定に基づき、物資、資機材の備蓄に努めるとともに、各地域におけるこれらの製造業者又は販売業者等と災害時における物資等の調達に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする縣市は、無線又は電話等(以下「無線等」という。)により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 物資等の搬入、人員の派遣

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(応援実施の手続)

第5条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、各応援県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第6条 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第7条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的活動)

第8条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、震度6弱以上の地震による災害をいう。

2 協定第5条に規定する自主的な情報収集活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター等による被災状況の収集
- (2) 職員派遣による情報収集
- (3) その他効果的な情報収集

3 前項により知り得た情報は、被災県市および他の県市に速やかに伝達するものとする。

4 第2項の情報収集活動または他の県市からの情報により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災県市等と連絡ができない場合は、他の県市と連絡調整を行いながら自主的に応援活動を実施するものとする。

5 応援県市は、災害直後、自主的な応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

6 第2項から前項までの活動は、各県市の友愛精神のもとに行うものであり、この場合においては、被災県市等から協定第4条の規定に基づく応援要請があったとみなし、その応援手続は、細則第4条から第7条までの規定を準用し、事後処理を行うものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第5条の規定に基づく自主的な情報収集および前条第4項の規定に基づく自主的活動に要した経費は、応援県市の負担とする。

2 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費および諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づく共通の情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局および通信手段一覧表(別表2)
- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

2 隣接県市は、同条に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連絡体制を維持することとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報

- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院入所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成24年8月6日から施行する。

平成24年8月6日

富山県知事政策局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監
 長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理統括監 静岡県危機管理監
 愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市消防長

(別表1)

被災縣市と主たる応援縣市の一覧表

被災縣市	主たる応援順位		
富山県	1 石川県	2 長野県	3 岐阜県
石川県	1 富山県	2 福井県	3 岐阜県
福井県	1 石川県	2 岐阜県	3 滋賀県
長野県	1 富山県	2 石川県	3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県	2 三重県	3 富山県
静岡県	1 愛知県	2 長野県	3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県	2 三重県	3 静岡県
三重県	1 愛知県	2 岐阜県	3 滋賀県
滋賀県	1 三重県	2 福井県	3 岐阜県

※どの県が主たる応援縣市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県（名古屋市の場合は愛知県）が確認し、中部9県1市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援縣市を調整し、定める。

※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建制順の次席の県が担う。以下同じ。

(別表2)

連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当部局名 課室名	一般加入電話			行政電話	消防防災 電話 (FAX)	地域衛星電話 (FAX)	Eメール
		代表 (内線)	直通 (時間外)	FAX (時間外)				
富山	知事政策局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号			-	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaikikikanri@pref. toyama.lg.jp
		076-431-4111 (内線 3363)	076-444-3187 (076-431-4111)	076-432-0657 (076-432-0657)				
石川	危機管理監室 危機対策課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地			5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref. ishikawa.lg.jp
		076-225-1111 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	076-225-1484 (076-225-1484)				
福井	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3丁目17-1			5495 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pref.fuk ui.lg.jp
		0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)				
長野	危機管理部 危機管理防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2			-	20-213 (20-241)	0202315225 (0202318741)	bosai@pref.nagano.lg jp
		026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7184 (026-235-7184)	026-233-4332 (026-233-4332)				
岐阜	防災課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号			-	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref. gifu.lg.jp
		058-272-1111 (内線 2746)	058-272-1125 (058-272-1034)	058-271-4119				
静岡	危機管理部 危機政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号			-	22-31 (22-26)	0227003731 (0227006250)	boukei@pref. shizuoka.lg.jp
		-	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)				
愛知	防災局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2			-	23-1128 (23-1517)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@pref.ai chi. lg.jp
		052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)				
三重	防災対策部 災害対策課	〒514-8570 津市広明町13番地			-	24-11 (24-11切替)	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref.mie.lg. jp
		-	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)				
滋賀	防災危機管理局	〒520-8577 大津市京町4-1-1			-	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	as00@pref.shiga.lg.jp
		077-528-3993 (内線 3432)	077-528-3432 (077-524-8516)	077-528-4994 (077-528-4994)				
名古屋	消防局 防災部 防災室	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1			-	-	0237006111 (0237006070)	00saigaitaisaku@fd.c ity.nagoya.lg.jp
		052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972-3534)	052-962-4030 (052-953-0119)				

※ 行政電話、消防防災電話、地域衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用に電話機を使用するなど各県市庁内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

災害時等の応援に関する協定 実施細則(国民保護)

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」(以下「協定」という。)のうち、協定第1条第2号に掲げる武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。)第1条に定める武力攻撃事態等及び協定第1条第3号に掲げる武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態における広域応援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援県市)

第2条 協定第2条第2項に基づく主たる応援県市は、被災県市等において応援を必要とする地域に最も交通至便な隣接県市とする。ただし、応援を必要とする地域が広範囲な場合は、別表の区分による隣接県市の間で速やかに協議し、決定するものとする。

2 協定第2条第3項に基づく主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災県市等の情報収集と状況把握
- (2) 国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」という。)に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 要請内容の協定県市への適切な仕分け(コーディネート)
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 被災県市等及び他の国民保護措置等実施機関との連絡調整
- (6) 被災者等の一時収容のための施設の確保及び調整
- (7) 国からの情報収集及び国との調整
- (8) 他の広域圏及び全国知事会との調整
- (9) 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置等を円滑に実施するため必要な業務

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする県市は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 事態の概要、被害の状況
- (2) 応援を必要とする地域における国民保護措置等の実施状況
- (3) 物資等の搬入、人員の派遣

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、運送先、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

- (4) 安全の確保のため必要な情報

(応援実施の手続)

第4条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、別表の被災県市等の隣接県市と連絡調整し、要請事項及び運送・派遣に要する時間などの応援計画を電話等により被災県市等に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とが異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災県市等は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市等に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的情報収集活動)

第7条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、政府が武力攻撃事態対処法第9条第1項に基づく対処基本方針又は第25条第1項に基づく緊急対処事態対処方針を定めたときをいう。

2 被災県市等が応援を要請した場合、各県市は、自主的な情報収集活動によって収集した情報を、直ちに主たる応援県市に伝達する。

(経費の負担)

第8条 応援職員の派遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(応援職員の安全の確保)

第9条 被災県市等は、国等からの情報等に基づき、国民保護措置等に従事する応援職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づき相互に交換する情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に通知するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段
- (2) 備蓄物資、業者提携物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

2 隣接県市は、前項に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連携を図るものとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院・入所可能数
- (3) 生活関連等施設に関する情報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

(他の応援協定等との関係)

第11条 水道等の個別事業担当部局が締結している既存の広域応援関連協定等がある場合で、その内容が協定と相違するときは、当該個別事業担当部局の協定等を優先する。

附 則

この実施細則は、平成20年3月1日から施行する。

平成20年3月1日

富山県知事政策室長 石川県危機管理監 福井県安全環境部長 長野県危機管理局長 岐阜県危機管理統括監
静岡県防災局長 愛知県防災局長 三重県防災危機管理部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市消防長

19-1-4 富士山火山防災対策に関する協定

(県危機政策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県、静岡県及び神奈川県(以下、「三県」という。)において、富士山噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携して応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容に基づき、三県で連携して取り組む対策及び応援その他の事項について定めるものとする。

(情報共有体制の確立)

第2条 三県は、富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための情報共有体制を確立するとともに、富士山の噴火警戒レベルに応じて相互に情報連絡するものとする。

2 前項の体制を確保するため、三県は、あらかじめ連絡担当部署を定め、富士山噴火災害時の情報連絡手段を常に確保するよう努めるものとする。

(連携して取り組む対策)

第3条 三県が連携して取り組む対策は、次のとおりとする。

- (1) 交通対策
危険地域への進入防止や避難経路の確保等に関する事
- (2) 避難対策
避難施設の確保及び避難者の搬送等に関する事
- (3) 降灰対策
火山灰の除去・運搬等に関する事
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な対策

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
 - イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・船舶等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
 - イ ヘリコプター等による情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん
- (3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん
 - ア 避難者、被災者を一時収容するための施設
 - イ 傷病者の受入れのための医療機関
 - ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - エ 仮設住宅用地
 - オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする県は、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を記載し、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第6条 富士山噴火災害が発生した場合、各県は速やかに被害状況等について自主的な情報収集を行い、その情報を必要に応じ他の二県に提供するものとする。

- 2 前項の情報提供等を受けた県が、応援の必要を認めた場合は、自主的に応援活動に出動できるものとする。
- 3 前項により自主出動を実施した県は、他の二県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 4 自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援の受入れ体制)

第7条 三県は、富士山噴火災害の発生時における他県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所等必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。
- 3 自主出動による被災地における被害情報収集に要した経費は、応援した県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた県と応援した県の間で協議して定めるものとする。

(平常時の取組み)

第9条 三県は、この協定に基づく応援等が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる取組みを行うものとする。

- (1) 富士山噴火災害対策に関する調整
- (2) 合同防災訓練の実施
- (3) 関連情報の交換
- (4) その他必要な取組み

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、三県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成21年10月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各1通を保有する。

平成21年10月29日

山梨県知事 _____

静岡県知事 _____

神奈川県知事 _____

富士山火山防災対策に関する協定に係る情報連絡について（案）

山梨県、静岡県、神奈川県は、富士山火山防災対策に関する協定第2条第1項に基づき、次のとおり富士山の噴火警戒レベルに応じた連絡を行う。

予報及び警報の名称	噴火予報	噴火警報				
		噴火警戒レベル(キーワード)				
対象範囲を付した 警報の呼称	—	噴火警報（火口周辺）			噴火警報（居住地域）	
情報連絡する項目	噴火警戒レベル(キーワード)					
	レベル1 (平常)	レベル2 (火口周辺規制)	レベル3 (入山規制)	レベル4 (避難準備)	レベル5 (避難)	
配備体制の状況	—	○	○	○	○	
入山規制の状況	—	○ (火口周辺の立 入規制状況)	○	○	○	
交通規制の状況	—	—	○	○	○	
避難準備情報の発表	—	—	—	○	○	
避難勧告・指示の状況	—	—	—	○	○	
避難所の開設状況	—	—	—	○	○	
広域応援の要請	—	—	—	○	○	
その他必要な項目	—	○	○	○	○	

19-1-5 大規模災害時等における被害情報の提供に関する基本協定

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と株式会社ローソン(以下「乙」という。)とは、東海地震等大規模地震発生時(以下「発災時」という。)における被害情報の収集に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、発災時に、乙が、乙の集約した店舗や店舗周辺の被害状況を甲に提供することにより、甲が実施する被害情報の収集を支援し、もって、災害応急対策の迅速化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 東海地震等大規模地震発生時とは、静岡県内で震度6弱以上の地震を観測した場合をいう。

(提供する情報)

第3条 乙が甲に提供する被害情報は、別紙様式を参考に次の内容とする。

- (1) 静岡県内の各店舗の水道、ガス、電気の被害状況で把握できたもの
 - (2) 静岡県内の各店舗周辺の被害で、火災、倒壊家屋、大規模な事故等で把握できたもの
- 2 乙は、前項に規定する情報を発災以降可能な限り速やかに甲に提供するものとする。

(連絡体制の確保)

第4条 甲及び乙は、相互の連絡を円滑に実施できるよう複数の通信手段を確保するものとし、すくなくとも年1回通信試験を行うものとする。

(通信費等)

第5条 甲及び乙が情報連絡等のために要した通信費等については、甲及び乙がそれぞれ負担する。

(防災訓練)

第6条 甲及び乙は、甲又は乙がこの協定の実効性を確保するため防災訓練等を実施する場合は、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、甲に提供した情報に誤りがあった場合、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償責任を負わない。

(協定の変更)

第8条 この協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年 3月31日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

乙 愛知県名古屋市中区錦2-4-11

株式会社ローソン

上級執行役員 中部ローソン支社

支社長 水野 隆喜

19-1-6 熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

(県危機政策課)

熊本県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、風水害、家畜の感染症(口蹄疫、鳥インフルエンザ等)等の災害が発生し、被災した県(以下「被災県」という。)が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県(以下「相手県」という。)の応援を受けることにより迅速かつ効率的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理の体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関し次のとおり協定する。

(応援等に関する連絡窓口及び情報交換)

第1条 熊本県及び静岡県(以下「両県」という。)は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

2 両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じた情報交換を行うものとする。

(平常時の協力)

第2条 両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 庁内防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 両県の地理的条件、防災や応援活動に必要な情報の交換
- (3) 総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施
- (4) 防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有
- (5) 災害時の応援の迅速かつ効率的な実施に係る協議
- (6) その他防災・危機管理に関する業務

(災害発生時の応援)

第3条 災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害応急対策を行う職員の派遣
- (2) 避難所や災害対策本部等で必要となる物資、資機材の調達及び配送
- (3) その他被災県が要請した措置

(災害復旧時の応援)

第4条 単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災県は、第3条第1項又は前条第1項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、電子メール、ファックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

2 被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難いと両県が判断したときは、この限りでない。

2 被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(要請によらない応援)

第7条 大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

2 前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第3条第1項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年 7月25日

熊本県知事

静岡県知事

19-1-7 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

(県危機政策課)

鹿児島県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、火山噴火、風水害等の災害が発生し、被災した県(以下「被災県」という。)が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県(以下「相手県」という。)の応援を受けることにより迅速かつ効率的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理の体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関し次のとおり協定する。

(応援等に関する連絡窓口及び情報交換)

第1条 鹿児島県及び静岡県(以下「両県」という。)は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

2 両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じた情報交換を行うものとする。

(平常時の協力)

第2条 両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 庁内防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 両県の地理的条件、防災や応援活動に必要な情報の交換
- (3) 総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施
- (4) 防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有
- (5) 災害時の応援の迅速かつ効率的な実施に係る協議
- (6) その他防災・危機管理に関する業務

(災害発生時の応援)

第3条 災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害応急対策を行う職員の派遣
- (2) 避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送
- (3) その他被災県が要請した措置

(災害復旧時の応援)

第4条 単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災県は、第3条第1項又は前条第1項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、電子メール、ファックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

2 被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難いと両県が判断したときは、この限りでない。

2 被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(要請によらない応援)

第7条 大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

2 前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第3条第1項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年11月14日

鹿児島知事

静岡県知事

地震災害時等における車両の調達に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「地震災害時等」という。）の災害応急対策に必要な車両の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

- 第1条 甲は、地震災害時等に、車両の調達が必要であると認めたときには乙に対し、その協会員が保有する車両の借用による調達に関し、協力要請を行うものとする。
- 2 協力要請を受けた乙は、要請内容について協会員への周知に努めるものとする。

（地震災害時等の協力体制）

- 第2条 甲及び乙は、地震災害時等の車両の調達に関し、連携を密にして対応に当たるものとする。
- 2 乙は、協会員の被害状況や車両提供の可否に関する情報を可能な限り収集し、甲に対する情報提供に努めるとともに、車両の調達に関し、調整、助言等の支援を行うものとする。

（借用の手続）

- 第3条 甲は、車両の提供が可能である乙の協会員を特定し、直接、当該協会員に対し、車両の借用要請を行うものとする。
- 2 甲は、借用要請を行った乙の協会員と車両の受渡し場所や方法について調整を行い、可能な限り迅速な車両調達に努めるものとする。
- 3 甲は、借用要請を行った乙の協会員の指示する手続に従い車両を借用するものとする。

（費用の支払い）

- 第4条 車両の借用に係る賃借料は、災害発生時の直前における適正な料金を参考として、甲と車両を提供する乙の協会員との協議により、決定するものとする。
- 2 甲は、前項で決定した賃借料を、車両を提供した乙の協会員からの請求に応じて支払うものとする。

（平常時における対応）

- 第5条 甲及び乙は、平常時から、地震災害時等の車両調達活動に支障をきたさないよう連絡手段や連絡体制の確保に努めるものとする。
- 2 甲は、平常時から、甲の近隣に所在する乙の協会員に対し、地震災害時等における優先的な車両提供の協力を求め、当該協会員の協力を得て行う訓練等を通じて連携強化に努めるものとする。
- 3 乙は、平常時から、訓練等を通じて甲との連携を深めるとともに、協定内容及び地震災害時等における対応に関し、協会員に対する周知に努めるものとする。

（協会員の情報の提供等）

- 第6条 乙は甲に対し、毎年4月1日現在における協会員数等、協会員に関する情報を提供するとともに、協会員の車両保有台数を別紙「車両保有台数報告書」により報告するものとする。
- 2 乙は、前項で提供、報告した内容に変更があった場合は、随時、甲に報告するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

附 則

本協定発効と同時に、昭和56年4月1日付けで締結した地震災害救助に必要な車両の調達に関する協定はその効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成24年10月1日

甲 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川 勝 平 太



乙 静岡市駿河区国吉田2丁目4番26号

静岡県レンタカー協会

会 長 小 田 島 利 隆



19-2-2 緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書

(県用度課)

静岡県（以下「甲」という。）と、静岡県石油業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震警戒宣言発令時及び地震その他の災害発生後、緊急通行に必要な自動車用燃料の確保を図るため、静岡県所属車両（本庁車両、出先機関車両及び借り上げ車両とし、警察車両を除く。以下同じ。）に係る自動車用揮発油及び軽油（以下「揮発油等」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(給油の要請等)

- 第1条 甲は静岡県所属車両による緊急通行の必要が生じ、緊急に燃料を必要とする場合は、緊急通行車両確認証明書等を提示し、指定の給油伝票（様式第1）により乙に揮発油等の納入（以下「給油」という。）を要請するものとする。
- 2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、乙に所属する登録給油所において、給油が可能な状態であれば、甲に対し優先的に給油するものとする。

(給油単価)

- 第2条 揮発油等1リットル当たりの単価は、当該給油月に一般財団法人日本エネルギー経済研究所・石油情報センター公表の1リットル当たりの静岡県平均単価を基準にして、甲、乙誠意を持って協議し決定するものとする。

(代金の請求及び支払い)

- 第3条 乙に所属する登録給油所は、給油後に甲の車両に給油した給油伝票を請求書に添えて、代金を甲（本庁分は出納局用度課、各出先機関分はそれぞれの出先機関）に請求するものとし、甲は請求内容を確認後、乙に所属する登録給油所に対し速やかに支払うものとする。

(協議)

- 第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

- 第5条 この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

(附則)

本協定発効と同時に平成13年5月10日付けで締結した緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定はその効力を失う。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年4月1日

甲 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡市駿河区緑が丘町1番3号
静岡県石油業協同組合
理事長 鈴木 裕司

「緊急通行に必要な自動車燃料の供給に関する協定書」の運用について

本協定については、下記のとおり行うものとする。

- 1 適用する県の機関
知事部局の本庁及び出先機関とする。
- 2 適用期間
静岡県災害対策本部又は静岡県地震災害警戒本部が設置されているとき。
- 3 給油要請時の証明書について
協定書第1条第1項の緊急通行車両確認証明書等とは、①緊急通行車両等確認証明書、②緊急通行車両等確認標章とする。

各警察署に緊急通行車両等事前届出書を提出することにより、緊急通行車両等事前届出済証が封筒入りで交付される。この封筒は開封してはならないものとなっている。災害対策基本法による通行の禁止又は制限が行われている道路において、警察署や道路の検問所にこの封筒を渡すことにより、①と②が交付される。②を目に付く場所に提示する事により緊急通行車両となる。

- 4 既存の給油の単価契約との調整
本協定が適用可能な場合であっても、各機関が給油の単価契約を行っている業者から給油が可能な場合には、当該単価契約に基づく給油も可能とする。
- 5 その他
本協定適用時は、指定の給油伝票（様式第1）により揮発油等の納入を要請する。

様式第1

(甲) [県担当者控え]

静岡県		
緊急通行車両用燃料給油伝票		
下記のとおり給油してください。		
県機関名		
(所在地)		
給油要請先	会社名	
	給油所名	様
	(所在地)	
No.		年 月 日
車両登録番号	沼津・静岡・浜松 富士山・伊豆	
運転者氏名		
県有・借上げの別	県有車両・借上げ車両	
ガソリン	ℓ	
軽油	ℓ	
備考	相手方の名称欄には、給油要請先の会社名及び給油所名、給油所の所在市町名を明記すること。	

※ この給油伝票は緊急通行車両への給油以外には使用できません。

様式第1

(乙) [要請(給油所に提出)]

静岡県		
緊急通行車両用燃料給油伝票		
下記のとおり給油してください。		
県機関名		印
(所在地)		
給油要請先	会社名	
	給油所名	様
	(所在地)	
No.		年 月 日
車両登録番号	沼津・静岡・浜松 富士山・伊豆	
運転者氏名		
県有・借上げの別	県有車両・借上げ車両	
ガソリン	ℓ	
軽油	ℓ	
備考	給油代金の請求先は上記の県機関になります。 請求書にこの伝票を添えて提出してください。	

※ この給油伝票は緊急通行車両への給油以外には使用できません。

19-2-3 航空燃料供給に関する協定書

(県消防保安課)

静岡県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、地震災害警戒宣言発令時及び地震災害発生後等のヘリコプターの災害応急対策活動等に必要燃料(以下「航空燃料」という。)の調達に関し、次のとおり協定する。

(燃料供給の要請)

第1条 甲は、甲の所有する防災ヘリコプター及び他県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため緊急に燃料を必要とする場合は、乙に航空燃料の供給(以下「供給」という。)を文書又は口頭で要請する。

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、乙が所有する航空燃料の供給が可能な状態であれば、甲に対し優先的に供給するものとする。

(供給の実行)

第2条 航空燃料の供給の場所及び供給方法は、甲が指定するものとし、乙は、指定された場所に速やかに航空燃料を運搬する。

2 甲は、乙から給油を受けようとするときは、別に定める給油すべき航空燃料の数量を記入した航空機用給油伝票(以下「給油伝票」という。)により給油を受けるものとする。

(不適格油の場合の措置)

第3条 乙が、不適格油品を給油したことにより甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(単価及び経費)

第4条 航空燃料1リットル当たりの単価及び供給に要する経費は、供給時における適正な価格を基準にして甲、乙協議して決定する。

(代金の請求)

第5条 乙は、甲から受領した給油伝票等を請求書に添えて、供給した航空燃料代金及び供給に要した経費を甲に請求するものとする。

(代金の支払い)

第6条 甲は、前条の規定により乙から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

(協定に定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、その都度、甲、乙協議して処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成 年4月1日から平成 年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲又は乙いずれか一方からこの協定終了又は改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市追手町9番6号
静岡県知事 石川嘉延

(乙) アイカワ株式会社
アビエーショングランドサービス株式会社
鈴木商事株式会社

(順不同)

19-2-4 船舶による輸送等に関する協定書

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県内航海運組合(以下「乙」という。)とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙の組合員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第9条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の組合員が当該業務を遂行するにあたり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力組合員名簿の提出)

第10条 乙は、所属する組合員のうち、船舶を所有する者の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成12年1月20日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年1月20日

甲	静岡県知事	石川嘉延
乙	静岡県内航海運組合理事長	藤原節男

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

静岡県内航海運組合理事長 氏名 様

静岡県知事 氏名

船舶による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第2条2項の規定により、下記のとおり要請します。
なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

静岡県内航海運組合理事長 氏 名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	述べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先か	回	人	隻	

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	人	隻	

19-2-5 漁船による緊急輸送活動に関する協定書

(県水産資源課)

静岡県(以下「甲」という。)と 市町村(以下「乙」という。)と 漁業協同組合(以下「丙」という。)とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地震対策推進条例(平成8年3月28日条例第1号)第29条第3項及び第35条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最適と判断した場合であって、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

2 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、様式第1号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲から丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

(緊急輸送活動)

第4条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

(緊急輸送活動の実施)

第5条 丙は、第2条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員(准組合員を含む。)のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

(活動報告)

第6条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条第1項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2 第2条第2項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第1項の費用については甲に、前条第2項の費用については乙に請求するものとする。

2 甲又は乙は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第10条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、そのものの責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力組合員名簿の提出)

第11条 丙は、所属する組合員(准組合員を含む。)のうち、漁船を所有する者であって、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年1回乙に提出するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、令和 年 月 日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市追手町9番6号
静岡県知事

(乙) 市
市長

(丙) 市
漁業協同組合
代表理事組合長

様式第1号

第 号
令和 年 月 日

漁業協同組合長代表理事組合長 氏 名 様

静岡県知事 氏 名
(又は)
市町村長 氏 名

漁船による緊急輸送活動への従事の要請について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書 第2条第1項 により、下記のとおり要請
します。 第2条第2項

なお、輸送活動の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送活動

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送物資	輸送物資数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材の輸送活動

	輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者		人	(自) 月 日	地先から	
			(至) 月 日	地先まで	
輸送物			(自) 月 日	地先から	
			(至) 月 日	地先まで	

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様
(又は)
市町村長 氏 名 様

漁業協同組合長代表理事組合長 氏 名

漁船による緊急輸送活動の実施状況の報告について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書第6条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送活動

輸送活動期日	輸送人員数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事漁船隻数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	回	人	隻	
月 日						

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送活動期日	輸送物資	輸送物資数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事漁船隻数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	隻	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材の輸送活動

	輸送活動期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事漁船隻数	備考
輸送者	月 日		人	地先から 地先まで	回	人	隻	
	月 日							
輸送物	月 日		人	地先から 地先まで	回	人	隻	
	月 日							

漁船による緊急輸送活動に関する協定締結状況

整理番号	甲	乙	丙(漁協)	締結状況等
1	静岡県	熱海市	初島	10. 2. 2 締結
2			大熱海	10. 2. 2 締結
3			いとう(旧 網代港)	10. 2. 2 締結
4		伊東市	いとう(旧 伊東市)	10. 1. 12 締結
			いとう(旧 八幡野)	10. 1. 12 締結
5		東伊豆町 河津町	伊豆(旧 稲取)	10. 8. 12 締結
6		下田市	伊豆(旧 下田)	10. 12. 28 締結
7		南伊豆町	伊豆(旧 南伊豆町)	9. 7. 18 締結
8		松崎町	伊豆(旧 松崎)	10. 3. 17 締結
9		西伊豆町 (旧 賀茂村)	伊豆(旧 仁科)	10. 3. 2 締結
10			伊豆(旧 田子)	10. 3. 2 締結
11			伊豆(旧 安良里)	9. 7. 10 締結
12		伊豆市(旧 土肥町)	伊豆(旧 土肥)	10. 5. 7 締結
13		沼津市 (旧 戸田村)	内浦	9. 4. 23 締結
14			静浦	9. 4. 23 締結
15			沼津我入道	9. 4. 23 締結
16			戸田	9. 7. 10 締結
17		富士市	田子の浦	10. 8. 20 締結
18		(旧 由比町)	由比港	9. 12. 1 締結
19		静岡市(旧 清水市)	清水	10. 7. 16 締結
20			清水(旧 静岡)	10. 9. 1 締結
21		焼津市 (旧 大井川町)	焼津	9. 2. 21 締結
22			小川	9. 2. 21 締結
23			大井川港	9. 3. 27 締結
24		吉田町	南駿河湾(旧 吉田町)	10. 7. 2 締結 (R4. 8. 17 更新)
25		牧之原市(旧 相良町)	南駿河湾(旧 坂井平田)	10. 7. 14 締結
26			〃 (旧 相良町)	10. 7. 14 締結
27			南駿河湾(旧 地頭方)	10. 7. 14 締結
28		御前崎市(旧 御前崎町)	南駿河湾(旧 御前崎)	9. 8. 1 締結
29		磐田市(旧 福田町)	遠州(旧 福田町)	10. 7. 10 締結
30	浜松市(旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧三ヶ日町) 湖西市(旧新居町)	浜名	10. 4. 13 締結	

19-2-6 旅客船による災害時の輸送等に関する協定書

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県旅客船協会(以下「乙」という。)とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、第一項の規定により要請をしたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による支援業務

(業務報告)

第4条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその業務内容を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、業務の完了を電話又は口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、前項の規定により業務報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙の協会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙の協会員に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員が当該業務のために損害を被った場合の補償については、静岡県地震対策推進条例(平成8年条例第1号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

(協会員名簿の提出)

第9条 乙は、所屬する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

この協定は、平成14年12月26日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年12月26日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 静岡県旅客船協会会長 早川 巖

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

静岡県旅客船協会 氏 名 様

静岡県知事 氏 名

旅客船による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。
なお、業務終了後、実施した業務内容を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

輸送内容	業務期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

静岡県旅客船協会 氏 名

旅客船による輸送等の業務の報告について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

業務実施月日	輸送人員数	輸 送 区 間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

業務実施月日	輸送物資	数量	輸 送 区 間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	延 回	人	隻	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

業務実施月日	業務内容	輸 送 区 間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先から 地先まで	延 回	人	隻	

19-2-7 災害時の輸送等の業務に関する協定書

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等の業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による支援業務

(業務報告)

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその業務内容を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、業務の完了を電話又は口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙が当該業務のために損害を被った場合の補償については、静岡県地震対策推進条例(平成8年条例第1号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

(船舶名簿の提出)

第9条 乙は、保有する船舶のうち、この協定に基づく業務に使用可能な船舶の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成15年3月10日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月10日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) ○○○○株式会社
代表取締役 ○○○○

以下のとおり協定を締結している。

締結者(乙)	締結年月日
東海汽船株式会社 代表取締役 鮫島宗和	平成15年3月10日
神新汽船株式会社 代表取締役 柴田隆至	〃

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

東海汽船株式会社

代表取締役 氏 名 様

静岡県知事 氏 名

災害時の輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の輸送等の業務に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務終了後、実施した業務内容を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

輸送内容	業務期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

様式第2号

第 年 月 日
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

東海汽船株式会社
代表取締役 氏 名

災害時の輸送等の業務報告について

このことについて、災害時の輸送等の業務に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

業務実施月日	輸送人員数	輸 送 区 間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

業務実施月日	輸送物資	数量	輸 送 区 間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	延 回	人	隻	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

業務実施月日	業務内容	輸 送 区 間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先から 地先まで	延 回	人	隻	

19-2-9 山梨県と静岡県消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(県消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、山梨県(以下「甲」という。)及び静岡県(以下「乙」という。)において、消防防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。)を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない場合(「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知)及び「緊急消防援助隊要綱」(平成12年12月25日付消防救第315号消防庁長官通知)の対象となる場合を除く。)で、ヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 要請側の県消防防災担当課長(山梨県にあつては消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。)から応援側の県消防防災担当課長(山梨県にあつては消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。)に対し、応援要請を行うこととする。
- (2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。
- (3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。
- (4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成13年12月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年12月17日

甲 山梨県知事 天野 建

乙 静岡県知事 石川 嘉延

19-2-10 長野県と静岡県 の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(県消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、長野県(以下「甲」という。)及び静岡県(以下「乙」という。)において、消防防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。)を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない事案が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知)及び「緊急消防援助隊要綱」(平成12年12月25日付消防救第315号消防庁長官通知)の対象となる事案並びに海難救助のための事案を除く。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。)と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 要請側の県消防防災担当課長(長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。)から応援側の県消防防災担当課長(長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。)に対し、応援要請を行うこととする。
- (2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。
- (3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。
- (4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成15年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月1日

甲 長野県知事 田中康夫

乙 静岡県知事 石川嘉延

19-2-11 四県一市航空消防防災相互応援協定

(消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市（以下「四県一市」という。）において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知)の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリ（代替機を含む。以下同じ。）が点検又は整備のため出動することができない場合（次号から第4号までに該当する場合を除く。）
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリの資機材又は装備品では、出動事案に応えられない場合
- (4) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (5) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

(応援要請手続)

第3条 前条に規定する応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第4条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める「連絡・要請窓口」とする。

(応援の中断)

第5条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第6条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

- 2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(事故等の連絡)

第7条 要請した四県一市は、応援航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援した四県一市に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費（応援先において給油した場合のヘリの燃料費を除く。）は、応援

側の負担とする。

ただし、第2条第1号の応援活動に係る次の経費は、応援側と要請側の協議により、その全部又は一部を要請側の負担とすることができる。

- (1) ヘリの燃料費
 - (2) 隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費
 - (3) 当該応援により特別に必要となったヘリの修繕料
 - (4) 当該応援により特別に必要となった消耗品費
- 2 第1項にかかわらず、応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。
- ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。
- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- 4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(訓練の参加)

第9条 四県一市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡調整)

第10条 四県一市は、応援を円滑に行うことができるよう次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他必要な事項

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

2 平成26年3月31日に締結した「四県一市航空消防防災相互応援協定」は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、四県一市記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

岐阜県知事 古田肇

静岡県知事 川勝平太

愛知県知事 大村秀章

三重県知事 鈴木英敬

名古屋市長 河村たかし

19-2-12 静岡県内航空消防相互応援協定書

(消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、静岡市（静岡市に消防業務を委託する市町を含む。以下「甲」という。）、浜松市（以下「乙」という。）及び静岡県（以下「丙」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、甲の保有する静岡市消防ヘリコプター（以下「静岡市ヘリ」という。）、乙の保有する浜松市消防ヘリコプター（以下「浜松市ヘリ」という。）及び丙の保有する静岡県防災ヘリコプター（以下「県ヘリ」という。）を使用して行う航空消防に関する相互応援について必要な事項を定める。

(活動区域等)

第2条 この協定における静岡市ヘリ、浜松市ヘリ及び県ヘリの運航区域は、静岡県の区域とする。ただし、静岡県内で発生した災害に対する傷病者の搬送においては、この限りではない。

(航空消防の所管区域)

第3条 甲、乙及び丙は、原則として各々の所管区域（丙にあっては甲及び乙の区域を除く。）の航空消防を優先させることを確認の上で、次条各号に掲げる場合に、相互応援を行うものとする。

(相互応援)

第4条 この協定に基づく相互応援の範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 各自のヘリコプター（以下「ヘリ」という。）では、災害を防除することが困難となる時。
- (2) ヘリが、緊急消防援助隊を含む他の災害に出動しているとき。
- (3) ヘリの出動に相当の時間を要するとき。
- (4) ヘリが耐空検査等による点検、整備等のため出動できないとき。

(相互応援の要請)

第5条 前条に定める範囲で、甲は乙及び丙に対して、乙は甲及び丙に対して、丙は甲及び乙に対して、ヘリの出動を要請できるものとする。

(市町等への航空支援活動の位置付け)

第6条 甲又は乙が行う静岡県内の市町等（一部事務組合を含む。以下同じ。）に対するこの協定による航空支援活動については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定に基づき丙が行う航空機を用いた消防の支援とみなす。

(運航の調整等)

第7条 甲、乙及び丙は、ヘリの耐空検査等について相互に連絡し、当該検査等に要する期間や運航スケジュール等を調整するものとする。

2 甲、乙及び丙は、各々の出動事案であっても相互に連絡し、情報を共有するものとする。

(応援要請の手続)

第8条 この協定に基づく応援要請を受けた甲、乙及び丙は、所管業務又は気象状況等により運航に支障がある場合を除き相互に応援するものとする。

2 応援要請に係る手続については、電話又はファクシミリ等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容

- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職、氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

3 丙は、静岡県防災ヘリコプター応援協定(平成29年4月1日発効)第4条の規定により市町等から応援要請を受けた場合であって、甲又は乙に対し前2項の規定により応援を要請し、その同意が得られたときは、当該市町等にその旨を連絡しなければならない。

(応援要請の連絡先)

第9条 応援要請の連絡先については、甲にあつては静岡市消防局航空課長、乙にあつては浜松市消防局警防課長、丙にあつては静岡県危機管理部消防保安課長とする。

(応援の中断)

第10条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は、要請側と協議の上、ヘリの応援を中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第11条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて当該ヘリの基地施設を出発したときから当該ヘリの基地施設に帰着したときまでとする。ただし、ヘリが当該ヘリの基地施設以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があつたときは、その時点をもってこの協定に基づく応援を開始するものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援が中断され、復帰すべき命令があつたときは、その時点をもってこの協定に基づく応援を終了するものとする。

(ヘリの活動)

第12条 第6条の規定により実施する航空支援活動は、発災市町等の消防機関と相互に密接な連携の下に行動する。

(事故等の連絡)

第13条 要請側は、応援に出動したヘリの航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援側に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第14条 応援に要する派遣職員の給与、航空機の燃料費及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前3項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議定めるものとする。

(連携訓練の実施)

第15条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、連携訓練の実施に努めるものとする。

(連絡調整)

第16条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく応援を円滑に行うことができるよう次に掲げる項目についてあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場の把握
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他の必要な事項

(協定の有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了1箇月前までに甲、乙及び丙いずれからもそれぞれの相手方に対し異議の申出がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

(その他)

第18条 静岡県防災ヘリコプター応援協定(平成29年4月1日発効)は、甲と丙並びに乙と丙との間において効力を有しないものとし、平成28年4月15日に甲、乙及び丙が締結した静岡県内航空消防相互応援協定は、平成29年3月31日をもって廃止する。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各1通を所持する。

平成29年3月31日

甲 静岡県市長 田辺 信宏

乙 浜松市長 鈴木 康友

丙 静岡県知事 川勝 平太

19-2-13 災害等の緊急時における人員派遣に関する協定書

(県消防保安課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡エアコミュニティ株式会社(以下「乙」という。)とは、災害等の緊急時における人員派遣及び派遣要員の業務実施要領について必要な事項を定め、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要員の派遣)

第1条 甲は災害等の発生時において、「静岡県緊急消防援助隊受援計画」に基づく「静岡県ヘリコプター受援マニュアル」の運用に際し、「現地指揮班」に必要な要員の確保を行うため、必要により乙に要員派遣を要請し、乙は派遣可能な場合これを受けけるものとする。

(派遣要員の業務)

第2条 甲が乙の派遣要員に依頼する業務内容及び業務の遂行場所は、次のとおりとする。

(1) 業務内容

ア 運航関係要員

- (ア) 国土交通省航空局との連絡調整に関すること。
- (イ) ヘリコプターの飛行に関すること。
- (ウ) 応援部隊との通信連絡に関すること。
- (エ) 航空機の管制及び気象情報に関すること。
- (オ) 駐機場所の安全確保に関すること。

イ 整備関係要員

- (ア) ヘリコプターの整備に関すること。
- (イ) ヘリコプターの装備品に関すること。
- (ウ) 燃料補給に関すること。
- (エ) ヘリコプターの飛行時間の管理に関すること。

(2) 業務の遂行場所

ア 航空自衛隊 浜松基地 現地指揮班

イ 航空自衛隊 静浜基地 現地指揮班

(派遣要員の資格と人数)

第3条 乙が派遣する要員は、甲が依頼する第2条に規定する業務を行うことができる者とし、次のいずれかの資格を有する者とする。またこの場合において、甲が必要とする要員数は、それぞれ各2名とする。

(1) 運航関係要員

回転翼の操縦の資格を有し、運航管理業務ができる者

(2) 整備関係要員

回転翼の航空整備士の資格を有し、整備管理業務の経験を有する者

(派遣に関する諸手続等)

第4条 甲は、本協定に基づき乙に要員の派遣を要請する場合は、別に定める派遣要請書を乙に提出する。

2 乙は、甲より派遣の要請を受けた後、前条の条件を満たす派遣可能な要員の氏名及び人数を甲に通知するものとする。

3 派遣要員の引渡場所及び業務完了後の受入場所は、静岡ヘリポートとする。

(派遣経費)

第5条 本協定に基づく乙が派遣する要員に係る経費は、次のとおりとする。

(1) 乙が甲に派遣する要員の拘束料は、乙の規定による1暦日を単位とする人件費相当額を基本とし、業務完了後に甲及び乙が協議して決定する。

(2) 甲は、乙に要員派遣に係る日当、宿泊費その他の諸経費を別途支払うものとする。

(支払い)

第6条 甲は、乙に要員派遣の業務完了後、要員派遣に係る経費を乙の請求に基づき支払うものとする。

(責任)

第7条 乙が本協定の履行に際し、甲の派遣要請に対し派遣可能な要員を確保できなかった場合は、甲は乙に対し損害賠償の責を要求しないものとする。

2 乙の派遣要員が本協定に基づく業務を履行する際、甲又は第三者に損害を与えた場合、その損害の処理は甲の責任をもって行われるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙の派遣要員が本協定に基づく業務の履行により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密事項を、本協定期間中は元より、協定期間終了後であっても、他の目的に使用し、あるいはいかなる第三者にも漏洩してはならない。

(報告)

第10条 乙は、本協定の遂行状況に関し甲の要求があるときは、速やかに報告しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙が本協定に違背し、あるいはその履行を怠ったときは、その相手方は、本協定の一部又は全部を解除することができる。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲及び乙いずれからも書面による別段の意思表示がないときは、更に1年継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙で誠意を持って協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 静岡市追手町9番6号
静岡県知事 石川嘉延

乙 静岡市栄町1番地の3
静岡エアコミュニタ株式会社
代表取締役社長 渡井洋治郎

19-2-14 大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

(県危機政策課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県レッカー事業協同組合(以下「乙」という。)は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第35条の規定に基づき、大規模地震災害時における災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務(以下「車両等排除業務」という。)の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、警察官が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の3第2項に基づく措置をとるに当たり、車両等排除業務の実施を乙に要請することができる。

(業務の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、出動業者(車両等排除業務に従事する者(以下「出動員」という。))の使用者たる出動業者をいう。以下同じ。)の名称及び出動員の氏名を甲に通知し、車両等排除業務を警察官の立会いのもとに実施する。

(業務の費用負担)

第3条 車両等排除業務の費用については、甲が実費相当額を負担するものとする。

(出動業者等が受けた損害の補償)

第4条 車両等排除業務の実施に当たり、交通事故その他やむを得ない事由により、出動業者又は出動員が損害を受けた場合は、出動業者、出動員又は乙が加入する公的な災害補償又は損害保険(以下「公的補償等」という。)の適用を原則とする。

ただし、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補償が受けられずその損害がてん補されない場合であって、甲が必要であると認めるときは、その限度において、静岡県地震対策推進条例第34条第1項により甲が補償を行うものとする。

(出動員が加えた損害の賠償)

第5条 車両等排除業務の実施に当たり、出動員が他人に損害を加えた場合において、甲が必要であると認めるときは、その出動員が負うべき損害賠償の責任の限度において、静岡県地震対策推進条例第34条第2項により甲が賠償を行うものとする。

ただし、故意又は重大な過失による場合は、出動業者、出動員又は乙の責任において賠償する。

(排除対象車両等の破損の補償)

第6条 車両等排除業務の実施に当たり、警察官の指示により、出動員が排除の対象とする車両その他の物件を、やむを得ない限度において破損した場合は、前条の規定にかかわらず、災害対策基本法第82条により甲が損失を補償する。

(協定の実施)

第7条 この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、平成15年8月22日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定の条項の解釈・適用又はこの協定に定めがない事項につき疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年8月22日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 静岡県レッカー事業協同組合
理事長 加藤正明

19-2-22 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定

(県危機政策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、静岡県（以下「甲」という。）が赤帽静岡県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）に対し、応急対策に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急輸送について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、物資の緊急輸送のための車両が不足するとき、又は必要があると認めるときは、乙に対し物資の輸送を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 物資の出発地及び到着地
- (3) 物資の内容及び数量
- (4) 輸送日時
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第4条 乙は、前2条の規定により緊急輸送を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 輸送年月日
- (2) 輸送区間及び走行距離
- (3) 運送事業者名
- (4) 車両台数
- (5) 輸送品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(費用負担)

第5条 この協定に基づく緊急輸送に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した車両に係る運賃、料金、有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該災害の発生直前において乙の組合員が国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償責任)

第6条 乙は、物資の緊急輸送中に、乙の責に帰する理由により緊急輸送車両の使用者（同乗者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事中の者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し又は負傷したときは、甲は、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）に基づきその損害を補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責めを免

れる。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、緊急輸送中に覚知した災害による被害情報を積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送が円滑に行われるよう、乙に対し、組合員名簿、車両数、料金等について、報告を求めることができるものとする。

(市町との協力)

第10条 甲は、市町が乙と災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行うものとする。

2 乙は、協定を締結していない市町から物資の緊急輸送の要請があった場合においても、当該市町に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成20年 1月25日

甲 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

乙 静岡市葵区古庄1丁目10-8

赤帽静岡県軽自動車運送協同組合

代表理事 稲井 弘

19-2-23 高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と中日本高速道路株式会社(以下「乙」という。)は、平成21年3月23日付けで締結した「静岡県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」第2条の規定に基づく防災分野での相互協力に関し、大規模災害発生時に乙が管理する高速道路のサービスエリア・パーキングエリア(以下「休憩施設」という。)を防災拠点として活用するため、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、甲及び広域応援部隊等(以下「部隊等」という。)が、乙が管理する休憩施設を防災拠点として活用するために必要な事項を定め、もって迅速かつ効果的な災害応急対策活動の実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「大規模災害発生時」とは、地震等により大規模な災害が発生し、甲が災害対策本部を設置した場合、又は甲が災害対策本部を設置することが見込まれる規模の災害が発生、若しくは発生するおそれが生じた場合をいう。

2 休憩施設とは、緊急開口部やヘリポートなどの利便設備、ライフライン設備、通信設備(以下「休憩施設防災設備」という。)及び駐車場、歩道、営業施設建物を含むものとする。

(大規模災害発生時における相互協力)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、大規模災害発生時に、休憩施設を防災拠点として機能させ、相互及び部隊等と協力するものとする。

(適用範囲)

第4条 この協定の適用範囲は、静岡県内の東名高速道路及び新東名高速道路の休憩施設とする。

(防災拠点機能)

第5条 大規模災害発生時における休憩施設の防災拠点機能(以下「拠点機能」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高速道路利用者、休憩施設利用者等の一時避難場所
- 二 部隊等の進出ヘリポート及び中継ヘリポート
- 三 部隊等の進出拠点及び中継地点
- 四 部隊等の待機場所及び休憩場所
- 五 前四号に掲げるもののほか、甲乙協議のうえ定める事項

2 静岡県内における各休憩施設固有の拠点機能は、別表のとおりとする。ただし、別に定めるものにあつてはこの限りではない。

3 乙は、毎年4月に休憩施設防災設備の一覧表を作成し、甲と共有するものとする。なお、その内容に変更が生じた場合には、その都度、甲と共有するものとする。

(平常時からの相互協力)

第6条 甲及び乙は、大規模災害発生時に休憩施設の拠点機能が効果的に発揮されるよう、次に掲げる事項について、平常時から相互に協力するものとする。

- 一 甲及び乙の定期的な調整会議の実施
ただし、甲及び乙は、市町及び部隊等に調整会議への参加を依頼することができる。
- 二 甲、乙及び部隊等が連携した防災訓練の実施
- 三 防災拠点の運用に係る連絡体制の整備
- 四 その他必要と認められる事項

(費用負担)

第7条 第3条に基づく相互協力に要する費用負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償責任)

第8条 この協定に基づく休憩施設の使用により、甲が災害応急対策業務を遂行するにあたり乙に損害を加えた場合においては、甲が賠償するものとする。

2 甲又は静岡県内市町の要請を受け災害応急対策業務に従事する部隊等が業務を遂行するにあたり乙に損害を加えた場合においては、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定によるものとする。

(他の計画との整合)

第9条 甲及び乙は、第5条第1項各号に掲げる休憩施設の拠点機能について、静岡県地域防災計画、静岡県広域受援計画その他の計画との整合を図るものとする。

(協定の変更)

第10条 この協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(細目協定等)

第11条 この協定は、必要に応じて細目を別に定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは期間満了日の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、又は解釈について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月24日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社
東京支社長

高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書に基づく 足柄サービスエリア(下り)の進出拠点としての使用に関する細目協定

静岡県(以下「甲」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「乙」という。)及び中日本エクス株式会社(以下「丙」という。)は、甲と乙が平成27年3月24日付けで締結した「高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)第11条の規定に基づき、東名高速道路足柄サービスエリア(下り)(以下「足柄SA」という。)を進出拠点として使用する場合は、次のとおり細目協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、甲及び広域応援部隊等(以下「部隊等」という。)が、乙及び丙が管理する足柄SAを進出拠点として使用するにあたり、足柄SAに派遣される甲の職員及び部隊等が使用できる施設の範囲、設備・備品の取り扱い等を定め、もって静岡県外から進出する部隊等の迅速かつ効果的な災害応急対策活動の実施を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「進出拠点」とは、部隊等が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点をいう。

(適用範囲)

第3条 この協定は、東名高速道路 足柄サービスエリア(下り)に適用する。

(大規模災害発生時における相互協力)

第4条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、大規模災害発生時に足柄SAを進出拠点として機能させることについて、相互に協力するものとする。

(使用範囲)

第5条 足柄SAを進出拠点とする場合において、甲及び部隊等が使用できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 別紙-1に示す休憩施設防災設備(駐車場及び歩道部、緊急用開口部、ヘリポート並びに通信設備等)
- 二 別紙-2に示す営業施設建物内の範囲(机、椅子、コピー機等の備品類及び電源を含む)
- 三 甲は、前二号に規定する範囲が被災し、使用不能になった場合等には、他に使用可能な範囲等を乙又は丙の承諾のもとに使用できるものとする。

(備品・資機材等の保管)

第6条 乙は、前条に規定する使用範囲の他、甲が災害応急対策活動を遂行するうえで必要な備品・資機材等(以下「備品等」という。)の保管場所として足柄SAの敷地を使用することに協力するものとする。

- 2 前項に規定する保管場所は屋外とし、具体の場所については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、保管に必要な屋外倉庫、収納ラック等は甲の責において手配のうえ、設置するものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき、屋外倉庫、収納ラック等を設置する場合は、必要に応じて、乙の指示に従い、道路占用許可申請手続きを行うものとする。
- 4 甲は、備品等を保管する場合は、別添(備品・資機材等保管リスト)を標準例として、保管場所位置図及び備品等の一覧表を作成し、乙及び丙と共有するものとする。一覧表に変更が生じた場合は、別添を変更のうえ、同様に共有するものとする。

(設備、備品等の使用)

- 第7条 第5条に規定する使用範囲の他、災害応急対策活動を行うにあたり、甲が足柄SAで使用を要望する設備、備品等については、現地において甲及び乙又は丙が取り扱い方法を協議し、決定するものとする。
- 2 乙及び丙は、前項の甲の要望に対し可能な範囲で協力するものとする。ただし、足柄SAの被災状況や現地状況を鑑み、やむを得ない事由により協力が困難な場合はこの限りではない。
- 3 甲、乙及び丙は、前二項の規定を踏まえ、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。
- 一 営業施設建物内の従業員用トイレ、休憩場所(女性職員への対応を含む)の使用
 - 二 乙及び丙が備蓄している防災備蓄品(食料、飲料、備品等)の使用
 - 三 その他甲が必要とする設備、備品等の使用及び借用

(連絡体制)

- 第8条 甲は、足柄SAを進出拠点として使用する場合には、別紙-3に示す連絡体制表に基づき連絡するものとする。

(防災訓練)

- 第9条 甲、乙及び丙は、足柄SAを進出拠点として機能させるために平常時より連携して防災訓練に取り組むものとする。この場合において、乙及び丙は業務に支障のない範囲で足柄SAの使用について協力するものとする。

(費用の負担)

- 第10条 次の各号に掲げる費用については、無償とする。
- 一 第5条各号に規定する使用範囲内における休憩施設防災設備、営業施設建物及び備品等の使用に係る費用
 - 二 第7条に規定する設備、備品等の使用に係る費用
 - 三 第9条に規定する防災訓練の実施における足柄SAの使用に係る費用

(損害賠償責任)

- 第11条 第5条各号に規定する使用範囲において、甲は、自らの責において災害時における使用範囲の安全性を確認するものとし、使用にあたり甲が被った損害について、乙及び丙はその損害を賠償する責を負わないものとする。
- 2 この協定に基づく足柄SAの使用により、甲が災害応急対策活動を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、甲が賠償するものとする。
- 3 甲又は静岡県内市町の要請を受け、災害応急対策活動に従事する部隊等が業務を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定によるものとする。

(協定の変更)

- 第12条 この協定を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれもが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは期間満了日の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

- 第14条 この協定に定めのない事項は、基本協定の定めによるものとし、この協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 28 年4月1日

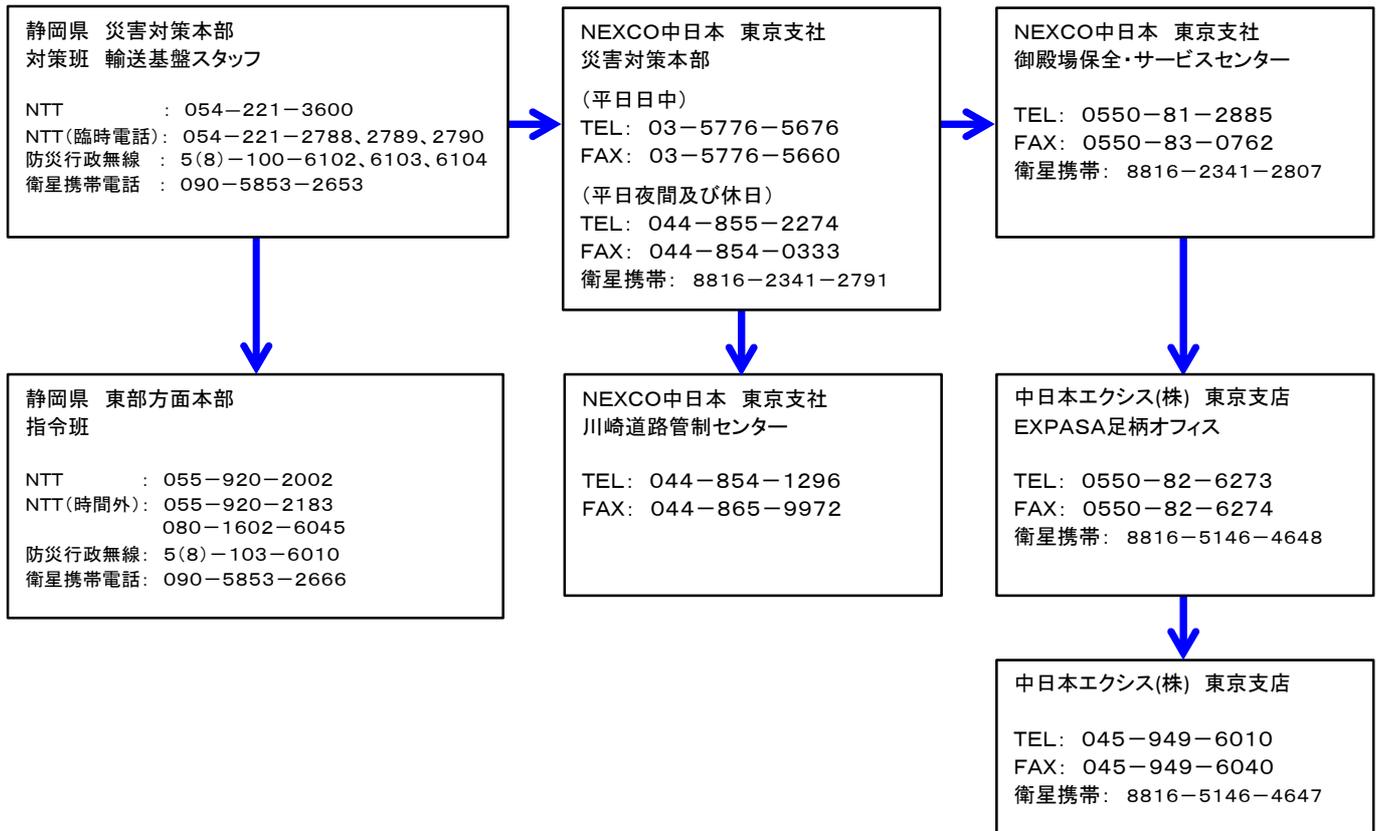
甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県 危機管理監 外岡 達朗

乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
保全・サービス事業部長 牟田 広繁

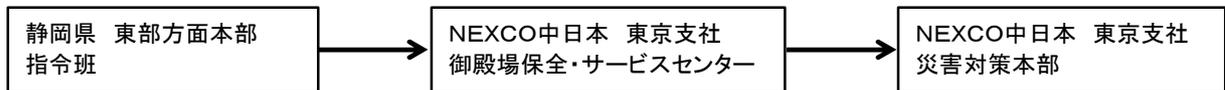
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
関連事業部長 中尾 信裕

丙 愛知県名古屋市中区栄2丁目3番1号
中日本エクス株式会社
代表取締役社長 勝美 雄次

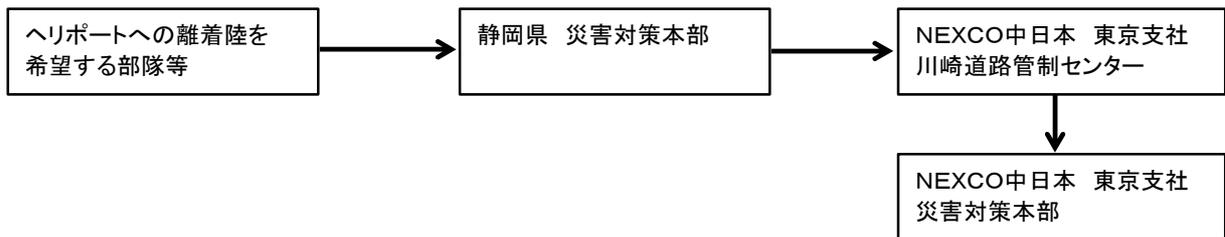
1. 進出拠点を開設する場合の連絡体制



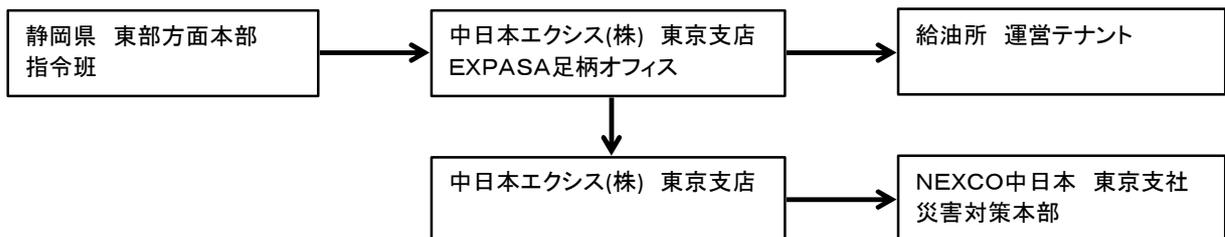
2. 緊急用開口部を使用する場合の連絡体制



3. ヘリポートを使用する場合の連絡体制



4. 給油所を使用する場合の連絡体制 (※発電機等の燃料を調達する場合を含む)



高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書に基づく 浜松サービスエリア（上り）の進出拠点としての使用に関する細目協定

静岡県（以下「甲」という。）、中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）及び中日本エクスプレス株式会社（以下「丙」という。）は、甲と乙が平成27年3月24日付けで締結した「高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第11条の規定に基づき、新東名高速道路 浜松サービスエリア（上り）（以下「浜松SA」という。）を進出拠点として使用する場合は、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、甲及び広域応援部隊等（以下「部隊等」という。）が、乙及び丙が管理する浜松SAを進出拠点として使用するにあたり、浜松SAに派遣される甲の職員及び部隊等が使用できる施設の範囲、設備・備品の取り扱い等を定め、もって静岡県外から進出する部隊等の迅速かつ効果的な災害応急対策活動の実施を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「進出拠点」とは、部隊等が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点をいう。

（適用範囲）

第3条 この協定は、新東名高速道路 浜松サービスエリア（上り）に適用する。

（大規模災害発生時における相互協力）

第4条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、大規模災害発生時に浜松SAを進出拠点として機能させることについて、相互に協力するものとする。

（使用範囲）

第5条 浜松SAを進出拠点とする場合において、甲及び部隊等が使用できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 別紙-1に示す休憩施設防災設備（駐車場及び歩道部、緊急用開口部、ヘリポート並びに通信設備等）
- 二 別紙-2に示す営業施設建物内の範囲（机、椅子、コピー機等の備品類及び電源を含む）
- 三 甲は、前二号に規定する範囲が被災し、使用不能になった場合等には、他に使用可能な範囲等を乙又は丙の承諾のもとに使用できるものとする。

（備品・資機材等の保管）

第6条 乙は、前条に規定する使用範囲の他、甲が災害応急対策活動を遂行するうえで必要な備品・資機材等（以下「備品等」という。）の保管場所として浜松SAの敷地を使用することに協力するものとする。

- 2 前項に規定する保管場所は屋外とし、具体の場所については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、保管に必要な屋外倉庫、収納ラック等は甲の責において手配のうえ、設置するものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき、屋外倉庫、収納ラック等を設置する場合は、必要に応じて、乙の指示に従い、道路占用許可申請手続きを行うものとする。
- 4 甲は、備品等を保管する場合は、別添（備品・資機材等保管リスト）を標準例として、保管場所位置図及び備品等の一覧表を作成し、乙及び丙と共有するものとする。一覧表に変更が生じた場合は、別添を変更のうえ、同様に共有するものとする。

（設備、備品等の使用）

第7条 第5条に規定する使用範囲の他、災害応急対策活動を行うにあたり、甲が浜松SAで使

用を要望する設備、備品等については、現地において甲及び乙又は丙が取り扱い方法を協議し、決定するものとする。

- 2 乙及び丙は、前項の甲の要望に対し可能な範囲で協力するものとする。ただし、浜松SAの被災状況や現地状況を鑑み、やむを得ない事由により協力が困難な場合はこの限りではない。
- 3 甲、乙及び丙は、前二項の規定を踏まえ、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。
 - 一 営業施設建物内の従業員用トイレ、休憩場所（女性職員への対応を含む）の使用
 - 二 乙及び丙が備蓄している防災備蓄品（食料、飲料、備品等）の使用
 - 三 その他甲が必要とする設備、備品等の使用及び借用

（連絡体制）

第8条 甲は、浜松SAを進出拠点として使用する場合には、別紙-3に示す連絡体制表に基づき連絡するものとする。

（防災訓練）

第9条 甲、乙及び丙は、浜松SAを進出拠点として機能させるために平常時より連携して防災訓練に取り組むものとする。この場合において、乙及び丙は業務に支障のない範囲で浜松SAの使用について協力するものとする。

（費用の負担）

- 第10条 次の各号に掲げる費用については、無償とする。
- 一 第5条各号に規定する使用範囲内における休憩施設防災設備、営業施設建物及び備品等の使用に係る費用
 - 二 第7条に規定する設備、備品等の使用に係る費用
 - 三 第9条に規定する防災訓練の実施における浜松SAの使用に係る費用

（損害賠償責任）

- 第11条 第5条各号に規定する使用範囲において、甲は、自らの責において災害時における使用範囲の安全性を確認するものとし、使用にあたり甲が被った損害について、乙及び丙はその損害を賠償する責を負わないものとする。
- 2 この協定に基づく浜松SAの使用により、甲が災害応急対策活動を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、甲が賠償するものとする。
 - 3 甲又は静岡県内市町の要請を受け、災害応急対策活動に従事する部隊等が業務を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定によるものとする。

（協定の変更）

第12条 この協定を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれもが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは期間満了日の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項は、基本協定の定めによるものとし、この協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県 危機管理監 外岡 達朗

乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
保全・サービス事業部長 牟田 広繁

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
関連事業部長 中尾 信裕

丙 愛知県名古屋市中区栄2丁目3番1号
中日本エクス株式会社
代表取締役社長 勝美 雄次

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と静岡県は、それぞれが所有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)の趣旨にのっとり、国土地理院及び静岡県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに原勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び静岡県は、保有する地理空間情報及び物品について、相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び静岡県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び被災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び静岡県は、地理空間情報等の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び静岡県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この有効期間に因わらず、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び静岡県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示を示さないときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 4月19日

茨城県つくば市北郷一帯

国土交通省国土地理院長



岡本 博

静岡県静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県知事



川勝 平太

19-3-1 災害救助に必要な物資の調達に関する協定

県経済産業部総務監
県マーケティング推進課
県茶業農産課
県水産振興課
県地域産業課
県危機政策課

1 昭和54年度作成様式

静岡県知事 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)の間に、災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達に関し、次のとおり協定する。

(要 請)

第1 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

(調達物資の範囲)

第2 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3 第1の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2. 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認(食品関係にあっては農政課長、プロパンガスにあっては消防防災課長、その他の物資にあっては商工企画課長とする。)のうえ、第4の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2. に掲げる者に連絡するものとする。

(価 格)

第5 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(引 渡 し)

第6 物資の取引場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

2. 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(代金の支払い)

第7 甲が引取った物資の代金は、引取後、すみやかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第8 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量を別紙「物資保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

(協 議)

第9 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10 この協定は、平成 年 月 日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資を取扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 静岡市追手町9-6

静岡県知事

乙 (住所)

(氏名)

別表(供給要請物資一覧表)

主食	米、粉乳
副食	漬物・梅干、つくだに、缶詰
調味料	味噌、醤油、塩
衣料	毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラシ
日用品	雨具、おむつ(紙)、おむつカバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴
燃料等	LPガス、LPガス器具

(別紙)

物資保有数量報告書

(平成 年 月 日現在)

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第8により、当(社、店、組合)の物資保有数量を下記のとおり報告します。

平成 年 月 日

静岡県知事

様

所在地
名称
代表者
電話番号

記

品名	数量	参考事項

(注)1. 品名については、下表の物資のうち、取扱品目を記入する。

2. 数量には、単位を付する。なお、単位は下表の()書きにすることを原則とする。

3. 物資が、多数であるときは、概数でさしつかえない。

4. 参考事項には、保有数量のうちのすべてを供給できない事情があるときは、供給可能量を表示するなど供給上参考となる事項を記入する。

5. 物資保有場所ごとに作成する。

(表)

区分	品名及び単位
主食	米(t)、粉乳(kg)
副食	漬物・梅干(kg)、つくだに(kg)・缶詰(kg)
調味料	味噌(kg)、醤油(・)、塩(kg)
衣料	毛布(枚)、テント(張)、シャツ(枚)、下着類(組)、作業衣(着)、 タオル(枚)、軍手(双)、サラン(反)
日用品等	雨具(こ)、おむつ(紙)(組)、おむつカバー(枚)、生理用品(袋)、 石けん(こ)、洗剤(箱)、ちり紙(ロール、又は締)、 なべ・ハンゴ(こ)、やかん(こ)、バケツ(こ)、皿(枚)、 茶わん(こ)、ハシ・スプーン(膳・本)、哺乳ビン(本)、 マッチ・ライター(こ)、懐中電灯(本)、乾電池(こ)、運動靴(足)
燃料等	LPガス(kg)、LPガス器具(こ)

2 平成8年度作成様式

静岡県知事 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、食品関係にあつては農政企画課長、プロパンガスにあつては消防防災課長、その他の物資にあつては地域産業課長が別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の意思を前項のものに確認の上、第4条の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(費 用)

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(代金の支払い)

第7条 甲が引取った物資の代金は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

(調達・製造可能数量の報告)

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資の調達可能量及び県内搬入方法を別紙2「物資調達・製造可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

(細目協定)

第9条 甲は、毎年4月1日現在の物資の調達に関する搬入経路、県集積所、県担当者、連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(市町村長協定との調整)

第10条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成 年 月 日から、その協力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる全ての物資を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 静岡市追手町9-6
 静岡県知事 印
 乙 (住所)
 (氏名)

別表

○確保が必要な物資

期間	発災直後	発災後3~4日まで	3~4日以降
想定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食料	(調理不要の食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料 牛乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実 飲料 牛乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野菜 果実 食肉 魚類 漬物 佃煮 味噌醤油 塩 飲料 牛乳 粉ミルク
物資	衣料:毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラシ 日用品等:雨具、おむつ(紙)、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴 燃料等:LPガス、LPガス器具		

別紙1 物資調達要請文書

第 号
平成 年 月 日

会社名
代表者 様

静岡県知事

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬 入 希 望 場 所
月 日 ~ 月 日まで			

注: 要請数量は、1日当たり数量である。

担当 室 ○○
電話 054-221-

別紙2 物資調達・製造可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

会社名
代表者

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(第4条・第8条)により、当社の(物資調達・製造可能数量・措置の状況)を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量

発災直後		発災後3～4日まで		3～4日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)		(自炊のための食材)	
おにぎり		おにぎり		米	穀
弁当		弁当		野菜	菜
パン		パン		果実	実
缶詰		缶詰		食肉	肉
飲料		カップラーメン		魚類	類
牛乳		カップ味噌汁		漬物	物
粉ミルク		レトル食品		佃煮	煮
		果実		味噌醤油	
		飲料		塩	
		牛乳		飲料	料
		粉ミルク		牛乳	乳
				粉ミルク	ク
毛布	()	テント	()	シャツ	()
下着類	()	作業着	()	タオル	()
軍手	()	サラシ	()	雨具	()
おむつ(紙)	()	おむつカバー	()	生理用品	()
石けん、洗剤	()	ちり紙	()	なべ、ハンゴー、やかん	()
バケツ	()	皿、茶わん	()	ハシ・スプーン	()
哺乳ビン	()	マッチ・ライター	()	懐中電灯、乾電池	()
運動靴	()	LPガス	()	LPガス器具	()

注:協定書第8条による報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

19-3-2 災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書

(県地域産業課)

静岡県知事 (以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、災害時における応急復旧に必要な資機材(以下「資機材」という。)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、資機材を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

- (1)静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2)静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、資機材の供給を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

(供給資機材の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する資機材は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が供給可能な資機材とする。

- (1)トタン、板、クギ、スレート、瓦、畳、硝子、鋼材
- (2)その他甲が指定する資機材

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、地域産業室長が別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を前項の者に確認の上、第4条の措置 をとるものとする。

(資機材の運搬、引渡し)

第4条 資機材の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し資機材を確認のうえ引取るものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(費 用)

第5条 第2条の供給資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(代金の支払い)

第6条 甲が引取った資機材は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

(報 告)

第7条 甲は、毎年4月1日現在の資機材の供給に関する搬入経路、県集積場所、県担当者、連絡先等について、乙に報告するものとする。

2 乙は、この協定の成立の日及び毎年7月1日現在の供給可能資機材、連絡先、担当者及び搬入方法を別紙2「供給可能資機材等報告書」により甲に報告するものとする。

(市町村長協定との調整)

第8条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先 するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成 年 月 日から、その効力を有するものとし、甲は乙 が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。但し、乙が別表 に掲げる全ての資機材を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。

(附則)

昭和54年に申合わせをした応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 静岡県静岡市追手町9-6
静岡県知事

乙 (住所)
(氏名)

別紙1 資機材調達要請文書

第 号
平成 年 月 日

会社名

代表者 様

静岡県知事

(地域産業室長)

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給の要請について

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する資機材

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

担当 地域産業室 ○○

電話 054-221-

別紙2 供給可能資機材等報告書

平成 年 月 日

静岡県知事 様
(地域産業室長)

会社名
代表者

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書(第7条)により、当社 の供給可能資機材を下記のとおり報告します。

記

1 供給可能資機材(供給が可能な資機材を○で囲む。)

ト タ ン 板 クギ スレート 瓦 畳 硝子 鋼材

2 通常の連絡先

所在地	担当部署	担当者名	電話番号 FAX番号

3 県内への搬入場所、方法(いずれかに○をつける)

- ① 県集積所まで当社が搬入する(熱海、下田、沼津、富士、静岡、
藤枝、磐田、天竜、浜松)
- ② 当社指定場所へ県へ引き渡し(県 市・町)
- ③ そ の 他()
- ④ 搬入方法(陸路、空路、海路)

3 発災時の当組合の連絡先(不通の場合を考慮し、3ケースを記入する)

	所在地	担当部署	担当者名	電話 (FAX)番号
第1順位				
2				
3				

4 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

--

19-3-3 災害救助法発動時における学校給食用物資の調達に関する協定書

(県教育委員会学校教育課)

静岡県(以下「甲」という)と静岡県学校給食会(以下「乙」という)との間に、災害救助法が発動された際の学校給食用物資の調達に関し、次のとおり協定する。

(要 請)

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、学校給食用物資(以下「物資」という)を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙と提携関係にある団体(以下「乙等」という)に対し、その保有する学校給食用物資の供給を要請することができる。

(供給学校給食用物資の範囲)

第2 乙等は、甲から要請のあった物資について、その保有する範囲において供給に応ずるものとする。

(要請の方法)

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない時は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙等は甲の意思を体育保健課長を通じて確認のうえ、第4の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙等の措置)

第4 第1の要請を受けた時は、乙等はその要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

(引き渡し)

第5 物資の引き渡し場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認のうえ引き取るものとする。

(価 格)

第6 物資の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。

ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は負担に係る運搬等流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等が協議して定める。

(代金の支払い)

第7 甲は、引き取った物資の代金については、30日以内の延納とし、供給要請先に支払うものとする。

(協 議)

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成8年2月15日

(甲) 静岡市追手町9-6
静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 静岡市駿府町1-12
静岡県学校給食会
理 事 長 石田 德行

19-3-4 応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書

(県林業振興課)

静岡県内に災害が発生し、応急復旧に必要な資機材を県又は市町村から供給の要請及び斡旋をされたときは、当社の保有する資機材を優先的に安定供給することを同意します。

昭和〇年〇月〇日

住 所

社 名

代表者

静岡県知事 山本敬三郎様

以下のとおり同意を得ている。

同意者	同意年月日
静岡県木材協同組合連合会 理事長 川口清俊	昭和54年4月11日

19-3-5 大規模災害時における救援物資の提供に関する基本協定書

(県危機政策課)

静岡県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、大規模災害発生時における救援物資の提供について、次のとおり基本協定を締結する。

(救援物資提供の要請)

第1条 乙は、大規模災害時において、甲又は市町から救援物資の提供の依頼を受けたときは、これに協力するよう努めるものとする。

(救援物資の範囲)

第2条 前条の規定により甲が乙に協力を要請することができる救援物資の範囲は、乙が設置した災害時対応型自動販売機(以下「災害救助ベンダー」という。)の機内飲料とする。

(費用)

第3条 前2条の規定により乙が提供した救援物資の費用は、無償とする。

(市町との協定締結)

第4条 乙は、前条に規定する救援物資の提供に関して、市町と協議し、対象となる大規模災害の範囲、協力要請の方法等、細目を定めた協定を締結するものとする。

(平常時の努力義務)

第5条 乙は、平常時から大規模災害時に備えて地域における災害救助ベンダーの設置に努めるものとする。

2 甲及び市町は、乙が前項の規定により地域に災害救助ベンダーを設置するにあたり必要がある場合は、乙と地域との調整に協力するものとする。

(情報交換)

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は同一内容をもって更に5年間継続するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項の処理)

第8条 この協定に定めのない事項で疑義を生じた場合は、甲・乙協議して処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県知事 川 勝 平 太

(乙)

アサヒカルピスビバレッジ株式会社中部支社

キリンビバレッジ株式会社静岡支社

サッポロ飲料株式会社

セイユウフーズ株式会社

ナショナル・ベンディング株式会社静岡支店

大塚製薬株式会社静岡支店

株式会社ジャパンビバレッジホールディングス京浜中部支社

中央静岡ヤクルト販売株式会社

西静岡ヤクルト販売株式会社

中部カーラ・コマース株式会社静岡営業所

日東パシフィックベンディング株式会社浜松営業所

エフ・ヴィセントラル株式会社

コカ・コーラセントラルジャパン株式会社富士地区営業本部VS営業部

サントリーフーズ株式会社静岡支店

ダイドードリンコ株式会社中部第二営業部

ユニバーサル商事株式会社

株式会社アペックス東海支社

株式会社ポッカコーポレーション静岡営業所

東静岡ヤクルト販売株式会社

三機商事株式会社浜松営業所

中部ペプシコーラ販売株式会社

米久ベンディング株式会社

(順不同)

災害時における資機材供給に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会静岡支部（以下「乙」という。）は、災害時における資機材（レンタル機械・日常生活雑貨品等）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、資機材を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において資機材を調達する必要があると認められるときは、乙の協力会員に資機材の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙の協力会員は、前条の要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙の協力会員は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、様式2により報告するものとする。

（提供資機材）

第5条 甲が、乙の協力会員に供給を要請する資機材は、おおむね別表に掲げるもので、乙の協力会員が取り扱いする調達可能な資機材とする。

2 乙の協力会員は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第6条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は乙の協力会員が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、この限りでない。

（車両の通行）

第7条 甲は、乙の協力会員が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙の協力会員が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙の協力会員が協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(資料の交換及び情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定に基づき協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲と乙が必要と認める資料を随時交換するものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

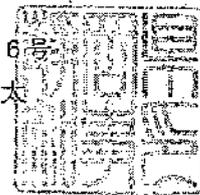
(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号
静岡県知事 川 勝 平 太



乙 静岡県静岡市駿河区宮竹一丁目14番14号
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会静岡支部
支 部 長 田 島 潤



別表

災害時に提供を要請する主な保有資機材

[運搬機器]

- ・ フォークリフト
- ・ 軽トラック
- ・ ハイリフト (パワーリフター)
- ・ ハンドパレットトラック (ハンドパレット)
- ・ ローラーコンベア
- ・ 台車
- ・ メッシュパレット (パレターナ、ボックスパレット)
- ・ カゴ車 (カゴターナ)

[仮設用資機材]

- ・ 仮設事務所
- ・ 仮設トイレ
- ・ 仮設備品 (机、ロッカー、パーティション、手洗ユニット、消火器 他)
- ・ 暖房用備品 (ストーブ 他)
- ・ 事務機器 (トランシーバー、コピー機、FAX 他)
- ・ 電化製品 (テレビ、洗濯機、冷蔵庫、掃除機、衣類乾燥機、除湿機、電気ポット、扇風機、ガス湯沸器、エアコン、シュレッダー 他)

[その他]

- ・ 発電機
- ・ 灯光機 (投光車)
- ・ 養生板



19-4-1 災害時において宿泊施設が2次的避難者を収容することに関する協定

(県危機政策課)

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、静岡県(以下「甲」という。)が、〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)に対し、高齢者等災害弱者の収容について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(避難者の収容の依頼)

第2条 甲は、市町村の用意する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)に避難した者のうち、市町村長が避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断した者(以下「2次的避難者」という。)の収容について、乙に協力を要請することができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合には、事前に電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うことを原則とする。

- (1) 要請者の所属、氏名及び連絡先
- (2) 収容を依頼する2次的避難者の氏名及び連絡先
- (3) 収容を依頼する理由及び期間
- (4) その他必要な事項

(要請の受諾)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合には、当該施設の使用の目的の範囲内において、その要請を受諾するよう努めるものとする。

(収容期間)

第5条 甲が乙に対し依頼する2次的避難者の収容期間は、原則として7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上7日以内の範囲において、その期間を延長することができるものとし、さらに延長を必要とする場合も同様とする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙に依頼した2次的避難者の収容に関し、適正な費用を負担するものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県知事

(乙) (宿泊施設等の管理者)

協定締結施設

(H24年4月現在)

関係課	関係施設	施設名	所在地	収容可能人員
環境ふれあい課	ゴルフ場関係施設	愛鷹シックスハンドレッドクラブ	沼津市	49
		朝霧ジャンボリーゴルフクラブ	富士宮市	40
		太平洋クラブ御殿場ウエスト	御殿場市	28
		葛城ゴルフクラブ	袋井市	100
		ラフォーレ修善寺&カントリークラブ	伊豆市	1,600
		伊豆湯ヶ島倶楽部	伊豆市	200
		静岡カントリー浜岡コース	御前崎市	100
		伊豆下田カントリークラブ	南伊豆町	70
観光政策課	公営国民宿舎等	浜松市天竜保養センター「若杉荘」	浜松市天竜区	19
		国民宿舎かわづ	河津町	130
		南伊豆国民休暇村	南伊豆町	250
		国民宿舎伊豆まつぎ荘	松崎町	155
		菊川市営保養センター「小菊荘」	菊川市	40
		国民宿舎奥浜名湖	浜松市北区細江町	120
長寿政策課	老人休養ホーム	寿荘	伊豆の国市	130
労働政策課	いこいの家	おおとり荘	伊豆の国市	130
小	計(A)	16施設		3,161

なお、県有施設であるので通知によっているが、次の青少年教育施設においても2次的避難者を収容する。

関係課	関係施設	施設名	所在地	収容可能人員
県教育委員会教育総務課	青少年施設	朝霧野外活動センター	富士宮市	200
		焼津青少年の家	焼津市	250
		観音山少年自然の家	浜松市北区引佐町	200
		三ヶ日青年の家	浜松市北区三ヶ日町	200
小	計(B)	4施設		850
合	計(A)+(B)	20施設		4,011

災害時における高齢者福祉施設サービス継続のための連携等に関する協定書

静岡県老人福祉施設協議会（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）

とは、高齢者福祉施設における災害対策の強化を円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した時（以下「災害時」という。）の高齢者福祉施設のサービス継続のため、施設間や地域との連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、甲の会員（以下「会員」という。）に対し、次の事項について協力を要請するものとする。

(1) 会員は、静岡県内及び近隣県で介設探検を確保できる同種又は類似の施設（以下「同種施設」という。）間で、施設利用者の受入れや職員派遣等経営資源の融通を内容とした連携協定（以下「連携協定」という。）の締結に努めること。

(2) 会員は、日頃から地域貢献活動等を通して自治会等と関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受入れや避難所生活が困難になった高齢者等（以下「要援者」という。）の受入れ等双方向の連携を行えるように努めること。

(3) 会員は、「災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書について」（平成8年3月27日付け高齡第941号静岡県民生部政通知）に基づく市町との協定について、再締結又は見直しに努めること。

(4) 会員は、災害時において、要援者の受入れ、職員派遣その他について、乙又は市町から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。

(5) 会員は、災害時において、連携協定に基づき施設利用者の受入れや職員の派遣等を行った場合、甲を通じて乙に報告すること。

（乙の役割）

第3条 乙は、同種施設間での連携協定の締結に係る指導、助言又は調整を行う。

2 乙は、同種施設間での連携協定の締結状況及び災害時における会員の派遣可能な職員数の登録を行う。

3 乙は、災害時において、市町等から介設職員等の派遣要請等があった場合には、甲及び関係機関等との調整を図るものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

2 乙は、会員が第2条の協力を効果的に実施できるよう、近隣県、県内各市町及び関係機関に対して当該協定の締結について周知するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に關して緊急が生じた場合は、その都度甲乙間において協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年3月7日

甲 静岡市葵区駿府町1番70号

静岡県老人福祉施設協議会

会長 石川 三哉

乙 静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県健康福祉部長

池谷 亨士

災害時における老人保健施設サービス継続のための連携等に関する協定書

静岡県老人保健施設協会（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）とは、老人保健施設における災害対策の強化を円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した時（以下「災害時」という。）の老人保健施設のサービス継続のため、施設間や地域との連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、甲の会員（以下「会員」という。）に対し、次の事項について協力を要請するものとする。

- (1) 会員は、静岡県内及び近隣県で介護環境を確保できる同種又は類似の施設（以下「同種施設」という。）間で、施設利用者の受入れや職員の派遣等経営資源の融通を内容とした連携協定（以下「連携協定」という。）の締結に努めること。
- (2) 会員は、日頃から地域貢献活動等を通して自治会等と関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受入れや避難所生活が困難になった高齢者等（以下「要援護者」という。）の受入れ等双方向の連携を行えるように努めること。
- (3) 会員は、市町との間で、災害時に要援護者の避難施設として施設を使用することに関する協定の締結に努めること。
- (4) 会員は、災害時において、要援護者の受入れ、職員の派遣その他について、乙又は市町から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。
- (5) 会員は、災害時において、連携協定に基づく施設利用者の受入れや職員の派遣等を行った場合、甲を通じて乙に報告すること。

（乙の役割）

第3条 乙は、同種施設間での連携協定の締結に係る指導、助言又は調整を行う。
2 乙は、同種施設間での連携協定の締結状況及び災害時における会員の派遣可能な職員数の登録を行う。

3 乙は、災害時において、市町等から介護職員等の派遣要請等があった場合には、甲及び関係機関等との調整を図るものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

2 乙は、会員が第2条の協力を効果的に実施できるよう、近隣県、県内各市町及び関係機関に対して当協定の締結について周知するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙間において協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月17日

甲 富士市大淵3901-1

静岡県老人保健施設協会

会長

中島一彦

乙 静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県健康福祉部長

宮城島好史

19-5-1 災害時における放送要請に関する協定

(県危機政策課)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号以下「法」という。)第57条の規定に基づき、静岡県知事が、日本放送協会静岡放送局(以下「NHK」という。)に放送を行うことを求める時の手続き等を定めるものとする。

(放送要請)

第2条 静岡県知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気電信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要ある時は、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 静岡県知事は、NHKに対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

1. 放送要請の理由
2. 放送事項
3. 希望する放送日時及び送信系統
4. その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKは、静岡県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、静岡県生活環境部広報課長及び、日本放送協会静岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定実施に関し、必要な事項は静岡県知事及び、NHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和50年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和50年4月1日

静岡県知事 山本 敬三郎
日本放送協会
静岡放送局長 加藤 和生

(注) 同様の協定を以下の6放送局(会社)とも締結している。

ただし、日本放送協会浜松放送局は昭和63年7月に静岡放送局浜松支局となっている。

放送局名	協定締結年月日	協定締結者	連絡責任者
日本放送協会浜松放送局	昭和50年4月1日	浜松放送局長 太田哲二	放送部長
静岡放送株式会社	昭和50年4月1日	社長 大石益光	報道部長
株式会社テレビ静岡	昭和50年4月1日	社長 児玉連	報道部長
静岡県民放送株式会社	昭和54年9月1日	社長 平山博三	報道制作部長
株式会社静岡第一テレビ	昭和55年3月31日	社長 江藤 栄	報道部長
静岡エフエム放送(株)	昭和58年4月1日	社長 河合 滋	編成制作部長

19-5-2 災害時における新聞報道に関する申合せ

(県危機政策課)

(趣旨)

第1条 この申合せは、静岡県地域防災計画に基づき静岡県(以下「甲」という。)が、災害対策本部又は地震災害警戒本部を設置したとき(以下「災害時等」という。)における広報について、朝日新聞社静岡支局(以下「乙」という。)に協力を要請するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等に各種の混乱防止と被害の実情周知等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり必要な場合には、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1)気象、地震及び水象に関する情報
- (2)警戒宣言及び地震予知情報
- (3)道路交通情報
- (4)交通機関の状況
- (5)水道、電話、電気及びガスの状況
- (6)医療及び救護の状況
- (7)その他静岡県地域防災計画に定めるもの

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1)報道要請の理由
- (2)必要な報道の内容
- (3)その他必要な事項

(連絡責任者)

第4条 前条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲の連絡責任者は企画部広報課長とし、乙の連絡責任者は静岡支局長とする。

(効力)

第5条 この申合せは、平成7年7月7日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第6条 この申合せに定めのない事項及びこの申合せに関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の申合せの成立を証するため、この申合せ書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成7年7月7日

(甲)静岡県知事

石川 嘉延

(乙)株式会社朝日新聞社静岡支局長

街 風 隆 雄

(注)同日、以下の新聞社との間でも同様の申合せを行っている。

新聞社名	調 印 者	連絡責任者	新聞社名	調 印 者	連絡責任者
産経新聞社	静岡支局長 滝川 忠正	静岡支局長	日刊工業新聞社	静岡支局長 青山 征人	静岡支局長
静岡新聞社	社 長 大石 益光	編集局長	毎日新聞社	静岡支局長 加藤 春樹	静岡支局長
中日新聞社	東海本社代表 成田 和雄	静岡総局長	読売新聞社	静岡支局長 湯川 秀夫	静岡支局長
中部経済新聞社	静岡支局長 永井 國弘	静岡支局長	共同通信社	静岡支局長 野上 忠興	静岡支局長
日本経済新聞社	静岡支局長 神田 忠慶	静岡支局長	時事通信社	静岡総局長 宮崎 行雄	静岡総局長

静岡土木事務所長(以下「甲」という。)&静岡中央郵便局長(以下「乙1」という。)、静岡南郵便局長(以下「乙2」という。)、静岡西郵便局長(以下「乙3」という。)&及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会長(以下「乙4」という。)&とは、公共土木施設等における被害情報提供に関して、次のとおり地区覚書を締結する。

(目的)

第1条 この地区覚書は、静岡市内の公共土木施設等に関して、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」とが相互に協力して公共土木施設等を常時良好な状態に維持し、県民生活の安全を確保し、もって地域社会の発展に資することを目的とする。

(通報範囲)

第2条 この地区覚書を適用する通報範囲は、静岡市内における公共土木施設等で、「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」に所属する郵便局職員等が業務中に知り得た範囲のものとする。

(通報内容)

第3条 通報内容は道路の陥没・亀裂・舗装状態・側溝破損・防護柵の異常・河川の水質汚濁・護岸の破損・堤防の漏水・土砂災害の前兆現象等の公共土木施設等の異常とする。

(通報方法)

第4条 「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」においては別に定める連絡系統により、関係機関へ電話又はFAXで通報する。また、連絡票は別に定める。

(連絡系統における市町村の介在)

第4条の1 連絡系統には、第一報の通報を受ける介在機関(以下「介在市町村」という。)として、既に静岡市長と静岡中央郵便局長、静岡南郵便局長、静岡西郵便局長及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会長との間に「災害等支援協力に関する覚書」を締結している静岡市(担当:維持管理課)に置くものとする。

(介在市町村の役割)

第4条の2 「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」からの通報を受けた「介在市町村」は、「甲」の管轄する箇所に係る通報について通報の内容を「甲」に連絡するものとする。

(介在市町村の承諾)

第4条の3 「甲」は通報に介在する「介在市町村」と別途承諾書を取り交わすものとする。

(通報時の対応)

第5条 「甲」は通報を受けたときは、迅速に必要な処置を検討した上、適切に対処するものとする。

(事後の措置)

第6条 「甲」は通報に対する措置について、必要に応じ「乙1」「乙2」「乙3」「乙4」及び「介在市町村」に報告を行うものとする。

(実施時期)

第7条 この地区覚書は、平成14年11月27日から効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この地区覚書に定めのない事項及びこの覚書に関する疑義を生じたときは、その都度、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」が協議して定めるものとする。

この地区覚書を証するため本書5通を作成し、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成14年11月27日

「甲」 静岡県静岡土木事務所長

長江元義



「乙1」 静岡中央郵便局長

高橋政一



「乙2」 静岡南郵便局長

井口哲彦



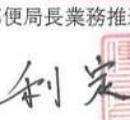
「乙3」 静岡西郵便局長

鈴木操



「乙4」 東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会会長

八木利定



19-6-1 災害時の医療救護活動に関する協定書(労働福祉事業団)

(県地域医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と労働福祉事業団(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(労働災害、航空機事故等)を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、静岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると認める場合には、乙に対し、医療救護班の編成及びの派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の避難所及び医療救護施設(救護所、救護病院、仮設救護病院及び仮設病棟をいう。)等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(医療救護活動計画に関する指針の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護活動に関する指針を策定し、これを甲に提出する。

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、市町村が、災害現場等に設置する避難所及び医療救護施設において、医療救護を行なうことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1)重症患者、中等傷患者の振り分け
- (2)傷病者に対する応急処置又は処置
- (3)傷病者の収容機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4)被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5)その他必要な事項

(医療従事者に対する現場における指示等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者が行うものとする。この場合、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送等)

第6条 甲は、医療救護班の輸送、通信の確保その他医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等については、当該医療救護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

(細目)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して調整するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成9年2月27日

(甲) 静岡市追手町9-6

静岡県知事 石川嘉延

(乙) 東京都千代田区神田小川町2-5

労働福祉事業団 理事長 若林之矩

19-6-2 災害時の医療救護活動に関する協定書（(社)静岡県医師会）

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

- 2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。
- 3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（県内における医療救護活動への協力）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。
- 3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。
- 4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣）

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めるときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

- 2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。
- 3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。

（医療救護活動計画）

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

- 2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む。）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (4) 死体の検案
- (5) その他必要な事項（医療従事者に対する派遣先における指示等）

（指揮命令）

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

- 2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

（医療従事者の輸送）

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県医師会長 岡田幹夫

19-6-3 災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県看護協会)

(県地域医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県看護協会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、看護師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。)に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めるときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得るものとする。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (4) その他必要な事項
(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行

するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県看護協会 会長 榛葉由枝

19-6-4 災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県歯科医師会)

(県地域医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県歯科医師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、歯科医師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。)に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めるときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得るものとする。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置及び医療

(2) 死体の検案

(3) その他必要な事項

(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県歯科医師会長 大久保満男

19-6-5 災害時の医療救護活動に関する協定書（(公社)静岡県病院協会）

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県病院協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（県内における医療救護活動への協力）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

（医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣）

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認めるときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。

（医療救護活動計画）

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む。）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (4) 死体の検案
- (5) その他必要な事項

（指揮命令）

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

（医療従事者の輸送）

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 公益社団法人静岡県病院協会長 平賀聖悟

19-6-6 災害時の医療救護活動に関する協定書((社)静岡県薬剤師会)

(県地域医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県薬剤師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、薬剤師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。)又は医薬品備蓄センター、広域物資拠点及び緊急物資集積所等(以下「医薬品集積所」という。)に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等又は医薬品集積所へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 医療救護施設等における医薬品等の管理
- (3) 医薬品集積所における医薬品等の管理
- (4) その他必要な事項

(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県薬剤師会長 齊藤文昭

19-6-7 災害時の医療救護活動に関する協定書(特定非営利活動法人日本災害医療支援機構)

(県地域医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人日本災害医療支援機構(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると見とめる場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、重症患者を県外搬送するための広域搬送拠点及び災害拠点病院等に派遣するものとする。

(医療救護活動計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、重症患者を県外搬送するための広域搬送拠点及び災害拠点病院等において、医療救護を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な事項

(医療救護班に対する現場における指示等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送等)

第6条 甲は、医療救護班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は甲が負担する。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲又は乙から協定の有効期間満了の日の1か月前までに特段の意思表示のない場合は、引き続き1年間、協定の有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解釈等)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成15年2月21日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年2月21日

(甲)静岡県知事 石川 嘉 延

(乙)特定非営利活動法人日本災害医療支援機構
理事長 島 崎 修 次

19-6-8 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定

(県地域医療課)

静岡県を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項により、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務(以下「本業務」という。)の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社(以下「指定航空会社」という。)に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第3条 乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第4条 甲は、災害の状況に応じて静岡県地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2 乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3 甲は、前2項に係る業務の実施について問題が生じたと判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第5条 乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

- (1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送
- (2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第6条 乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

(費用負担)

第7条 甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 航空機運航に係る経費
- (2) その他本業務遂行に必要な経費

- 2 前項第1号の定めによる費用弁償等の額については、国土交通大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の貸切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。
- 3 前項の本業務に要した時間については、1時間以下の場合は1時間とし、1時間を超えた場合は30分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第8条 本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第9条 甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期1か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き2年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

2 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成14年1月17日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年1月17日

(甲) 静岡市追手町9番6号

静岡県

代表者 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 東京都文京区湯島三丁目37番4号

財団法人日本救急医療財団

理事長代理 副理事長 渡辺 泰次

19-6-9 静岡DMATの出動に関する協定(静岡DMAT指定病院)

(県地域医療課)

静岡県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、静岡DMAT設置運営要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に基づき、次のとおり静岡DMATの出動に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等の急性期に、静岡DMATが被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行なうことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

(出動要請等)

第2条 甲は、次の各号に掲げる出動基準に基づき、乙に対し、静岡DMATの出動を要請するものとする。

(1) 県内において、災害等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合

(2) 国又は他都道府県から静岡DMATの出動要請があった場合

(3) 前号に定める場合のほか、緊急性があり、静岡DMATが出動し対応することが必要であると認められる場合

2 乙は、甲からの要請を受け、静岡DMATの出動が可能と判断した場合には、速やかに甲にその旨を連絡するとともに、甲の指示に従い静岡DMATを出動させるものとする。

3 乙は、前項に定める場合のほか、災害現場に出動した消防機関等の長からの情報提供等や県と連絡がとれない等の緊急やむを得ない場合で、自ら被害状況を収集し、要綱第5条の出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、甲の要請を待たずに静岡DMATを出動させることができる。

4 前項の場合において、乙は、出動後速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

5 前項の規定により甲が承認した静岡DMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

6 甲は、静岡DMATの出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、業務及び現場の状況等の情報を乙に伝えるものとする。

7 現場での活動が終了した後、乙は「静岡DMAT・医療救護班活動記録報告書」(要綱別記様式第3号)により当該終了の日から7日以内に甲に報告するものとする。

(指揮命令系統等)

第3条 静岡DMATは、現地災害対策本部の医療救護責任者又は災害拠点病院等の指揮下に入って活動するものとする。

2 静岡DMATの出動が要綱第5条第2号の出動要請に基づくものである場合は、当該出動要請をした国又は他都道府県の静岡DMAT受入に係る体制の中で活動するものとする。

(身分)

第4条 静岡DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

(活動)

第5条 静岡DMATの活動は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 病院支援活動(災害拠点病院等での患者の治療等)

(2) 地域医療搬送活動(被災地内における患者搬送中の診療等)

(3) 現場活動(消防機関等との連携による情報の収集及び伝達、トリアージ、救急医療等)

(4) 広域医療搬送活動(重症患者を被災地外に航空機等を用い搬送する際のSCU及び県外搬送航空機内における診療等)

2 静岡DMATは、前項の活動にあたっては、移動、医薬品等の医療資器材、生活手段等を自ら確保(調達)しながら当該活動を継続して行うことを基本とする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。ただし、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

(1) 静岡DMATの派遣に要する経費(日当、時間外勤務手当、旅費)

(2) 静岡DMATが携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の実費弁償)

第7条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DMATが、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、前条の規定にかかわらず甲は、救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第8条 静岡DMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DMATの隊員が、第5条に規定する活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除き、甲が加入する傷害保険により補償する。

(医療従事者賠償責任への補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DMATの隊員が、第5条に規定する活動中に行った医療行為により、患者への損害賠償責任が生じた場合は、その損害が当該業務に従事した静岡DMAT隊員の故意又は重大な過失による場合を除き、甲が賠償の責めに任ずる。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成 年 月 日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝平太

乙 (住所)△△△△△△
(機関名称等)××××××
(氏名)○○○○○○

19-6-10 静岡DPATの出動に関する協定書

(県障害福祉課)

静岡県(以下「甲」という。)と●●病院(以下「乙」という。)とは、静岡DPAT設置運営要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に基づき、次のとおり静岡DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team:災害派遣精神医療チーム)の出動に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の要請に基づき、乙が出動させる静岡DPATが被災現場等に出動して行う精神科医療の提供及び精神保健活動の支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(出動要請等)

第2条 甲は、次の各号に掲げる出動基準に基づき、乙に対し、静岡DPATの出動を要請するものとする。

- (1) 県内において、災害等により精神科医療の低下や精神保健活動の需要が見込まれる場合
- (2) 国又は他都道府県等から静岡DPATの出動要請があった場合
- (3) 前号に定める場合のほか、静岡DPATが出動し対応することが必要であると知事が認めた場合

2 乙は、要綱第9条第1項に基づく甲からの要請を受け、静岡DPATの出動が可能と判断した場合には、要綱第9条第2項に基づき、速やかに甲にその旨を報告し、甲の指示に従い静岡DPATを出動させるものとする。

3 甲は、静岡DPATの出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、業務及び現場の状況等の情報の収集に努め、乙に提供するものとする。

4 乙は、現場での活動の状況を適宜、甲に報告し情報の共有化に努めるほか、活動終了後7日以内に、要綱第10条第6項に定める「静岡DPAT活動記録報告書」を甲に提出するものとする。

(指揮命令系統等)

第3条 静岡DPATは、被災都道府県のDPAT調整本部の指揮下に置かれ、関係機関と連携し、活動を行うものとする。

(身分)

第4条 静岡DPATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

(活動)

第5条 静岡DPATの活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 被災した地域精神科医療機関の機能の補完
- (2) 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者への適切な精神科医療の継続的な提供
- (3) 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- (4) 支援者(地域の医療従事者、救急隊員、行政職員等)の支援
- (5) その他必要な業務

2 静岡DPATは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握に努め、被災地域で活動する他の災害保健医療体制と連携して、支援活動を行う。

3 活動に当たっては、厚生労働省(DPAT事務局)が作成するDPAT活動要領や活動マニュアル、要綱等に準拠する。

4 静岡DPATは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DPATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。ただし、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

- (1) 静岡DPATの出動に要する経費(時間外勤務手当、旅費)
- (2) 静岡DPATが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費(災害救助法適用時の実費弁償)

第7条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DPATが、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、前条の規定にかかわらず甲は、救助法第7条の定めるところによりその実費を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第8条 静岡DPATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DPATの構成員が、第5条に規定する活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除き、甲が補償する。

(医療従事者賠償責任への補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DPATの構成員が、第5条に規定する活動中に行った医療行為により、患者への損害賠償責任が生じた場合は、その損害が当該業務に従事した静岡DPAT構成員の故意又は重大な過失による場合を除き、甲が賠償の責めに任ずる。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成29年3月23日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝平太

乙 静岡県●●●市●●●番地
●●●●●●●●●●病院
●● ●●

19-6-11 災害時における心のケアに関する協定

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県臨床心理士会（以下「乙」という。）とは、災害時における心のケアに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、避難所等における心のケア対策を実施するために、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定める。

（要 請）

第2条 甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行する必要があると認めるときには、乙に対して協力を要請し、乙の会員は、可能な限りこの要請に応じる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付する。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務は次の内容とする。

- (1) 救援業務を行う保健師等（以下「保健師等」という。）が被災者に対して行う心のケアに関する専門的な技術支援
- (2) 保健師等に対する心のケア支援
- (3) その他必要な業務

（報 告）

第4条 乙は、甲の要請により第3条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告する。

（防災訓練等）

第5条 甲及び乙は、甲又は乙がこの協定の実効性を確保するため防災訓練等を実施する場合は、業務に支障がない範囲で協力する。

（費用負担）

第6条 乙が第3条に規定する協力業務を行うために費用を要した場合は、乙がこれを負担する。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の会員が当該業務のために損害を被った場合、又は他人に損害を加えた場合は、静岡県地震対策推進条例第34条の規定に基づき、その損害を補償する。

（市町長協定との調整）

第8条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先する。

（協定の変更）

第9条 この協定を変更する必要がある場合は、甲、乙協議して定める。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成22年10月13日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 22 年 10 月 13 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県葵区駿府町1-12

静岡県臨床心理士会
会長 福永 博



19-6-12 災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定

(県福祉長寿政策課)

災害時に必要とされる福祉人材を確保するため、静岡県(以下「甲」という。)と静岡県災害福祉広域支援ネットワーク(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、乙による被災地において不足する福祉人材の派遣を実施する際に必要な事項を定める。

(派遣協力の内容)

第2条 乙による派遣協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害発生時に被災自治体における避難所や福祉避難所等へ静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉人材を派遣し、要配慮者等への福祉ニーズへの対応を行う。
- (2) その他、被災自治体から福祉的支援の要請があった場合には、別に協議の上対応する。

(派遣協力等の要請)

第3条 甲は、災害が発生し、前条に掲げる支援の必要があると判断した場合、乙に対して協力を要請し、乙は可能な限りこの要請に応じる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がない場合には口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

(報告)

第4条 乙は、第2条に掲げる業務を行うために福祉人材を派遣した場合には、その業務内容を甲に報告する。

2 乙は派遣した福祉人材に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(派遣者の身分及び指揮命令)

第5条 乙が派遣する福祉人材の身分は、派遣元の法人等に帰属するものとする。

2 乙が派遣する福祉人材に対する現場における指揮命令及び業務に係る連絡調整は、被災自治体及び社会福祉施設等の派遣先の責任者が行う。

(派遣に要する費用)

第6条 乙が第2条に掲げる業務を行うために要した費用(以下、「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 救助法による救助費の支弁対象となる場合 救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲と被災自治体が協議の上決定する。

(損害補償)

第7条 乙が福祉人材として派遣した者について、その責に帰することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する保険により補償を受けるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成29年3月29日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月29日

(甲) 静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク
代表 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 神原 啓文

静岡県・山梨県土木部の災害相互応援に関する確認書

(趣旨)

- 1 この確認書は、静岡県・山梨県において、地震等によりどちらか一方の県、または両県にまたがって災害が発生したとき、両県土木部が相互に救援協力し被災した公共土木施設の応急対策等を迅速に実施することを目的として、関東地方知事会を組織する知事の協議により定めた「震災時等の相互応援に関する協定」及び「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」（以下「協定等」という。）の趣旨にのっとり必要な応援その他の事項について確認する。

(連絡体制)

- 2 両県土木部は、あらかじめ相互応援に関する通信連絡体制を定めておき、災害が発生し、相互に連絡する必要があるときは、これにより緊急時の連絡、通信網を確保する。

(応援の種類)

- 3 応援の種類は次のとおりとする。
- (1) 資機材、車両、物資等の提供及び斡旋
 - ア 施設の応急復旧工事等に必要な資機材等 (別表-1)
 - イ 応急復旧活動に必要な車両等 (別表-2)
 - ウ 応急復旧活動に必要な物資 (別表-3)
 - (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 応急復旧等に必要な土木部職員
 - (3) 施設及び施設に関する情報の提供
 - ア 緊急輸送道路
 - イ 港湾
 - ウ 拠点となる施設
 - エ その他の公共土木施設
 - (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援態勢の整備)

- 4 県土木部は、前項の応援が円滑に行われるよう、物資、資機材等の確保及び応援態勢の整備に努める。

(応援の実施)

- 5 応援に関する次の事項は協定等に準拠して実施する。
- ア 応援要請の方法
 - イ 応援の自主出動
 - ウ 応援経費の負担

(訓練の実施)



- 6 両県土木部は、この確認書に基づく応援が円滑に行われるよう相互応援に関する訓練を適時実施する。

(資料の交換)

- 7 両県土木部は、この確認書に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換し、定期的に更新する。

(連絡会議の実施)

- 8 両県土木部は、物資、資機材等の確保及び応援態勢の確立のために必要な各種事項の検討を「静岡県・山梨県土木部地震対策連絡会議」において行う。

(協議)

- 9 この確認書による応援の実施に関し、必要な事項または疑義が生じる事項等があれば、両県土木部が協議して確認する。

(その他)

- 10 本確認書は、協定等及びその他の広域応援に関する協議等が進められて見直し等の必要が生じたときは、その趣旨にのっとり適宜これを行う。

以上のことを確認するため、本確認書2通を作成し、各県記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年 2月 18日

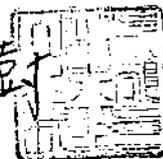
静岡県土木部長

岡野 真久



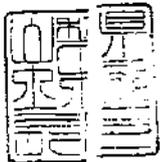
山梨県土木部長

沼田 敏樹



別表-1
別表-2

表	内 容
別表-1	交通規制等の安全確保資材 ・バリケード ・ロープ ・案内板 等 災害発生時の復旧用資材 ・H型鋼 ・鋼矢板 ・コルゲートパイプ ・防災シート ・土のう 等 その他の資機材 ・照明灯 ・測量機器 等
別表-2	・土木事務所が管理している車両等
別表-3	活動用物資 ・毛布 ・レインコート ・ヘルメット ・軍手 等



19-7-2 静岡県・神奈川県土木部の災害相互応援に関する確認書

(趣旨)

- 1 この確認書は、静岡県、神奈川県において、地震等によりどちらか一方の県、または両県にまたがって災害が発生したとき、両県土木部が相互に救援協力し被災した公共土木施設の応急対策等を迅速に実施することを目的として、関東地方知事会を組織する知事の協議により定めた「震災時等の相互応援に関する協定」及び「震災時等の相互応援に関する協定実施細目」（以下「協定等」という。）の趣旨にのっとり必要な応援その他の事項について確認する。

(連絡体制)

- 2 両県土木部は、あらかじめ相互応援に関する通信連絡体制を定めておき、災害が発生し、相互に連絡する必要が生じたときは、これにより緊急時の連絡、通信網を確保する。

(応援の種類)

- 3 応援の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 資機材、車両、物資等の提供及びあっせん
 - ア 施設の応急復旧工事等に必要な資機材等（別表－1）
 - イ 応急復旧活動に必要な車両・舟艇等（別表－2）
 - ウ 応急復旧活動に必要な物資（別表－3）
 - (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 応急復旧等に必要な土木部職員
 - (3) 施設及び施設に関する情報の提供
 - ア 緊急輸送道路
 - イ 港湾
 - ウ 拠点となる施設
 - エ その他の公共土木施設
 - (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援態勢の整備)

- 4 県土木部は、前項の応援が円滑に行われるよう、物資、資機材等の確保及び応援態勢の整備に努める。

(応援の実施)

- 5 応援に関する次の事項は協定等に準拠して実施する。
 - ア 応援要請の方法
 - イ 応援の自主出動
 - ウ 応援経費の負担

(訓練の実施)

- 6 両県土木部は、この確認書に基づく応援が円滑に行われるよう相互応援に関する訓練を適時実施する。

(資料の交換)

- 7 両県土木部は、この確認書に基づく応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換し、定期的に更新する。

(連絡会議の実施)

- 8 両県土木部は、物資、資機材等の確保及び応援態勢の確立のために必要な各種事項の検討を「静岡県・神奈川県土木部地震対策連絡会議」において行う。

(協議)

- 9 この確認書による応援の実施に関し、必要な事項または疑義が生じる事項等があれば、両県土木部が協議して確認する。

(その他)

- 10 本確認書は、協定等及びその他の広域応援に関する協議等が進められて見直し等の必要が生じたときは、その趣旨にのっとり適宜これを行う。

以上のことを確認するため、本確認書2通を作成し、各県記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年3月24日

静岡県土木部長

山田



神奈川県土木部長

住田陸快



表	内 容
別表－1	<p>交通規制時の安全確保資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリケード ・ロープ ・案内板 <p style="text-align: right;">等</p> <p>災害発生時の復旧用資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H型鋼 ・鋼矢板 ・コルゲートパイプ ・防災シート ・土のう <p style="text-align: right;">等</p> <p>その他資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明灯 ・測量機器 <p style="text-align: right;">等</p>
別表－2	<ul style="list-style-type: none"> ・土木事務所等が管理している車両等
別表－3	<p>活動用物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛布 ・レインコート ・ヘルメット ・軍手 <p style="text-align: right;">等</p>

中部地方における災害時の 相互協力に関する申し合わせ

平成22年 2月

国土交通省中部地方整備局		
岐阜県	岐阜県	岐阜県
静岡県	静岡県	静岡県
愛知県	愛知県	愛知県
三重県	三重県	三重県
長野県	長野県	長野県
名古屋	名古屋	名古屋
岐阜市	岐阜市	岐阜市
静岡市	静岡市	静岡市
浜松市	浜松市	浜松市



中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ

国土交通省中部地方整備局企画部、岐阜県県土整備部、静岡県建設部、愛知県建設部、三重県県土整備部、長野県建設部及び名古屋市緑政土木局、静岡市建設局並びに浜松市土木部（以下「構成機関」という）は災害が発生し、又はその恐れがある場合の相互協力に関し、地域防災計画に定める応援協力をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを行う。ただし、各県間等で既に締結されている相互応援に関する協定等に基づき応援を行う場合は、この申し合わせは適用しない。

(目的)

第1条 本申し合わせは、各構成機関が所管する区域において、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係る災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の相互協力の内容等を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(相互協力の内容)

第2条 災害時の協力は、おおむね次の内容とする。

- (1) 迅速な被災情報等の情報（共有化）
- (2) 車両、通信機器等の貸付（操作要員の協力を含む。）
- (3) 被災状況の調査
- (4) 被災箇所の緊急対応
- (5) その他必要と認められる事項

なお、他の機関の協力が必要となった場合、あるいはその恐れが生じた場合には、相互協力が円滑に進むように被災状況等を連絡するものとする。

(協力の要請)

第3条 構成機関は、災害対策に対する他の機関の協力が必要と判断した場合、電話又はFAXで協力を要請するものとする。

(要請によらない協力)

第4条 災害が発生し、被災による連絡不能等のため、被災した構成機関から協力要請がない場合においては、第3条の規定にかかわらず、構成機関は独自の判断により協力できるものとし、その協力内容について相手機関に連絡するものとする。

(費用負担)

第5条 要請に基づく協力に要する費用は、原則として要請を行った機関の負担とする。

2 国土交通省中部地方整備局が災害時の緊急対応として実施する要請によらない協力については同地方整備局の負担とする。

(相互協力の連絡等)

第6条 構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、平常時については、緊急時の連絡体制、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この申し合わせは、構成機関が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たに相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(連絡会の設置)

第8条 構成機関は、この申し合わせの運用について、具体的事項を定めるための連絡会を設置するものとする。

(その他)

第9条 本申し合わせについて疑義を生じたとき、又は本申し合わせに定めのない事項については、その都度協議のうえ、これを定めるものとする。

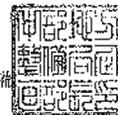
(適用)

第10条 この申し合わせは、平成22年2月1日から適用する。

平成22年2月1日

国土交通省
中部地方整備局 企画部長

野田



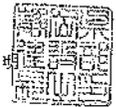
岐阜県 県上整備部長

金森吉信



静岡県 建設部長

衛門久



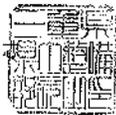
愛知県 建設部長

川西



三重県 県土整備部長

北川豊



長野県 建設部長

入江



名古屋市 緑政土木局長

村上芳



静岡市 建設局長

富野哲



浜松市長

鈴木康



19-7-4 東海四県水道災害相互応援に関する覚書

(県企業局水道企画課)

(趣旨)

第1条 この覚書は、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県(以下「四県」という。)の水道用水供給事業において、災害その他非常の事態等(以下「災害等」という。)が発生し、被災県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災県が他の県に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 四県が相互に実施する応援活動に関する事務処理については、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他法律等に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、四県が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るように努めなければならない。

(応援県)

第3条 大規模な災害等が発生した場合においては、災害応急活動等を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援県は、相互に連絡をとり、主たる応援県(以下「応援主管県」という。)を決定する。

3 応援主管県は、速やかに他の県と協力して被災県に対する応援活動等を行うものとする。

(応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣
- (2) 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

第5条 応援を受けようとする県は、別途定める内容を明らかにして、他の県に応援を要請するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療をする場合の治療費は、被災県の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災県が、又、被災県への往復の途中において生じたものについては応援県が賠償の責に任ずる。

4 被災県が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災県から要請があった場合には、応援県は当該費用を一時立替支弁するものとする。

5 前4項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県と応援県が協議して定める。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係県が協議して定めるものとする。

(情報交換)

第7条 四県は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この覚書の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この覚書に定めない事項は、その都度、関係県が協議して定める。

附 則

この覚書は、平成7年12月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年12月1日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森 本 安 彦

静岡県公営企業管理者

企 業 局 長 岩 淵 昌 弘

愛知県公営企業管理者

企 業 庁 長 加 藤 幸 一

三重県公営企業管理者

企 業 庁 長 藤 原 康 司

19-7-5 神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書

(県企業局水道企画課)

(趣旨)

第1条 この覚書は、水道事業を経営する神奈川県企業庁及び水道用水供給事業を経営する静岡県企業局(以下「両県」という。)において、地震等の災害により、いちじるしく水道施設に損傷を受け、被災した県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に相手県の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡部署)

第2条 両県は、あらかじめ応援体制表(様式1)により連絡課を定め、地震等の災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

なお、応援体制表は、毎年4月末に相互に交換するものとする。

(備蓄資材等の調査)

第3条 両県は、この覚書に基づく応援を円滑に行うため、保有する備蓄資材等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末に相互に交換するものとする。

(応援の要請手続き)

第4条 応援を要請するときは、応援体制表に定める連絡課を通じて行うものとする。

2 応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリをもってすることができる。この場合は、事後速やかに応援要請書(様式2)を送付するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 必要資機材及び人員等の応援内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援内容)

第5条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業に必要な職員、給水車等の派遣
- (2) 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援体制)

第6条 応援を要請した企業庁又は企業局(以下「応援要請県」という。)は、災害の状況に応じ、応援する企業庁又は企業局(以下「応援県」という。)職員の宿舎のあつせんその他必要な便宜を供与するものとする。ただし、状況によりこれを応援県に求めることができる。

2 応援県の職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(情報交換)

第7条 第5条各号に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として応援要請県が負担するものとする。

なお、応援職員の派遣に要する経費の額は応援県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の範囲内とする。

- (2) 応援県は、応援要請県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとする。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請県の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請県がその賠償の責に任ずる。

2 前項の定めによりがたいときは、両県が協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この覚書は、平成9年1月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年12月26日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 志手 征吉

静岡県公営企業管理者

企業局長 藤木 紀男

19-7-6 東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定

(県企業局水道企画課)

(趣旨)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業を行う事業体において、地震等の災害が発生し、被災事業体独自では十分に応急措置等が実施できない場合に、被災事業体が他の事業体に要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援事業体)

第2条 応援事業体は、大規模な災害が発生した場合において、応援活動を速やかに実施できる体制を執るものとする。

2 応援事業体は、相互に連絡をとり、主たる応援事業体(以下「応援主管事業体」という。)を決定する。

3 応援主管事業体は、速やかに他の応援事業体と協力して被災事業体に対する応援活動を行うものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急の復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供
- (2) その他被災事業体から要請のあった事項

(応援の要請)

第4条 被災事業体は、応援を受けようとする場合には、別に定める内容を明らかにして、他の事業体に応援を要請するものとする。ただし、通信の途絶等により連絡ができない場合には、この限りでない。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災事業体の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災事業体が、また、被災事業体への往復の途中において生じたものについては応援事業体が賠償の責めに任ずる。

3 被災事業体が第1項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災事業体から要請があった場合には、応援事業体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、応援職員の派遣に要する経費については、被災事業体と応援事業体が協議して定める。

(情報の交換)

第6条 各事業体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度関係事業体が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成9年3月11日から施行する。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年2月28日

岐阜県開発企業局

開発企業局長 森本 安彦

静岡県公営企業管理者

企業局長 藤木 紀男

愛知県公営企業管理者

企業庁長 原田 昌衛

三重県公営企業管理者

企業庁長 増田 保正

名古屋市工業用水道事業管理者

企業局長 中野 道孝

19-7-7 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

第1章 総則

(目的)

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互応援に関する協定(関東地方知事会協定)」、「21大都市災害時相互応援に関する協定(大都市協定)」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「全国ルール」という。)に定めのあるもののほか、ブロック内の運用に係る取り決め等(以下「ブロックルール」という。)を定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援関東ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県(オブザーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市(東京都(区部)、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市)
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村(川口市、八王子市、横須賀市)
- (6) (公社)日本下水道協会
- (7) (公財)日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社)日本下水道施設業協会

- (9) (公社) 日本下水道管路管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会

* (公財) は公益財団法人の略、(一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

(ブロック連絡会議幹事)

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周知する。
- 3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事(次年度幹事)は当該年度の情報連絡訓練の実施要綱などを作成するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

- 2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

(ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

(企画調整部会)

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会議構成員の都県とする。

- 2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

(下水道対策本部の設置)

第8条 都県は、全国ルール第6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 下水道対策本部長
原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
- (2) 下水道対策本部員
 - ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
 - イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

- ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長
- エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当
当局部長
- オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者
- カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

- ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)
- イ 地方整備局(情報の集約)

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、
第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定され
ている者について本部員に追加する。

3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他
の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

(下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第
11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請する
ことができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留
意するものとする。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定
する事項を行うものとする。

なお、(公社)日本下水道協会は主に(2)の「被災したブロック以外のブロックへの
支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査)等を行うも
のとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、
災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を
図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東

地方整備局は、被災の情報の集約を行うものとする。

(支援体制の確立及び応援活動)

第12条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第11条及び第11条に規定があるものとする。

(前線基地)

第13条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第12条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第4章 その他

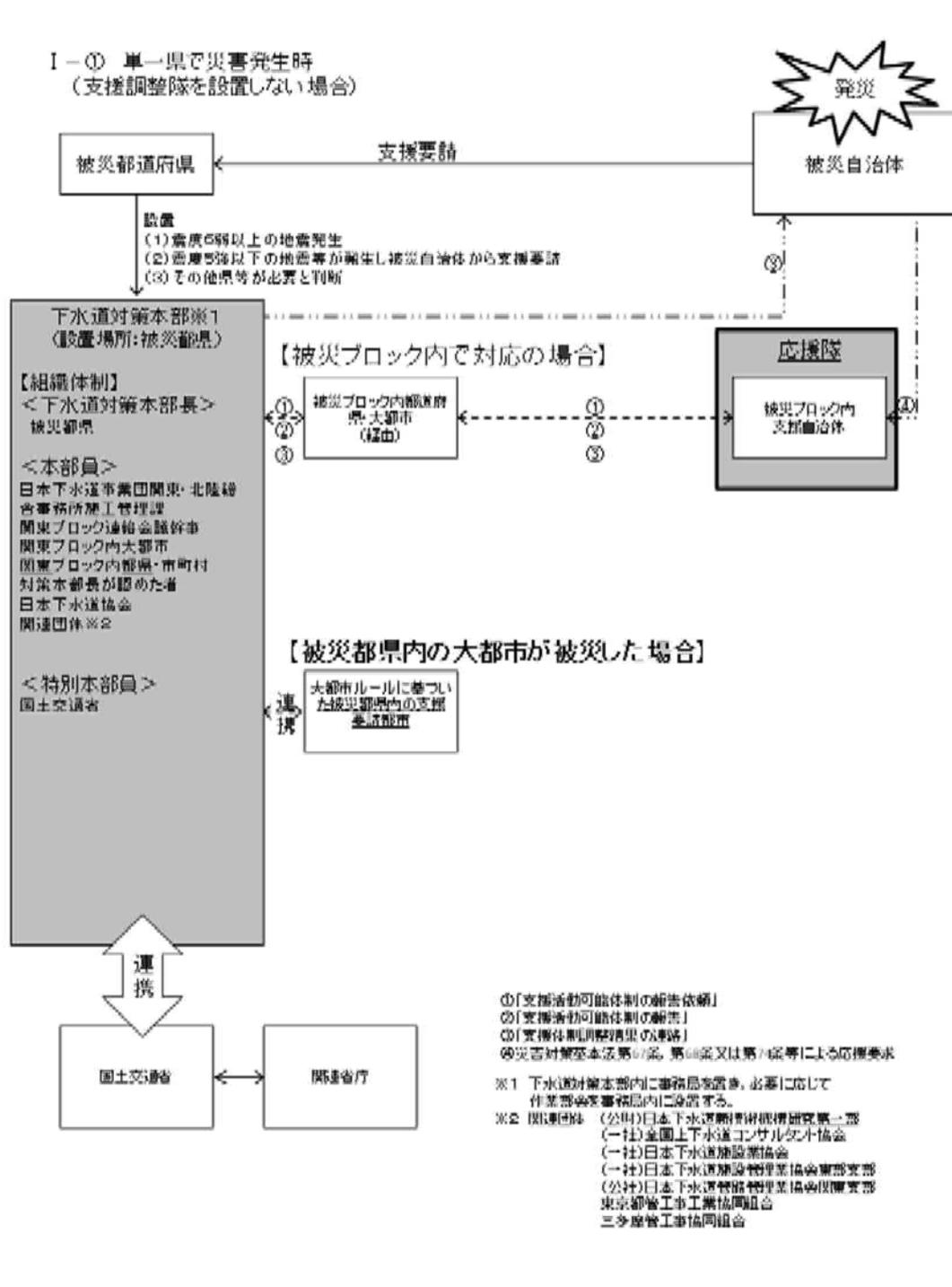
(ブロックルールの改定等)

第14条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

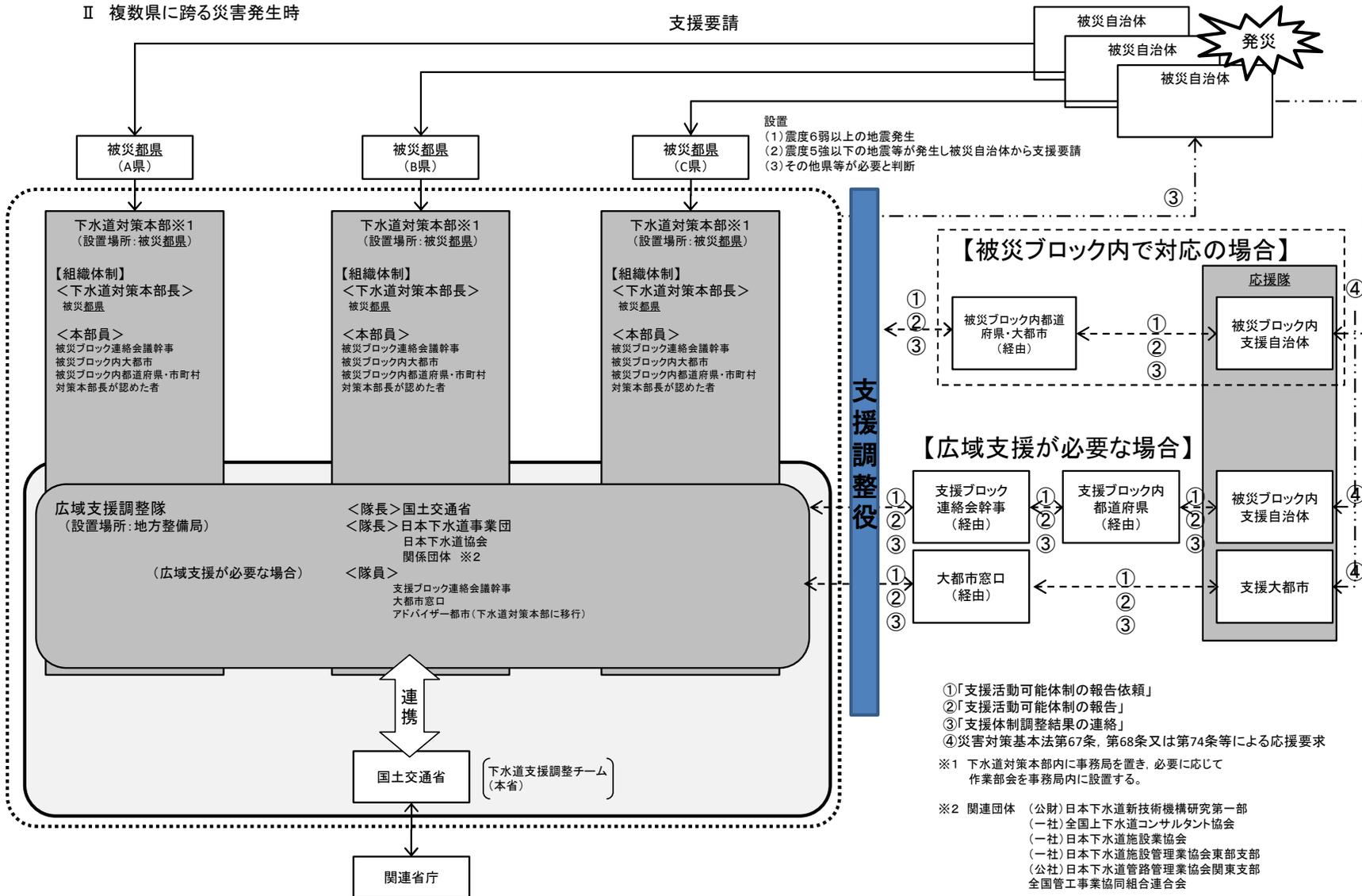
附則

- 1 このルールは、平成20年8月1日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成22年8月4日 一部改定
- 4 平成26年5月16日 一部改定
- 5 平成30年4月2日 一部改定

参考資料-1 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー



Ⅱ 複数県に跨る災害発生時



19-7-8 下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール(以下「全国ルール」)」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール(以下「中部ルール」)」が定められ、平成12年7月25日には一部改正を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成24年6月に行った。

その後、平成28年4月に生じた熊本地震(前震:4月14日、本震:4月16日)は、管路の破損や下水道処置場等に損傷が生じ、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われた。熊本地震における発生後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体、支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成28年12月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

2 基本事項

- (1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制（以下、「下水道支援体制」という。）により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説8.の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

- (2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する（別紙1の通り）。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市（以下「大都市」という。）並びにブロック連絡会議で選出した代表市

イ 国土交通省地方整備局（関東、北陸、中部、近畿地方整備局）

ウ 日本下水道事業団

エ（公社）^{※1}日本下水道協会

オ その他関係業界団体

※1（公社）は公益社団法人の略

- (3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部（以下「下水道対策本部」という。）を設置する。

- (4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。

- (5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下「大都市ルール」という。）による支援を優先させる。

- (6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市^{※2}の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」（以下「親協定」という。）の実施に關し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関（以下「災害応急活動実施機関」）として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。

※2:中部9県1市とは富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市である。

(7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

3 連絡会

(1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。

(2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。

① 幹事

ア オブザーバー以外の県

② 副幹事

ア 幹事及びオブザーバー以外の県

イ 大都市

ウ 日本下水道事業団

エ 業界団体^{※3}

※3:業界団体とは(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)日本下水道施設業協会、(公社)日本下水道管路管理業協会、(一社)日本下水道施設管理業協会のことをいう。

(3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。

(4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。

(5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。

(6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。

(7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

(8) 被災県が幹事の場合、副幹事(県)が幹事の業務を代行できるものとする。

4 下水道対策本部の設置と解散

(1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道

対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。

なお、下水道対策本部の組織及び構成員は第5項(1)に示す。

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

(2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック対策本部長と連絡、調整を行い、下水道対策本部(広域)を幹事県に設置する。

- ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
- ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合

(3) 下水道対策本部を設置する被災県は、別紙2に従い、幹事(被災県が幹事の場合副幹事県)、及び被災県所管の地方整備局を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。なお、幹事(または幹事の代理となる副幹事県)は、別紙2に従い、その他構成員及び大都市連絡窓口連絡するものとする。

(4) 本部長は、各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。また、国土交通省と総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。

(5) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。

- ① 支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
- ② 本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合

(6) 下水道対策本部を解散する場合、本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項とともに解散する旨を速やかに本部員に連絡するものとし、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。

(7) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、被害状況等を別紙2により連絡する。

5 下水道対策本部の組織

(1) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

①下水道対策本部長(以下「本部長」という。)

被災した区域を所管する県の下水道担当課長

なお、本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、第5項(3)に規定する支援調整隊の隊長がサポートすることとする。

②下水道対策副本部長(以下「副本部長」という。)

ア 幹事、副幹事の下水道担当課長また、幹事は総括副本部長となり、副本部長との連絡調整を行うものとする。

イ 本部長が必要と認めた者

③下水道対策本部員(以下「本部員」という。)

ア ①、②を除く別紙1の構成員

イ 本部長が必要と認めた者

④下水道対策特別本部員

ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)

イ 地方整備局(情報の集約)

(2) 中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、国土交通省と総合調整の上、本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

①大都市連絡窓口

②他ブロック幹事

③災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)

(3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第6項(4)に基づき国土交通省と総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

(4) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

(5) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

6 下水道対策本部の業務

- (1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、総括副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を本部構成員に連絡することとする。
- (2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、国土交通省と総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。なお、本部長の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。
 - ①下水道対策本部の設置、解散に関すること
 - ②被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。
 - ③関係方面への情報提供に関すること。
 - ④ブロック内被災自治体への支援に関すること。
 - ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ
 - イ 支援可能体制の把握
 - ウ 支援計画の立案
 - エ 中部ブロック構成員への支援要請
 - オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請
 - カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮
 - キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
 - ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力
 - ⑤広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)
 - ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整
 - イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握
 - ウ 中部ブロック構成員への支援要請
 - エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請
 - ⑥大都市ルールとの調整に関すること。
 - ⑦その他支援の実施に必要な事項
- (3) 本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。
- (4) 特別本部員は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

7 支援体制の確立

- (1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

(3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、国土交通省と総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、国土交通省と総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

8 応援活動

(1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第 67 条、第 68 条または第 74 条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

(2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の最新の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

9 前線基地

(1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

(2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理施設等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

(3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。

(4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援す

る自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

10 その他

- (1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。
- (2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。
- (3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- (4) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。
また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。
- (5) 災害時の連絡体制は別紙2に従い行うが、副本部長(県)は本部長(被災県)及び総括副本部長(幹事県)への連絡は不要とする。本部長及び総括副本部長は直接代表市へ連絡を行うこととする。
- (6) 災害時及び平常時の連絡体制において、幹事県はその情報の性質を考慮して、全ての構成員へ一斉連絡(メール)を行うことができる。

(附則)

このルールは、平成20年7月15日から適用する。

平成24年 8月24日 一部改正

平成29年 9月 6日 一部改正

平成30年11月 1日 一部改正

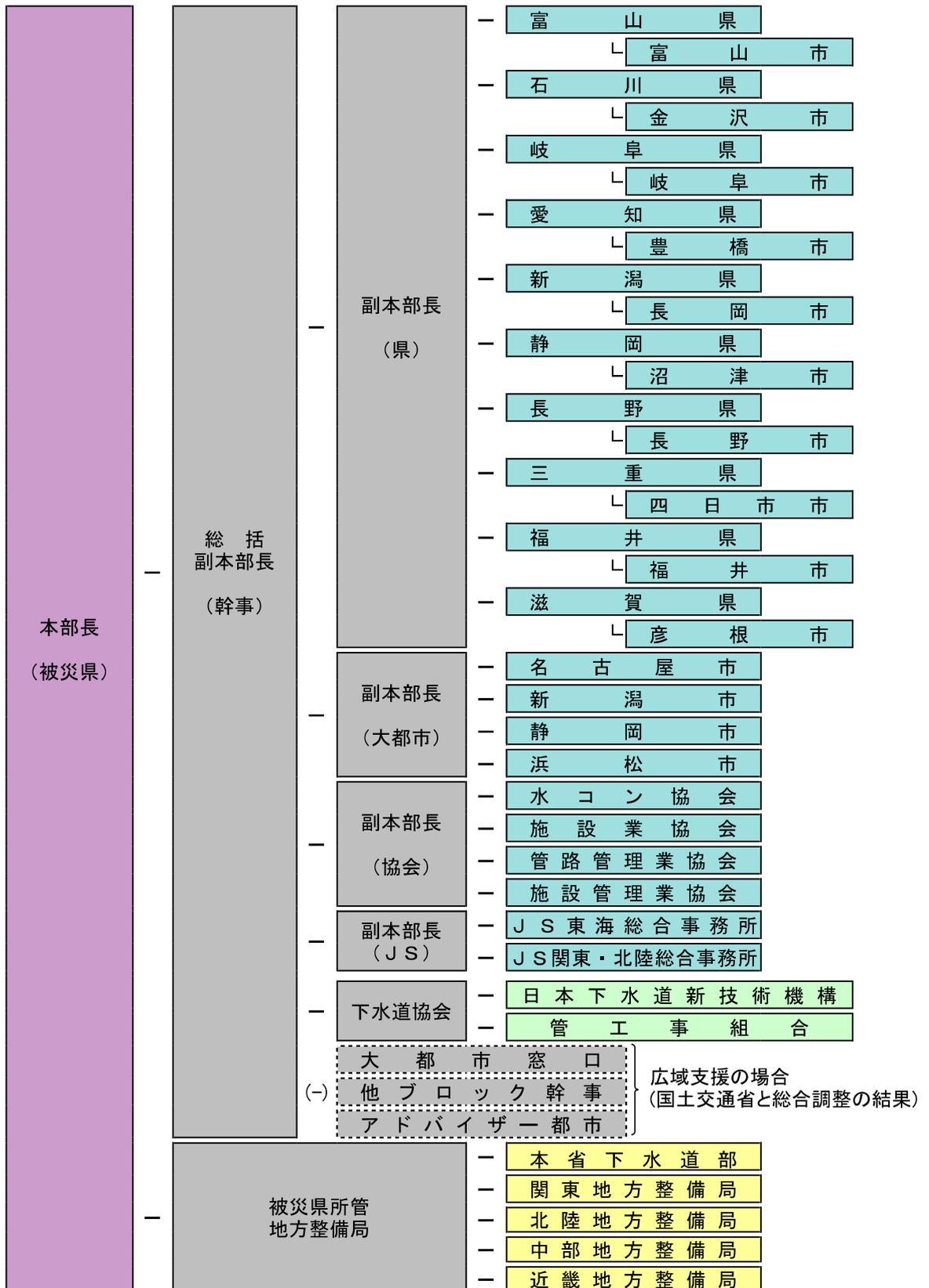
令和元年 9月 4日 一部改正

下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員

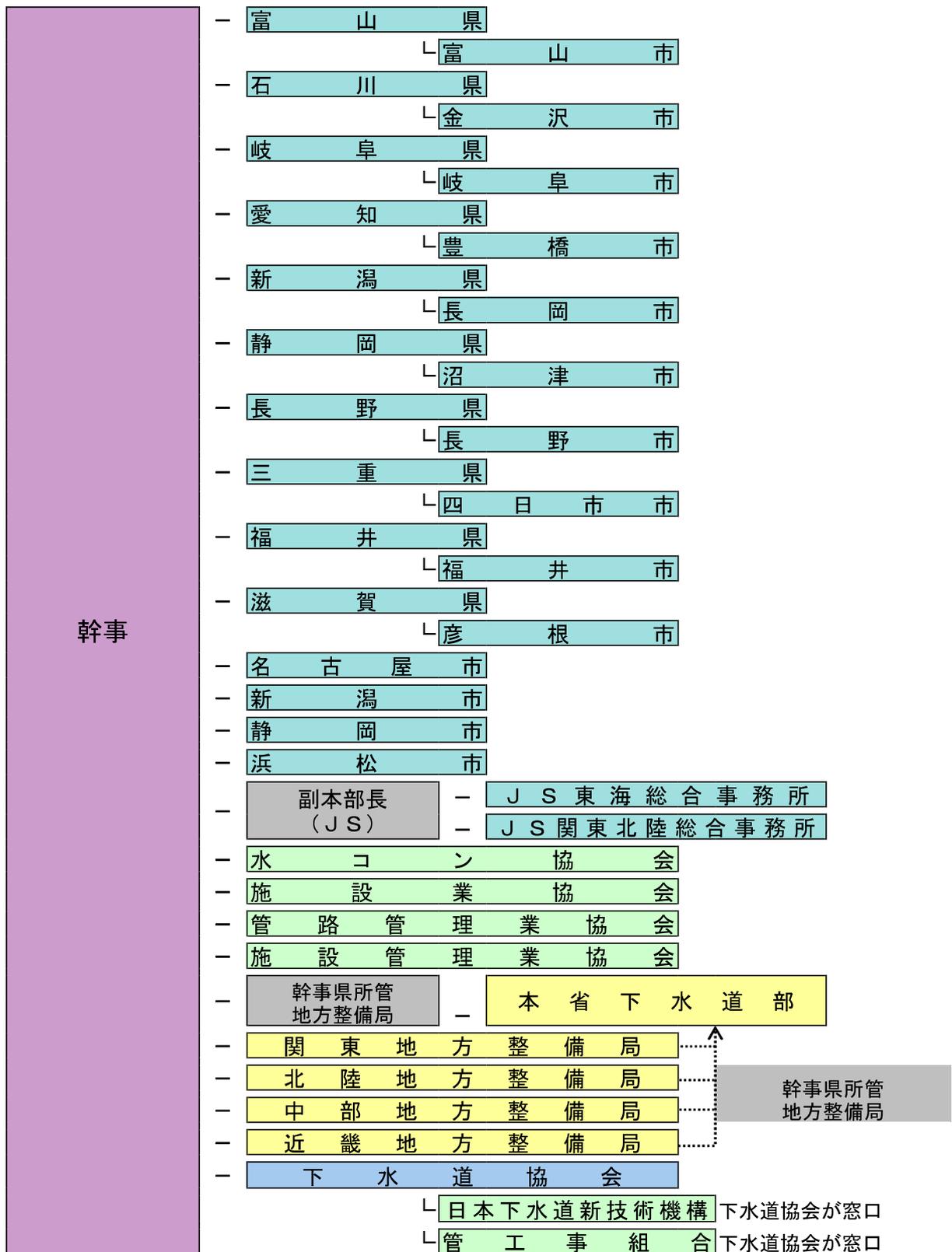
【部局名の変更がありましたら修正願います。】

団体区分	団体名	担当部局名	摘要
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を1年毎に持ち回り
	富山県	土木部都市計画課下水道班	
	石川県	土木部都市計画課	
	長野県	環境部生活排水課	
	岐阜県	都市建築部下水道課	
	静岡県	交通基盤部都市局生活排水課	
	愛知県	建設局下水道課	
	三重県	県土整備部下水道事業課	
	福井県	土木部河川課	オブザーバー
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課	
大都市	名古屋市	上下水道局技術本部計画部下水道計画課	副幹事を1年毎に持ち回り
	新潟市	下水道部下水道計画課	
	静岡市	上下水道局下水道部下水道総務課	
	浜松市	上下水道部下水道工事課	
代表市	長岡市	下水道課	
	富山市	上下水道局経営企画課	
	金沢市	企業局建設部維持管理課	
	長野市	上下水道局	
	岐阜市	上下水道事業部上下水道事業政策課	
	沼津市	水道部下水道整備課	
	豊橋市	上下水道局	
	四日市市	上下水道局	
	福井市	下水道部	オブザーバー
	彦根市	上下水道部下水道建設課	
国土交通省	水管理・国土保全局	下水道部下水道事業課	下水道対策特別本部員
	関東地方整備局	都市整備課	
	北陸地方整備局	都市・住宅整備課	
	中部地方整備局	都市整備課	
	近畿地方整備局	都市整備課	オブザーバー
日本下水道事業団	東海総合事務所	施工管理課	副幹事(永年)
	関東・北陸総合事務所	施工管理課	
(公社) 日本下水道協会	技術研究部技術指針課		
(公財)日本下水道 新技術機構	研究第一部		日本下水道協会が窓口となり、 連絡調整をとる。
全国管工事業協同組合連合会(管工事組合)			日本下水道協会が窓口となり、 連絡調整をとる。
業界団体	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 中部支部(水コン協会)		副幹事を1年毎に持ち回り
	(一社)日本下水道施設業協会 中部地区(施設業協会)		
	(公社)日本下水道管路管理業協会 中部支部(管路管理業協会)		
	(一社)日本下水道施設管理業協会 中部支部(施設管理業協会)		

下水道事業災害時中部ブロック支援体制 災害時連絡体系



下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部 連絡体系



静岡県公営企業管理者企業局長（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構中部支社長（以下「乙」という。）は突発事故・災害等が発生した場合における緊急的な対応について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が所管する施設について、突発事故や地震、津波、台風等の異常な天然現象等により被害が生じた場合（以下「災害等発生時」という。）において、甲及び乙が連携して対応することで、被害の拡大防止と施設の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、静岡県企業局が管理する施設及び独立行政法人水資源機構が管理する施設（いずれも、他者に管理を委託している施設を含む。）とする。

（事前の体制整備）

第3条 甲及び乙は、当該協定締結後速やかに、災害等発生時の緊急対策を円滑に実施できるよう、それぞれが所有する資機材のリスト及び連絡体制等に係る情報を相手方に通知するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度、前項で通知した情報を更新し、相手方に通知するものとする。通知した内容に変更が生じた場合も同様とする。

（資機材の使用）

第4条 甲及び乙は、災害等発生時において必要と認められるときは、相手方の所有する資機材の使用を求めることができるものとする。

2 甲及び乙は、相手方の所有する資機材の使用を求める場合は、当該資機材を所有する者が別に定める規程等に基づく手続きを執るものとする。

(亡失又は損傷の報告)

第5条 甲及び乙は、相手方が所有する資機材の使用にあたり、当該資機材を亡失し、又は損傷させた場合には直ちにその状況を相手方に報告し、相手方の指示を受けるものとする。

(本協定の有効期限等)

第6条 この協定は締結の日から効力を発するものとし、有効期限は設けないものとする。

2 甲及び乙は、この協定を廃止しようとするときは、廃止する1か月前までに、相手方に通知するものとする。

(疑義等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項の取扱いについては、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この確認の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

令和4年1月11日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県公営企業管理者企業局長

松下 育蔵

(乙) 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-1

独立行政法人水資源機構中部支社長

坪井 浩二

19-8-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(県住まいづくり課)

(趣 旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、静岡県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては静岡県都市住宅部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定にかかる乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、そのつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成9年5月27日から適用する。

2 昭和54年11月19日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年5月27日

(甲)静岡県追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

(乙)東京都千代田区霞が関3丁目2番6号

社団法人プレハブ建築協会

会 長 辻 昇平

19-8-2 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県土木防災課)

(協定例)

静岡県〇〇事務所長(以下「甲」という。)と社団法人〇〇建設業協会長(以下「乙」という。)とは、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾及び漁港等の施設(以下「公共土木施設」という。)に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事(以下「応急復旧工事」という。)により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者(以下「協力者」という。)を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(災害応急対策区域・被災情報収集区域)

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が公共土木施設の被害状況を調査する地域とし、甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の公共土木施設或いは区域を特定し被害情報収集の責任を明確にしておくものとする。

(被災状況の報告)

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者(以下「施工者」という。)を決定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

(出動要請)

第7条 甲は施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするがこの場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- 5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9/1に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日からH9 3/31までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県〇〇事務所長 〇〇〇〇 印

(乙) 社団法人〇〇建設業協会 会長 〇〇〇〇 印

19-8-3 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県企業局水道企画課)

静岡県企業局〇〇事務所長(以下「甲」という。)と社団法人〇〇建設業協会長(以下「乙」という。)とは、地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により甲の所管する工業用水道、水道等の施設(以下「企業局管理施設」という。)に被害が発生した場合又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て企業局管理施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ出動要請による災害応急復旧工事(以下「応急復旧工事」という。)により、企業局管理施設の抜能の確保及び回復を図ることを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が企業局管理施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者(以下「協力者」という。)を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者毎の災害時出動態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(災害応急対策区域・被災情報収集区域)

第4条 甲は、地域の実情を考慮し、必要と認める場合は、管内を災害応急対策区域とそれをさらに細分した被災情報収集区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施工する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 被災情報収集区域は、被災情報収集区域担当者が企業局管理施設の被害状況を調査する地域とし、甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集区域担当者を定め、個々の企業局管理施設或いは区域を特定し被害情報収集の責任を明確にしておくものとする。

(被災状況の報告)

第5条 被災情報収集区域担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

(工事施工者)

第6条 被災後、甲は応急復旧工事が必要な箇所について、災害応急対策区域毎に区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者(以下「施工者」という。)を決定する。ただし甲が必要と認める場合は、区域担当者以外から施工者を決定することができる。

(出動要請)

第7条 甲は施工者に対し出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするがこの場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲及び施工者各々が1通を保管するものとする。

(工事の実施)

第8条 施工者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

- 2 前項の応急復旧工事の限度は、企業局管理施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。
- 3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。
- 4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- 5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者からの前条第5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき又は甲が特に報告を求めたとき及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から平成 年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県企業局〇〇事務所長 ○〇〇〇 印

(乙) 社団法人〇〇建設業協会長 ○〇〇〇 印

以下のとおり協定を締結している。

締結者(甲)	締結者(乙)	締結年月日
柿田川事務所	沼津建設業協会 三島建設業協会	平成9年3月14日 平成9年3月19日
富士川事務所	富士建設業協会 清水建設業協会 静岡建設業協会	平成9年3月17日 平成9年3月17日 平成9年3月17日
大井川事務所	島田建設業協会	平成9年3月31日
中遠事務所	袋井建設業協会 浜松建設業協会	平成9年2月28日 平成9年3月3日
西遠事務所	天竜建設業協会 浜松建設業協会	平成9年3月3日 平成9年3月3日

災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会会長（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の設計等業務（以下「設計等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策に必要な設計等業務を迅速に実施することにより、企業局所管施設等の機能の確保又は早期に回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務実施要請)

第4条 甲が緊急に設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を受託者に要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。

4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な設計等業務に着手するものとする。

2 前項の設計等業務の範囲は、当該要請のあった企業局所管施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。

3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。

5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月15日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県公営企業管理者 松下 育蔵

(乙) 静岡市葵区伝馬町9番地の7

一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会

会 長 森崎 祐治

別 表

東部事務所長

西部事務所長

災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県測量設計業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要測量設計等業務を迅速に実施することにより、企業局所管施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 本協定に賛同できる協会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者を取りまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を受託者に要請する

ことができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。
- 4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

- 2 前項の測量設計等業務の範囲は、当該要請のあった企業局所管施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。
- 3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
- 4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
- 5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を甲あて書面にて適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年11月15日

(甲) 静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県公営企業管理者 松下 育蔵

(乙) 静岡市葵区伝馬町9番地の7

一般社団法人静岡県測量設計業協会

会 長 藤山 義修

別 表

東部事務所長

西部事務所長

災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県地質調査業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の地質調査等業務の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な地質調査等業務を迅速に実施することにより、企業局所管施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急業務協力者）

第3条 乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる協会員を応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な地質調査等業務の実施を受託者に要請することができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。
- 4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

- 2 前項の地質調査等業務の範囲は、当該要請のあった企業局所管施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。
- 3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
- 4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
- 5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 年 月 日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 11 月 15 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県公営企業管理者 松下 育蔵

(乙) 静岡市葵区唐瀬 1 丁目 1 7 番 3 4 号

一般社団法人静岡県地質調査業協会

会 長 松浦 好樹

別 表

東部事務所長

西部事務所長

災害時における災害復旧に係る支援業務委託に関する協定書

静岡県公営企業管理者（以下「甲」という。）と公益社団法人上下水道コンサルタント協会中部支部長（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する水道及び工業用水道などの施設等（以下「企業局所管」という。）に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の災害復旧に係る支援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地滑りその他異常な自然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（支援協力の実施業務範囲）

第3条 乙の技術支援協力の内容は、甲が実施した被害状況の調査結果に基づき、企業局所管の施設における災害発生箇所又は災害が発生する恐れのある箇所に対して、甲が要請した範囲を基本とする。

（災害復旧業務に関する要請及び実施者の特定）

第4条 甲の乙に対する技術支援協力の要請は、協力内容を明らかにした書面により行う。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 乙は、甲から要請があった場合は、速やかに乙を構成する会員の中から、技術支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲に通知するものとする。
- 4 甲は、乙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）に対し、書面により業務実施を要請するものとする。
- 5 なお、災害の状況等やむを得ない状況により前項によりがたい場合は、口頭、電話、その他の適切な手段で行うものとし、業務着手後、速やかに書面により通知するものとする。
- 6 第4項の業務実施要請書は2通作成し、甲と業務実施者が各自その1通を保管するものとする。
- 7 甲は、業務実施要請書により協力者に実施要請を行ったときは、その状況を乙に通知するものとする。
- 8 災害の状況等やむを得ない状況により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではないものとする。

(委託契約の締結及び費用負担)

第5条 甲は、業務実施者と業務内容及び範囲を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲の負担とし、業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲に請求するものとする。甲は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更の必要な事項が生じた場合は、甲は業務実施者と協議して業務委託契約を変更することができる。

(業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 大規模災害等において、業務実施者が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲及び業務実施者にて協議の上で決定するものとする。

(業務の報告)

第7条 業務実施者は支援業務が終了したときは、速やかに甲に対して書面をもって報告するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用するものとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲および業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告しなければならない。その措置について、甲および業務実施者は協議して定めるものとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲は業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は甲と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲および業務実施者が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年5月18日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県公営企業管理者 松下 育蔵

(乙) 愛知県名古屋市中区錦1-8-6 (ONEST 名古屋錦スクエア)

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

中部支部長

上田 直和

別 表

(協定書第4条第2項に基づく甲に含まれる要請者)

静岡県企業局 東部事務所長

静岡県企業局 西部事務所長

19-8-4 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県生活排水課)

静岡県(以下「甲」という。)と社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会(以下「乙」という。)とは、大規模地震等で被災した下水道管路施設の応急対策業務に関する協定について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」と「乙」及び被災市町村(以下「丙」という。)との協力のもとに、大規模地震等で下水道管路施設の被災調査及び応急措置を迅速かつ確に実施し、もって、下水道管路施設の早期機能回復など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

(協力業務)

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した下水道管路施設の被災調査及び応急措置とし、甲又は丙が必要と認めた範囲とする。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、災害応急対策協力業者(以下「協力業者」という。)を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力業者毎の災害時出動態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材保有状況報告」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(支援の要請)

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めるとき、及び丙から協力業者の支援要請を受けたときは、災害の実状に応じて乙に対し支援要請書により支援を要請する。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく支援要請書を交わすものとする。支援要請書は甲乙各々が1通を保管するものとする。

3 乙は、警戒宣言が発令された時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から支援態勢準備の要請があったものとみなし、支援態勢を整えるものとする。

4 乙は、支援の要請に備え、使用資機材の確保に努める。

(被災調査及び応急措置の実施)

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当業者を決定する。

2 担当業者は、甲又は丙の指示に従い、被災管路施設の調査に着手するものとする。

3 担当業者は、被災調査に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 担当業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを取るものとする。

5 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、調査内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜調査の進捗状況及び完了を乙に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第6条 甲は、自らの判断により支援要請した場合は、担当業者からの前条5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとし、また、丙から支援要請を受けた場合には、丙に対し担当業者との随意契約を締結するよう指導するものとする。

2 乙は、前項の甲の契約について、また甲及び乙は、前項の丙の契約について協力するものとする。

(乙から甲への報告)

第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名簿及び「資機材保有状況報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき、及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

2 乙は、この協定に基づいて支援活動を行った時は、第5条第5項の報告を取りまとめて甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年 1月27日

(甲) 静岡県
都市住宅部長 佐藤 侃二

(乙) 社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部静岡県部会
部会長 岡本 彦一

19-8-5 災害時における応急対策業務に関する協定書

(県建築企画課)

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、大規模地震等で被災した建築物が余震等により倒壊するなど、二次災害の発生の恐れがある場合の応急対策業務に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」と「乙」及び被災市町村（以下「丙」という。）との協力のもとに、大規模地震等での被災建築物の緊急解体を迅速かつ的確に実施し、もって、住民の生命の安全及び緊急交通の確保など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

(協力業務)

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した建築物の内、次の①又は②に該当する建築物で、甲又は丙が二次災害の発生の防止上、必要と認めた緊急解体工事とする。

- ① 避難地、避難路に面しているもので、住民の生命・身体に危害を生じる恐れがあるもの。
- ② 緊急輸送路等に面しているもので、救助・救援等の緊急交通に支障をきたす恐れがあるもの。

(災害応急対策協力者)

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力業者毎の災害時出動態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材保有状況報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

(出動の要請)

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めたとき及び丙より解体関係団体の派遣要請又は緊急解体の実施依頼を受けたときは、災害の実状に応じて乙に対し出動要請書により出動を要請する。

2 前項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。出動要請書は甲乙各々が1通を保管するものとする。

3 乙は、警戒宣言が発令された時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から出動態勢準備の要請があったものとみなし、出動態勢を整えるものとする。

4 乙は、出動の要請に備え、解体用重機の確保に努める。

(解体工事の実施)

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当施工業者を決定する。

2 担当施工業者は、甲又は丙の指示に従い、被災建築物の緊急解体工事に着手するものとする。

3 担当施工業者は、緊急解体に当たっては、別に定める「被災建築物緊急解体マニュアル」に基づき、業務を実施するものとする。

4 担当施工業者は、緊急解体工事の施工に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

災害時における応急対策業務への協力に関する協定書

静岡県土木部長（以下「甲」という。）と社団法人静岡県建設業協会会長（以下「乙」という。）は、甲が所管する出先機関の長と乙の会員である各地区の建設業協会（以下「地区協会」という。）の長とが締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「地区協定」という。）に基づき実施する応急対策業務を補完し、円滑かつ有効に機能させるため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲は、甲が管理する公共土木施設の災害応急対策業務を実施するにあたり、乙に必要な協力を要請することができるものとし、乙は、可能な限りその要請に応じるものとする。

(協力の内容)

第2条 前条の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地区協定に基づく災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）だけでは当該協定に基づく地区内の応急復旧工事が円滑に実施できないと甲が認める場合に、協力者の広域的なあっせんを行うこと
- (2) 地区協会の会員企業の被災状況等、甲が応急対策業務を推進するために必要な情報を収集し、提供すること

(資料の交換及び情報連絡)

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次に掲げる資料を随時交換するものとする。

- (1) 各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料
- (2) 地区協定の締結及び実施状況に関する資料
- (3) その他、甲及び乙が必要と認める資料

2 甲及び乙は、予め連絡責任者を定め、必要な情報を速やかに連絡しあうものとする。

(費用の負担)

第4条 乙が第2条に規定する協力業務を行うために費用を要した場合は、乙がこれを負担する。

(協定の効力)

第5条 この協定の期間は、締結の日から平成14年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成13年8月31日

(甲) 静岡県土木部長 山口



(乙) 社団法人静岡県建設業協会
会長 二宮 睦 浩



19-8-7 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

(県住まいづくり課)

静岡県(以下「甲」という。)及び独立行政法人住宅金融支援機構(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、静岡県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(情報の交換)

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

(住宅相談窓口開設)

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

(住宅ローン返済中の県民への支援)

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(政策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用等)

第9条 この協定は、平成28年4月1日から適用する。

2 静岡県知事と住宅金融公庫南関東支店長との間で締結した平成15年8月1日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は、本協定の適用をもって廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月30日

(甲)静岡県静岡市追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

(乙)東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加藤 利男

災害又は事故における測量設計等業務委託に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県測量設計業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の測量、設計、用地測量及び用地調査業務（以下「測量設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要の測量設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

- 第3条 本協定に賛同できる協会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。
- 2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。
 - 3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。
 - 4 第8条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。
 - 5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に測量設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決

定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な測量設計等業務の実施を受託者に要請することができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。
- 4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な測量設計等業務に着手するものとする。

- 2 前項の測量設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。
- 3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
- 4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
- 5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を甲あて書面にて適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年7月18日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

長島 郁夫



(乙) 静岡市葵区常磐町2丁目13番4号

一般社団法人静岡県測量設計業協会

会長

鶴田 忠男



別 表

下田土木事務所長

熱海土木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局長

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

19-8-9 一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定書

(県廃棄物)サイクル課

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、災害等により自助努力の限度を超えて一般廃棄物の適正な処理に支障が生じ、又は生じることが予想される場合に
 において、静岡県内の市町村等が相互に援助することにより、一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第23号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)並び
 に一般廃棄物の処理施設等の事故及び故障をいう。

2 この協定において「市町村等」とは、静岡県内の市町村及び一般廃棄物の処理を行う一部事務組合をいう。

3 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃
 棄物をいう。

4 この協定において「援助」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 施設又は業務の提供又はあっせん
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等
- (3) 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあっせん
- (4) 前3号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し特に必要な事項

5 この協定において「要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるため、他の市町村等
 に援助の要請を行う市町村等をいう。

6 この協定において「受託市町村」とは、要請市町村からの援助の要請を受諾し、援助を行う市町村等をいう。

7 この協定において「圏域」とは、別表の左欄に掲げる圏域名ごとに、同表の右欄に掲げる構成市町村等で構成される区域をいう。

(適用区域)

第3条 この協定の適用区域は、市町村等の区域とする。

第2章 援助の手続

(援助要請)

第4条 市町村等は、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、又は生じることが予想されるときで、自己の保有する一般廃棄物処理
 施設、収集・運搬車両、資機材等では一般廃棄物の適正な処理が困難であると判断した場合には、自らが所属する圏域の他の市町村等
 に対し援助を要請することができる。ただし、特に必要と判断したときは、他の圏域に属する市町村等にも援助を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行った市町村等は、その旨を静岡県(以下「県」という。)に報告するものとする。

3 前2項の規定による要請及び報告の方法は、次に掲げる事項を電話等で連絡した後、文書を送付して行うものとする。

- (1) 援助を要する理由
- (2) 援助を要する場所及び期間
- (3) 必要とする施設又は業務内容
- (4) 一般廃棄物の種類及び処理量の見込み
- (5) 必要とする人員
- (6) 必要とする物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (7) 連絡責任者
- (8) その他必要な事項

(県による援助要請に係る措置)

第5条 県は、災害等により市町村等の一般廃棄物の処理に支障が生じた場合において、当該市町村等がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認められるときは、前条第1項の規定による要請について適当な措置を講ずることができる。

(受託)

第6条 援助の要請を受けた市町村等は、当該市町村等の一般廃棄物の適正な処理に支障のない範囲において、これを受託するものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(実施)

第7条 受託市町村は、一般廃棄物の種類及び量、収集及び運搬の方法その他必要な事項について要請市町村と協議した上で、援助を実施するものとする。

2 援助の期間は、原則として要請市町村が一般廃棄物を適正に処理することができるまでの間とする。ただし、期間の決定に当たっては、受託市町村と十分協議するものとする。

3 援助が終了したときは、要請市町村及び受託市町村は、実施した内容を県に報告するものとする。

4 要請市町村は、受託市町村が援助を開始した後も、遅滞なく自ら一般廃棄物の適正な処理のための体制の確保ができるよう、その体制の回復に努めなければならない。

(経費負担)

第8条 援助に要した経費は、原則として要請市町村が負担するものとし、支払方法、内容等については、双方協議の上、決定するものとする。

第3章 協力要請

(民間業者への協力要請)

第9条 市町村等は、この協定に基づく援助を迅速に実施するため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(住民への協力要請)

第10条 県及び市町村等は、災害等が発生した場合における一般廃棄物の適正な処理に係る事業の円滑な遂行を図るために、この協定の趣旨及び内容について、広報活動を通じて関係住民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第4章 その他

(情報の交換等)

第11条 この協定の円滑な運用を期するため、市町村等は、必要の都度、一般廃棄物処理施設の稼働状況その他一般廃棄物の処理に関し必要な情報を相互に交換するものとする。

2 県は、この協定の円滑な運用に必要な調整、あつせん、情報の提供その他この協定の円滑な運用を支援する措置を講ずるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく援助等を妨げるものではない。

(その他)

第13条 この協定は、平成13年4月1日から効力を生ずるものとする。

第14条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町村等で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書100通を作成し、協定者及び立会者が各自記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成13年3月30日

(協定者)

静岡市～湖東環境衛生施設組合

(立会者)

静岡県

別表

圏域名	構成市町村等
南伊豆	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 賀茂村 南豆衛生プラント組合 東河環境センター 西豆衛生プラント組合
駿豆	沼津市 御殿場市 裾野市 小山町 長泉町 清水町 御殿場市・小山町広域行政組合 裾野長泉清静施設組合 三島市 函南町 熱海市 伊東市 韭山町 伊豆長岡町 大仁町 中伊豆町 修善寺町 天城湯ヶ島町 土肥町 戸田村 田方南部広域行政組合 土肥町戸田村衛生施設組合
富士	富士市 富士宮市 芝川町 富士宮市芝川町厚生施設組合
中部	静岡市 清水市 富士川町 蒲原町 由比町 南原郡環境衛生組合
志太榛原	藤枝市 焼津市 岡部町 大井川町 志太広域事務組合 島田市 本川根町 中川根町 川根町 金谷町 榛原町 吉田町 島田市・北榛原地区衛生消防組合 川根地区広域施設組合 島田・榛原地区広域市町村圏組合 吉田町榛原町広域施設組合
中東遠	掛川市 菊川町 相良町 小笠町 浜岡町 御前崎町 東遠広域施設組合 相良町外2町広域施設組合 菊川町及び小笠町衛生施設組合 磐田市 袋井市 森町 浅羽町 福田町 豊田町 竜洋町 豊岡村 中遠地区広域市町村圏事務組合 磐南行政組合 袋井市森町浅羽町広域行政組合
西北遠	浜松市 天竜市 浜北市 水窪町 春野町 佐久間町 龍山村 湖西市 新居町 舞阪町 雄磨町 細江町 引佐町 三ヶ日町 北遠地区広域市町村圏事務組合 引佐郡広域施設組合 湖西市・新居町広域施設組合 湖東環境衛生施設組合

静岡県震災復興相談センターにおける相談
業務従事者の派遣及び取扱いに関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県東海地震対策士業連絡会（以下「乙」という。）とは、静岡県震災復興相談センター設置・運営要領（以下「要領」という。）第11条の規定に基づき開設された震災復興相談センター及び震災復興相談室（以下「センター」という。）において、災害応急対策として実施する相談業務に従事する者（以下「相談業務従事者」という。）の派遣及び取扱いに関し、静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。）第35条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が開設するセンターにおける相談業務従事者の派遣及び取扱いに関し、必要な事項を定める。

（相談業務従事者の派遣）

第2条 乙は甲から相談業務従事者派遣の要請を受けた場合は、速やかに乙の中から相談業務従事者を選出し、センターに派遣するものとする。

（派遣期間）

第3条 相談業務従事者の派遣期間は、相談需要等に応じて、甲乙協議して定める。

（相談業務従事者の業務）

第4条 相談業務従事者は、要領第13条の規定に基づき、相談業務を実施するものとする。

2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、相談業務実施状況報告書（様式第1号）により、派遣先センターを開設している復興相談班長へ定期的に報告するものとする。

（補償）

第5条 甲は、第4条第1項の相談業務の実施に当たり、相談業務従事者が損害を受けた場合、又は他人に損害を加えた場合は、条例第34条の規定に基づき、その損害を補償する。

（協定の適用）

第6条 この協定は、平成17年8月24日から、効力を有する。

2 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年8月24日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延



(乙) 静岡県東海地震対策士業連絡会 会長
静岡県弁護士会 会長 三井 義廣



様式第1号

派遣先

年 月 日

相談業務実施状況報告書

協力機関名 _____ 記入者氏名 _____

相談期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

主な相談内容	件 数			
	電話	来所	文書	計
	件	件	件	件
合計件数				

<記入上の注意>

- 1 本報告書は、1週間毎に提出してください。
- 2 相談内容から特に重要と判断される場合は、上記の期間にかかわらず、任意様式により具体的内容を報告してください。

19-8-11 生活福祉資金の貸付けの特例措置に関する協定

(県地域福祉課)

(趣旨)

第1条 静岡県(以下「甲」という。)、株式会社静岡銀行、株式会社駿河銀行及び株式会社清水銀行(以下合わせて「乙」という。)並びに社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「丙」という。)とは、大規模な災害が発生した場合における生活福祉資金貸付金(以下「貸付金」という。)の交付に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力依頼)

第2条 甲及び丙は、大規模な災害が発生し厚生労働大臣が生活福祉資金の貸付けの特例措置を講じた場合、丙が貸付けを決定した者に対する貸付金の交付を迅速かつ円滑に実施するため、乙に対し協力を依頼し、乙はこれに協力するものとする。

(手続)

第3条 乙は、前条の協力依頼があった場合、乙の各支店の資金交付状況のとりまとめ、貸付金の決済等を行うため、速やかに乙それぞれの取りまとめ店(以下「乙の取りまとめ店」という。)を設置するものとする。

2 丙は、貸付金の受付窓口を静岡県内の各市町村社会福祉協議会に設置し、同市町村社会福祉協議会を通じて、受付窓口に身近な乙の支店の被害状況を確認するものとし、乙は、甲及び丙から協力依頼のあった事務を取扱う支店(以下「乙の取扱店」という。)を設置するものとする。

3 丙は、乙の取扱店の設置状況等をもとに貸付額を推計し、乙の取りまとめ店の口座に貸付金を預託するものとする。

(費用の負担)

第4条 貸付金は、国の実施通知等に基づき甲が措置するものとする。

2 貸付金の交付に伴う振込手数料及び貸付金引換証の交換手数料は、丙が負担するものとし、別に定めるものとする。

(貸付金の交付方法)

第5条 貸付金の交付は、原則として、丙が貸付けを決定した者の指定する口座へ振込みの方法により行うものとする。

ただし、丙が貸付けを決定した者が金融機関に口座を有していない等、振込みの方法による貸付金の交付が困難な場合は、丙は、貸付けを決定した者に別に定める様式による貸付金引換証を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合においては、乙の取扱店は、貸付金引換証及び別に定める身分を証明するものにより、丙が貸付けを決定した者であることを確認の上、貸付金引換証と引換えに現金を交付するものとする。

(貸付金の決済)

第6条 乙の取扱店は、前条の方法により交付した貸付金の件数と金額を毎日取りまとめ、同日中に乙の取りまとめ店に請求するものとする。

2 乙の取りまとめ店は、乙の取扱店から請求のあった一日分の貸付金の件数と金額を集計し、丙に報告の上、丙が乙の取りまとめ店に貸付金を預託した口座から当日中に貸付金を決済するものとする。

3 乙は、貸付金交付期間終了後、貸付金交付件数及び金額を集計し、貸付金引換証を添付して丙に報告するものとする。

(免責)

第7条 乙は、丙と丙が貸付けを決定した者との債権債務関係及びその他の紛議については、一切の責任を負わないものとする。

2 乙が第5条第2項に基づき現金を交付した場合、交付を受けた者が、丙が貸付けを決定した者でなかった場合でも、乙の現金交付は有効とみなし、乙は、一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合を除くものとする。

3 乙は、天災地変その他不可抗力により本協定を履行できなかった場合、当該不履行に基づく一切の責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲、乙及び丙は、本協定における業務上知り得た秘密については、他に漏らさぬよう万全の措置をとらなければならないものとする。

(連絡責任部署)

第9条 第2条の規定による協力依頼及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲の連絡責任部署は健康福祉部地域福祉室、乙の連絡責任部署は、株式会社静岡銀行にあっては法人部公務渉外グループ、株式会社駿河銀行にあっては営業本部業務渉外、株式会社清水銀行にあっては支店営業部、丙の連絡責任部署は地域福祉部とする。

(雑則)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、実施要領に定めるものとする。

2 この協定及び前項の実施要領に定めのない事項並びに疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲、乙のいずれか又は丙から、他の契約当事者に対し、有効期間満了の日の1か月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、協定の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書5通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成16年8月27日

(甲) 静岡市追手町9番6号

静岡県知事 石川嘉延

(乙) 静岡市呉服町1丁目10番地

株式会社静岡銀行
取締役頭取 松浦康男

沼津市通横町23番地

株式会社駿河銀行
取締役社長 岡野光喜

静岡市清水富士見町3番1号

株式会社清水銀行
取締役頭取 伊藤高義

(丙) 静岡市駿府町1番70号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長 上島清介

19-8-12

(県土木防災課)

静岡県防災エキスパートの活用に関する協定書

静岡県土木部長（以下「甲」という。）及び静岡県都市住宅部長（以下「乙」という。）とNPO法人静岡県地域づくり研究会理事長（以下「丙」という。）とは、丙が設置する静岡県防災エキスパート（以下「防災エキスパート」という。）の活用について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲及び乙は、静岡県が管理する別表に掲げる公共土木施設等の損傷又は危険箇所の情報収集及び大規模災害時における被災箇所の情報収集を、円滑かつ効率的に実施するため、NPO法人静岡県地域づくり研究会に登録した防災エキスパートを活用し、事故の未然防止及び的確な災害対策の推進並びに被災地域の早期復旧を図る。

（活動の内容）

第2条 防災エキスパートは、自己の責任において、平常時及び大規模災害発生時に次に掲げる活動を行い、当該施設を管轄する事務所の長（以下「事務所長」という。）に通報するものとする。この場合において、大規模災害発生時とは、静岡県内で気象庁が震度6弱以上を発表した時及び地震、風水害等により大規模な災害が発生した時をいう。

（平常時）

- (1) 防災エキスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等について、損傷状況の把握を行う。
- (2) 事務所長の要請により、公共土木施設等に関する損傷状況の調査を行う。

（大規模災害発生時）

- (1) 防災エキスパートの居住地又は勤務地周辺の公共土木施設等又は当該施設等の周辺の被災状況の把握を行う。
- (2) 事務所長の要請により、公共土木施設等に関する被災状況の調査を行う。

（費用の負担）

第3条 前条に規定する活動に係る費用は、丙が負担するものとする。

（疑義の解決）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

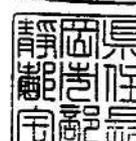
上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年4月18日

甲 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県
土木部長 古川 博



乙 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県
都市住宅部長 村松 靖



丙 静岡市葵区瀬名1丁目13-31
NPO法人静岡県地域づくり研究会
理事長 鈴木



別表（第2条関係）

公共土木施設等

- (1) 道路
- (2) 河川
- (3) 海岸
- (4) 砂防
- (5) 急傾斜
- (6) 地すべり
- (7) 港湾
- (8) 公園
- (9) 下水道

(10) (1)～(9)に掲げるもののほか、これらに類する施設

19-8-13 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書

(県廃棄物リサイクル課)

静岡県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥等(以下「災害し尿等」という。)の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続)

第2条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から災害し尿等の収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

(被災市町村との協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は、原則として無償で行うものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県環境森林部環境総室廃棄物リサイクル室、乙においては〇〇〇〇〇事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年3月31日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

以下のとおり協定を締結している。

締結者(乙)
静岡県環境整備事業協同組合 理事長 山本弥之
日本環境保全協会静岡県連合会 会長 服部和彦

災害時における相談業務に関する合意書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害対策士業連絡会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者等を対象とした相談業務に関し、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な災害（以下「災害」という。）時に、県内市町から甲が要請を受け、その要請に基づき乙が静岡県内で実施する相談業務並びにこれに付随するニーズ調査及び被災者に対する情報提供活動（以下「相談業務等」という。）を円滑、迅速かつ効果的に行うための甲乙の取組について定めるものである。

（定義）

第2条 この合意において被災者とは、以下に定めるものであって相談業務等の支援活動が必要となった者をいう。

- （1）災害により被害を受けた県内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により県外から県内に避難した者
- （3）その他、甲及び乙が必要と認めた者

（平時の連携）

第3条 甲と乙は、相談業務等の重要性を相互に認識し、相談業務等が円滑、迅速かつ効果的に行えるように、災害発生前（以下「平時」という。）から緊密に連絡を取り合い、必要な協議を行う。

（甲の準備活動）

第4条 甲は、平時から、相談業務等の円滑な実施のため、県内市町に対して当合意書の締結について周知するとともに、県内市町の担当窓口把握に努める。

（乙の準備活動）

第5条 乙は、平時から、相談会のパンフレットを作成し、または学習会を開催するなど適宜の方法により、相談業務等に備えた準備を積極的に進める。

2 乙は、前項の準備活動の内容や成果を、適宜、甲に対し報告する。

（相談業務等における連携）

第6条 甲は、相談業務等において、乙と県内市町の連絡調整並びに相談会の会場確保及び広報に関して可能な範囲で協力する。

2 乙は、甲からの求めに応じ、相談業務等の状況を報告する。

（有効期間）

第7条 この合意の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

（定めのない事項の処理）

第8条 この合意に定めのない事項及びこの合意に関して疑義が生じたときは、被災者の視点に立ち、甲と乙が協議をして定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成30年12月25日

甲 静岡県知事



乙 静岡県災害対策士業連絡会
会長



19-8-15 災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定書

(県危機政策課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)は、災害時に市町が行う家屋被害認定調査(以下「認定調査」という。)の迅速かつ円滑な実施に向けて、次のとおり基本協定を締結する。

(認定調査への協力)

第1条 乙は、県内に災害が発生し、市町が実施する家屋の被害認定業務に関し、甲又は市町から応援要請があった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

(市町との協定締結)

第2条 乙は、前条に規定する被害認定業務に関し、業務内容、費用負担等必要な事項について、市町と協議し「災害時における家屋被害認定調査」に関する協定を締結するものとする。

2 甲は、県内全市町における協定締結に向けて、各市町に対して協定締結の要望を確認し乙に情報提供するとともに、各地域防災局単位を基本とした市町連名による協定締結に向けた調整業務を行うものとする。

(研修会の開催)

第3条 甲は、家屋被害認定業務に関する知識、技術の習得を目的として、乙の会員及び市町の職員を対象とした研修会を年1回開催するものとする。

2 乙は、甲又は市町の開催する研修会に乙の会員を積極的に参加させるよう配慮するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第4条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令(甲の条例、規則等を含む。)に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成21年 1月23日

静岡市葵区追手町9番6号

甲

静岡県知事

静岡市駿河区曲金六丁目16番10号

乙 静岡県土地家屋調査士会

会 長

災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と静岡県地質調査業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の地質調査等業務の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な地質調査等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急業務協力者）

第3条 乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる協会員を応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務実施要請）

第4条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な地質調査等業務の実施を受託者に要請する

ことができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。
- 4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。

- 2 前項の地質調査等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。
- 3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
- 4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
- 5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1

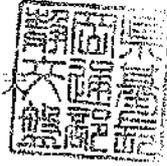
通を所持する。

平成 24 年 7 月 18 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県交通基盤部長

長島 郁夫



(乙) 静岡市葵区唐瀬 1 丁目 17 番 34 号

静岡県地質調査業協会

会 長

松浦 好樹



別 表

下田土木事務所長

熱海土木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局長

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

災害又は事故における電気設備等の応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県電業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害等又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等における電気設備、電気器具及び配線等（以下「電気設備等」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故等により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て電気設備等の災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を行い、電気設備等の機能確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が電気設備等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙の協会を構成する会員のうち、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第9条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第4条 甲は、応急対策業務が必要な箇所の状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

（出動要請）

第5条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。

4 出動要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

(応急対策業務の実施)

- 第6条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。
- 2 前項の応急対策業務の内容は、電気設備等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。
- 3 施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
- 4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- 5 施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(請負契約等の締結)

第7条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年7月18日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部長

長島 郁夫



(乙) 静岡市駿河区泉町3番3号
一般社団法人静岡県電業協会
会長

増田 玲



(別表)

下田土木事務所長

熱海土木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

か
す
け
安
と
状
。
の
の
乙
の

災害又は事故における法面応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と一般社団法人全国特定法面保護協会中部地方支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害等又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止及び港湾などの公共土木施設等（以下「公共土木施設等」という。）等に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の法面応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故等により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の現場状況確認及び緊急的な法面応急対策工事（以下「法面応急対策業務」という。）を行い、公共土木施設等の機能確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が公共土木施設等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（法面応急対策業務協力者）

第3条 乙の支部を構成する会員のうち、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、本協定に賛同できる会員を法面応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、支部内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第9条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第4条 甲は、法面応急対策業務が必要な箇所の状況に応じて、協力者の中から法面応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

（出動要請）

第5条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。

4 出動要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

(法面応急対策業務の実施)

第6条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに法面応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の法面応急対策業務の内容は、公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とする。

3 施行者は、法面応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続をとるものとする。

5 施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、法面応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(請負契約等の締結)

第7条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年7月18日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

長島 郁夫



(乙) 愛知県名古屋市中村区畑江通4丁目22番地

一般社団法人 全国特定法面保護協会

中部地方支部長

浅野 敬文



(別表)

下田土木事務所長

熱海土木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

19-8-19 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の一時保存施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年3月25日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都港区新橋1丁目18番16号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 柴山 文夫

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(葬祭用品等の範囲)

第2条 協定に規定する甲が供給を要請する棺及び葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 棺（付属品を含む。）
- (2) ドライアイス等遺体の一時保存に必要な用品
- (3) 骨つば及び骨箱

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては静岡県厚生部生活衛生局長、乙にあつては全日本冠婚葬祭互助協会南関東地域静岡地区本部長とする。

(要請手続)

第4条 甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
 - (2) 要請理由
 - (3) 要請内容
 - (4) 履行の場所
 - (5) 履行の期日又は期間
 - (6) その他必要な事項
- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により甲が乙に通知する文書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を報告するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者名及び履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第6条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(その他)

第10条 協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

協力要請書(第 報)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
口頭、電話等による 要請の日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

注：「要請内容」には、棺及び葬祭用品の必要数、提供を必要とする役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別必要台数等を記載すること

様式2（第8条関係）

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

団体名

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付け 第 号 (第 報)
報告担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
実施業務内容	
従事者名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

注：「実施業務内容」には、棺及び葬祭用品の供給数、提供した役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別提供台数等を記載すること

19-8- 20 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙及び丙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙及び丙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の一時保存施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、甲の要請を受けたときは前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙及び丙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙及び丙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙及び丙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙及び丙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額及び災害時等の直前における適正価格を基準として、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙及び丙は、災害時等における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。
- 3 平成22年3月25日付けで甲丙間において締結した災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定は廃止する。

平成28年12月13日

甲 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡県静岡市葵区本通二丁目1番地の4
静岡県葬祭業協同組合
理事長 熊澤 正樹

丙 東京都港区港南2丁目4番12号
港南 YK ビル 4階
全日本葬祭業協同組合連合会
会長 松井 昭憲

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(葬祭用品等の範囲)

第2条 協定に規定する甲が供給を要請する棺及び葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 棺（付属品を含む。）
- (2) ドライアイス等遺体の一時保存に必要な用品
- (3) 骨つぼ及び骨箱

2 協定に規定する甲が提供を要請する作業等の役務の範囲は、死体の洗浄、縫合せ、洗浄等の処理とする。

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては静岡県健康福祉部生活衛生局長、乙にあつては静岡県葬祭業協同組合代表理事、丙にあつては全日本葬祭業協同組合連合会代表理事とする。

(要請手続)

第4条 甲から乙及び丙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙及び丙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙及び丙に提出する文書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙及び丙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙及び丙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙及び丙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙及び丙の構成員の名簿を提出するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手側に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2 乙及び丙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第4条に規定する乙及び丙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者名及び履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙及び丙が甲に提出する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第6条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(その他)

第10条 協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

協力要請書(第 報)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
口頭、電話等による 要請の日時	年 月 日 時 分 頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

注：「要請内容」には、棺及び葬祭用品の必要数、提供を必要とする役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別必要台数等を記載すること

様式2（第8条関係）

第 号
年 月 日

静岡県知事様

団体名

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付け 第 号 (第 報)
報告担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
実施業務内容	
従事者名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
報告担当者	氏名
備 考	

注：「実施業務内容」には、棺及び葬祭用品の供給数、提供した役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別提供台数等を記載すること

19-8-21 災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県農協葬祭事業連絡協議会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の一時保存施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年5月18日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡県静岡市駿河区曲金3丁目3番23号
静岡県農協葬祭事業連絡協議会
会長 小野 敏彦

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(葬祭用品等の範囲)

第2条 協定に規定する甲が供給を要請する棺及び葬祭用品の範囲は次のとおりとする。

- (1) 棺（付属品を含む。）
- (2) ドライアイス等遺体の一時保存に必要な用品
- (3) 骨つば及び骨箱

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては静岡県健康福祉部生活衛生局長、乙にあつては静岡県経済連葬祭総合課長とする。

(要請手続)

第4条 甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
 - (2) 要請理由
 - (3) 要請内容
 - (4) 履行の場所
 - (5) 履行の期日又は期間
 - (6) その他必要な事項
- 2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により甲が乙に通知する文書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を報告するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者名及び履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第6条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(その他)

第10条 協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1 (第4条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

協力要請書(第 報)

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
口頭、電話等による 要請の日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

注：「要請内容」には、棺及び葬祭用品の必要数、提供を必要とする役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別必要台数等を記載すること

様式2（第8条関係）

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

団体名

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付け 第 号 (第 報)
報告担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
実施業務内容	
従事者名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

注：「実施業務内容」には、棺及び葬祭用品の供給数、提供した役務等の内容及び数量、搬送車両の用途別提供台数等を記載すること

19-8-22 災害時における遺体搬送の協力に関する協定書

(県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)と一般社団法人全国霊柩自動車協会(以下「乙」という。)とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における遺体搬送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 霊柩自動車等による遺体搬送
- (2) その他必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年9月6日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都新宿区四谷四丁目14番
一般社団法人全国霊柩自動車協会
会長 一柳 鐸

災害時における遺体搬送の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における遺体搬送の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(連絡責任者)

第2条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては静岡県健康福祉部生活衛生局長、乙にあつては静岡県霊柩自動車協会長とする。

(要請手続)

第3条 甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に通知する文書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第4条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第5条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を報告するものとする。

(連携協力)

第6条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第7条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者名及び履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第8条 協定第6条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す搬送等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(その他)

第9条 協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

協力要請書(第 報)

災害時における遺体搬送の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
口頭、電話等による 要請の日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容	
履行の場所	搬送拠点・搬送先
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

注：「要請内容」には、搬送車両の必要台数等を記載すること

様式2（第7条関係）

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

団体名

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における遺体搬送の協力に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付け 第 号 (第 報)
報告担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
実施業務内容	従事車両 別添一覧のとおり
従事者名	別添名簿のとおり
履行の場所	搬送拠点・搬送区間
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

注：「実施業務内容」には、従事車両台数、提供した役務、資材等の内容及び数量、搬送回数、搬送遺体数、走行距離等を記載すること

19-8-23 災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定書 (県衛生課)

静岡県(以下「甲」という。)、ドライアイスメーカー会(以下「乙」という。)、及び全日本ドライアイスディーラー会(以下「丙」という。))とは、静岡県域において、地震等により大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。))における遺体の一時保存用ドライアイス(以下「ドライアイス」という。))の供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、「静岡県地域防災計画」及び「静岡県広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙及び丙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時にドライアイスを市町に供給する必要がある場合は、乙及び丙に対し協力を要請するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙及び丙は、甲の要請を受けたときは、連携の上、前条に掲げる業務を実施するものとする。

(輸送体制の確保)

第4条 ドライアイスの搬送は、丙が行うものとし、甲は、丙によるドライアイスの搬送が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(報告)

第5条 乙及び丙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、丙が代表して、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙及び丙が甲の要請により実施した第2条に掲げる業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙及び丙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、丙が代表して、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、丙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく基準額及び災害時の直前における適正価格を基準として、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第 10 条 乙及び丙は、災害時における円滑な協力の実施のため、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第 11 条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
- 2 上記協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 22 年 8 月 20 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 東京都港区新橋4丁目 23 番4号
(エア・ウォーター炭酸株式会社内)
ドライアイスメーカー会
会 長 岩本 満

丙 東京都港区西新橋1丁目 16 番7号
(日本液炭株式会社内)
全日本ドライアイスディーラー会
会 長 鯛島 洋三

災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定により、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意味は、協定の例による。

(連絡責任者)

第2条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては静岡県健康福祉部生活衛生局長、乙にあつてはドライアイスメーカー会事務局、丙にあつては全日本ドライアイスディーラー会事務局とする。

(要請手続)

第3条 甲から乙及び丙への協力の要請及び連絡は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙及び丙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙及び丙に通知する文書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第4条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙及び丙と連絡をとれない場合は、甲は直接、乙及び丙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第5条 乙及び丙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙及び丙の構成員の名簿を報告するものとする。

(連携協力)

第6条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を定め、締結後、速やかに相手方に文書で通知するものとし、窓口に変更があった場合も同様とする。

2 乙及び丙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第7条 協定第5条に規定する丙から甲への報告は、次に掲げる事項を文書により行うこととする。ただし、文書により難しい場合は、口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者名及び履行の場所
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により丙が甲に報告する文書は、別記様式2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第8条 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績の一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(その他)

第9条 協定は、原則として自然災害を想定するものとし、その他の災害の場合は、協議するものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

様式1 (第3条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡県知事

協力要請書(第 報)

災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
口頭、電話等による 要請の日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

注：「要請内容」には、ドライアイスの必要量等を記載すること

様式2（第7条関係）

第 号
年 月 日

静岡県知事 様

団体名

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に係る実績について、災害時における遺体の一時保存用ドライアイスの供給の協力に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付け 第 号 (第 報)
報告担当者	職名 氏名 連絡先電話番号 FAX 番号
実施業務内容	
従事者名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

注：「実施業務内容」には、ドライアイスの供給量等を記載すること

災害又は事故における応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と社団法人日本建設業連合会中部支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設等の災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を行い、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので、甲が公共土木施設等の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙の支部を構成する会員のうち、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

- 2 乙は、連合会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。
- 4 第9条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。
- 5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

（業務施行者）

第4条 甲は、応急対策業務が必要な箇所の状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

- 2 甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

(出動要請)

第5条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交すものとする。
- 4 出動要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

(応急対策業務の実施)

第6条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

- 2 前項の応急対策業務の内容は、公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とする。
- 3 施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
- 4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。
- 5 施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(請負契約等の締結)

第7条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年3月29日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

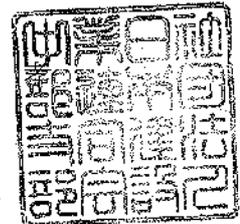
森山 誠



(乙) 愛知県名古屋市中区栄3丁目28番21号

社団法人日本建設業連合会中部支部長

古厩



別 表

下田土木事務所長
熱海土木事務所長
沼津土木事務所長
富士土木事務所長
静岡土木事務所長
島田土木事務所長
袋井土木事務所長
浜松土木事務所長
田子の浦港管理事務所長
清水港管理局長
焼津漁港管理事務所長
御前崎港管理事務所長
静岡空港管理事務所長

災害又は事故における静岡県管理橋梁等の応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と社団法人プレストレスト・コンクリート建設協会中部支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する橋梁等（以下「橋梁」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て橋梁の被災状況調査及び災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を実施することにより、橋梁の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務の種類）

第3条 応急対策業務の種類は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定、対策工の検討、被災した橋梁の応急復旧工事、その他橋梁の応急対策として特に必要な業務とする。

（応急対策業務協力者）

第4条 乙を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。ただし、協力者のうち、対策工の検討、応急復旧工事を行う者は、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けた者とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第10条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

- 5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務施行者)

第5条 甲は、応急対策業務が必要な箇所の状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者（以下「施行者」という。）を決定することができる。

- 2 甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

- 3 甲は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定を広域的に行う必要がある場合には、乙にこれを施行させることができる。

(出動要請)

第6条 甲は、施行者に対し、出動要請書により出動を要請することができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動要請書を交わすものとする。
- 4 出動要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

(応急対策業務の実施)

第7条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

- 2 前項の応急対策業務の内容は、橋梁の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とし、甲乙協議して定めるものとする。

- 3 施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

- 4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

- 5 施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(請負契約等の締結)

第8条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第10条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年3月29日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

森山 誠



(乙) 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目25番9号

社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会

中部支部長

高橋 泰之



別 表

下田土木事務所長

熱海土木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局長

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

災害又は事故における静岡県管理橋梁等の応急対策業務に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と社団法人日本橋梁建設協会事務局長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する橋梁等（以下「橋梁」という。）に被害が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て橋梁の被災状況調査及び災害応急復旧工事又は緊急的な応急対策（以下「応急対策業務」という。）を実施することにより、橋梁の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法の規定に基づき静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務の種類）

第3条 応急対策業務の種類は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定、対策工の検討、被災した橋梁の応急復旧工事、応急復旧用仮設橋の確保その他橋梁の応急対策に特に必要な業務とする。

（応急対策業務協力者）

第4条 乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。ただし、協力者のうち、対策工の検討、応急復旧工事を行う者は、静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けた者とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第10条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務施行者)

第5条 甲は、応急対策業務が必要な箇所の状況に応じて、協力者の中から応急対策業務施行者(以下「施行者」という。)を決定することができる。

2 甲は、施行者を決定する際に、使用可能資機材の状況及び派遣可能人員等に関する情報提供を必要に応じて乙に求めることができる。

3 甲は、橋梁の被災状況の調査及び健全性の判定を広域的に行う必要がある場合には、乙にこれを施行させることができる。

(出勤要請)

第6条 甲は、施行者に対し、出勤要請書により出勤を要請することができる。

2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。

3 第1項の要請は、緊急を要する場合は、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出勤要請書を交わすものとする。

4 出勤要請書は甲及び施行者が各自その1通を保管するものとする。

(応急対策業務の実施)

第7条 施行者は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに応急対策業務に着手するものとする。

2 前項の応急対策業務の内容は、橋梁の機能確保又は回復に係る必要最小限度の業務とし、甲乙協議して定めるものとする。

3 施行者は、応急対策業務の施行にあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。

4 施行者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施行者は、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、応急対策業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(請負契約等の締結)

第8条 甲は、施行者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施規定)

第9条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第10条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年3月29日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

森山 誠



(乙) 東京都港区西新橋1丁目6番11号

社団法人日本橋梁建設協会事務局長

北村 慎悟



別 表

下田土木事務所長

熱海土木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局長

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会長（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の設計等業務（以下「設計等業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策に必要な設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は早期に回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務実施要請)

第4条 甲が緊急に設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を受託者に要請することができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。
- 4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。

(業務の実施)

第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な設計等業務に着手するものとする。

- 2 前項の設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。
- 3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
- 4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
- 5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と速やかに随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年3月29日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長 森山 誠二



(乙) 静岡市駿河区南町5番3号

一般社団法人静岡県建設コンサルタント協会

会長 齋 秀



別表

下田土木事務所長

熱海土木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局長

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

災害又は事故における設計等業務委託に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と一般社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部長（以下「乙」という。）は、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の設計等業務（以下「設計等業務」という。）の実施について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な設計等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は回復を早期に図ることを目的とする。

（対象となる災害及び設計等業務の種類）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とし、設計等業務は、公共土木施設等の応急復旧にあたり高度な技術を要する計画、解析、設計等の業務とする。

（応急対策業務協力者）

第3条 乙の支部を構成する会員のうち、静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている会員であり、かつ、本協定に賛同できる会員を応急対策業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

2 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。

4 第8条の規定によりこの協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。

5 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

(業務実施要請)

- 第4条 甲が緊急に設計等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は業務実施要請書により必要な設計等業務の実施を受託者に要請することができる。
- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
 - 3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。
 - 4 第1項②の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく業務実施要請書を交わすものとする。
 - 5 甲は、業務実施要請書により協力者に実施要請を行ったときは、その状況を乙に通知するものとする。

(業務の実施)

- 第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な設計等業務に着手するものとする。
- 2 前項の設計等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。
 - 3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
 - 4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
 - 5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

(業務委託契約の締結)

- 第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

(実施細目)

- 第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

(協定の効力)

- 第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様

とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成24年7月18日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

長島 郁夫

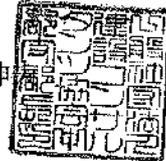


(乙) 愛知県名古屋市中区錦3丁目7番26号

一般社団法人建設コンサルタント協会

中部支部長

田部井 伸



別 表

下田土木事務所長

熱海上木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局長

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

19-8-27 災害時における社団法人隊友会静岡県隊友会の協力に関する協定

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と社団法人隊友会静岡県隊友会(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、静岡県内において、地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令で定める原因により生ずる被害の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害時等における協力(以下「協力」という。)に関し、必要な事項を定めるものである。

(自主的な災害情報収集協力)

第2条 乙は、自主的な協力として、次の情報を甲に提供するための活動を行う。

- (1) 災害に結びつく異常兆候情報
- (2) 大規模地震予知等の段階における県民の生活に関する情報
- (3) 災害発生時における被害情報、救援情報等
- (4) その他必要と認められる情報

2 前項に定める乙の活動は、会員の周辺において視認、聴取等により収集可能な情報とする。

(依頼による協力)

第3条 甲は災害時等において、必要があると認めるときは、次に定める協力を乙に依頼することができるものとする。

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく災害応急対策に必要な援助
- (2) その他必要と認められる業務

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし文書をもって要請するいとまがない場合は、口頭等で要請し、事後において速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲の依頼に基づき、可能な範囲において協力に応ずるものとする。

4 甲は、第1項の規定により行った協力について、その必要がなくなった場合は、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(安全の確保)

第4条 乙は、甲の依頼を受けて協力する乙の会員に対し、その活動に当たり、安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(経費の負担)

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

(訓練等)

第6条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に可能な限り参加するものとする。

2 隊友会会員が訓練に参加するための経費は、乙の負担とする。

3 甲は、平素から協力実施に関する情報の提供その他乙に必要な支援を行うものとする。

(事故発生時の責任)

第7条 乙は、この協定を実施するにあたり、必要に応じ「ボランティア活動保険」等に参加し、乙の会員に事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年 4月 2日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

乙 静岡県静岡市駿河区下川原5丁目35番9号
社団法人隊友会静岡県隊友会

会長

19-8-28 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、静岡県地域防災計画に基づく民間協力の一貫として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条

この協定は、静岡県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として民間賃貸住宅の媒介の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第2条

甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第3条

乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、甲の行う応急住宅としての民間賃貸住宅の借上げに対する情報提供や媒介について協力するものとする。

2 前項の他、会員業者は被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供や媒介について、できる限りの配慮を行うものとする。

3 乙は、会員業者の事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

（乙の責務）

第4条

乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

（資料の交換）

第5条

甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 静岡県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条

この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県住まいづくり室、乙においては、
社団法人静岡県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協議事項)

第7条

この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、
甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第8条

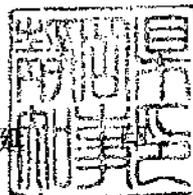
この協定は平成19年3月30日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各
自その1通を所持する。

平成19年3月30日

(甲) 静岡県知事

石川 嘉伸



(乙) 社団法人静岡県宅地建物取引業協会
会 長

市川 宜克



19-8-29 災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会静岡県本部（以下「乙」という。）とは、静岡県地域防災計画に基づく民間協力の一貫として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条

この協定は、静岡県において災害が発生した場合において、甲が被災者の住宅として民間賃貸住宅の媒介の協力を乙に求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の手続き）

第2条

甲は、必要があると認められるときは、乙に対し民間賃貸住宅の媒介の協力要請を行うことができる。

2 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日、速やかに要請文書を乙に送付する。

（協力業務）

第3条

乙は、甲の要請があったときは、会員の宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、甲の行う応急住宅としての民間賃貸住宅の借上げに対する情報提供や媒介について協力するものとする。

2 前項の他、会員業者は被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供や媒介について、できる限りの配慮を行うものとする。

3 乙は、会員業者の事務が円滑に行われるよう、必要な措置を取るものとする。

（乙の責務）

第4条

乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力が得られるよう努力するとともに、災害時の情報提供が円滑に実施されるよう、情報提供を行う体制の整備に努めるものとする。

（資料の交換）

第5条

甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料の交換をするものとする。

- (1) 静岡県地域防災計画
- (2) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿

(連絡窓口)

第6条

この協定に関する連絡窓口は、甲においては静岡県住まいづくり室、乙においては、
社団法人全日本不動産協会静岡県本部事務局とする。

(協議事項)

第7条

この協定の実施に関し定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、
甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第8条

この協定は平成19年3月30日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各
自その1通を所持する。

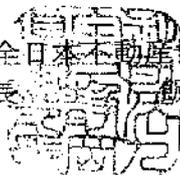
平成19年3月30日

(甲) 静岡県知事

石川 嘉 延



(乙) 社団法人全日本不動産協会静岡県本部
本部長 飯 田 與 司 郎



依頼通知

住 づ 第 4 8 8 号
公 住 第 3 2 4 号
平成 21 年 3 月 18 日

静岡市都市局建築部長
浜松市建築住宅部長 様

静岡県県民部理事兼建築住宅局長

大規模災害時における応急仮設住宅の建設への協力について

日頃より、本県の建築住宅行政の推進に御協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、本県では、東海地震等大規模災害時における建築関係対策の迅速性や効率性等を確保するため、昨年度から「建築関係職員の大規模災害時における対応方針」の策定に向け検討しているところです(別添(案)参照)。検討に当たっては、大規模災害時に必要とされる建築関係業務について詳細な洗い出しや過不足が生じる職場間の協力体制の整備、調整等の作業を行っておりますが、業務全体を通じて県建築関係職員だけでは大幅な人員の不足が確認されたため、その業務の一部を政令市や建築関係各種団体への協力依頼を実施方針に盛り込むよう検討中があります。

なかでも、応急仮設住宅の建設については、被災者の生活の安定を確保するため迅速に実施すべき業務であります。東海地震第3次被害想定では、県全域で約5.4万戸の建設が必要とされており、県職員だけではその遂行は困難であり、貴市の協力が必要不可欠と考えております。

つきましては、貴市の下記業務への協力に係る御意見について、年度末の大変お忙しい中申し訳ありませんが、平成21年3月27日までに御回答願いたくよろしくお願いたします。

記

1 業務の内容

各政令市内における応急仮設住宅の建設に係る工事監理及び検査業務

(参考)東海地震第3次被害想定による応急仮設住宅必要戸数

項 目	第3次被害想定による 応急仮設住宅必要戸数
静岡市	20,071 戸
浜松市	7,695 戸

※自宅建物が中破の場合等

担当 住まいづくり室
公営住宅室
電話 054-221-3080、3087

回答

20 静都建建総第 2026 号
平成 21 年 3 月 30 日

浜 建 住 9 1 4 号
平成 2 1 年 3 月 2 6 日

静岡県県民部理事兼住宅局長 様

静岡県県民部理事兼建築住宅局長 様

浜松市建築住宅部長

静岡市都市局建築部長

大規模災害時における応急仮設住宅の建設への協力について（回答）

大規模災害時における応急仮設住宅の建設への協力について（回答）

平成 21 年 3 月 18 日付け、大規模災害時における応急仮設住宅の建設への協力について回答します。
大規模災害時における静岡市建築部の役割は、まず被災した建築物による二次災害を防ぎ、安全な避難所の確保、市民生活の復旧に迅速に対応することです。その後段階ごとに応急活動、復旧支援を行う中で、静岡県、関係機関との連携により応急仮設住宅建設を進めてまいります。

平成 21 年 3 月 18 日付け住づ第 4 8 8 号、公住第 3 2 4 号にて業務協力依頼のありました、大規模災害時における応急仮設住宅の建設に係る工事監理及び検査業務につきまして下記のとおり回答します。

記

応急仮設住宅の建設に係る工事監理及び検査業務を、県からの依頼を受け浜松市において行なうことを了承いたします。

静岡市都市局建築部
建築総務課 総務企画担当
電話 054-221-1050

建築住宅部住宅課

(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき、災害時における木造応急仮設住宅の建設に関して、静岡県（以下「甲」という。）が静岡県木造応急仮設住宅建設協議会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設のうち、木造応急仮設住宅をいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅の建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、電話等により乙に連絡することができる。この場合において、甲は当該連絡の後、速やかに前項の文書を乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の構成団体の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋を行う等可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。以下この条において同じ。）の指示に従い住宅の建設を行うものとする。この場合において、丙は甲と協議の上、静岡県産材を優先的に使用するものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅の建設に要した費用は、甲（甲が支払の業務を市町長に委任した場合は、当該市町長。以下この条において同じ。）が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅の建設の終了後に検査を行い、当該住宅の建設の終了を確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に定める事項に関する連絡窓口は、甲にあっては静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課、乙にあっては一般社団法人全国木造建設事業協会静岡県協会とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅の建設について協力することができる生産能力及び建設能力等の範囲について、毎年1回、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は乙に対して、随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、この協定に係る業務を担当する者（以下「担当者」という。）の名簿及び乙に加盟する団体の会員（以下「会員」という。）の名簿を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合も報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成25年4月9日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ各1通を保有する。

平成25年4月9日

甲 静岡県知事



乙 静岡県木造応急仮設住宅建設協議会

構成団体 静岡県木造応急仮設住宅建設協議会 会長
一般社団法人全国木造建設事業協会
静岡県協会 会長



静岡県木造建築工業組合
理事長



一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
静岡県支部 支部長



一般社団法人日本木造住宅産業協会
静岡県支部 支部長



19-8-32

関東ブロック大規模広域災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県（以下「都県」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益社団法人東京共同住宅協会（以下「関係団体」という。）は、大規模広域災害（二以上の都道府県の区域にわたり被害が発生し、又は一の都道府県の区域において甚大な被害が発生し、広域的な対応が必要な災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、都県が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）のための応急的な住宅（以下「応急借上げ住宅」という。）として、民間賃貸住宅を提供するため、関係団体に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 都県は、大規模広域災害が発生し必要と認める場合、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（東京都にあっては、関係団体）に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請するとともに、他の都県に対し、被災者への応急借上げ住宅の提供を要請することができるものとする。

2 前項の他の県からの要請を受けた東京都は、公益社団法人東京共同住宅協会に対し、応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 関係団体は、前条の規定に基づく都県からの要請があった場合、応急借上げ住宅として提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、都県に可能な限り協力するものとする。

（都県の役割）

第4条 都県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

2 都県は、前項に掲げる業務の一部を、関係団体に委託することができる。

(関係団体の役割)

第5条 関係団体は、第3条に基づき都県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転賃を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として都県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 都県からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、都県が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、関係団体と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む。）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、都県及び関係団体の協議の上定めるものとする。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない都県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成29年 3月27日から適用する。

この協定を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 3月27日

茨城県知事 橋本

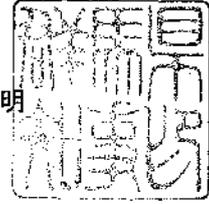


栃木県知事 福田 富



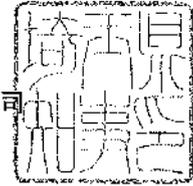
群馬県知事

大澤 正 明



埼玉県知事

上田 清 司



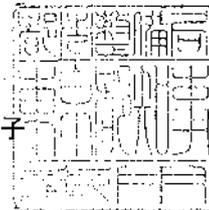
千葉県知事

鈴木 栄 治



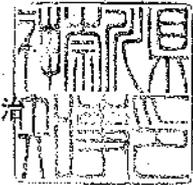
東京都知事

小池 百合子



神奈川県知事

黒岩 祐 治



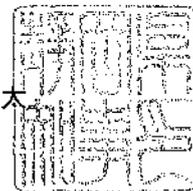
山梨県知事

後藤 斎



静岡県知事

川勝 平 太



公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会 長 三 好 修

公益社団法人東京共同住宅協会

会 長 谷 崎 憲



以下の団体とも同様の協定を締結している。

全日本不動産協会都県本部	※別記1参照
宅地建物取引業協会	※別記2参照

(別記1)

公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部
 公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
 公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部
 公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部
 公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部
 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部
 公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部
 公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部
 公益社団法人全日本不動産協会静岡県本部

(別記2)

公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
 公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会
 公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会
 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
 公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会
 公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会
 公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、静岡県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当って必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

(所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲（甲が災害救助法に基づき住宅建設を市町長に委任した場合は、当該市町長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては静岡県くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

(会員名簿の提供)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和6年 2月 14日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太



乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 佐々木 信博



19-9-1 大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定

(県警察本部)

静岡県知事(以下「甲」という。)と社団法人静岡県警備業協会長(以下「乙」という。)は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第35条の規定に基づき、大規模地震発生時における災害応急対策として実施する警備業務要請等に関し次のとおり協定を締結する。

(業務の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、静岡県警察本部長を通じ、次に掲げる業務を乙に要請するものとする。

- (1) 被災状況等の情報提供業務
- (2) 緊急交通路の確保等に関する警備業務
- (3) その他甲が必要と認める警備業務

(業務の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

(業務の費用の負担)

第3条 甲の要請により実施した業務の費用は、静岡県が負担する。

(出動警備員の補償)

第4条 出動警備員(甲の要請に従い出動し警備に従事する者を言う。以下同じ。)が、この協定に基づく業務の実施により損害を受けた場合の補償は、出動警備業者(出動警備員の使用者たる警備業者を言う。以下同じ。)の責任において行うものとする。

(損害の補償)

第5条 第2条の業務の実施により生じた損害の補償は、出動警備業者の責任において行うものとする。

(協定の実施)

第6条 この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(協定の適用)

第7条 この協定は、平成8年8月14日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県警備業協会会長 村松 隆

19-9-2 大規模地震発生時における警備業務 要請等に関する協定の細目に関する協定 (県警察本部)

静岡県警察本部長(以下「甲」という。)と社団法人静岡県警備業協会長(以下「乙」という。)は、大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定(以下「基本協定」という。)の実施の細目番に関し次のとおり協定を締結する。

(業務の要請の方法)

第1条 甲は、乙に対し基本協定第1条の要請に係る具体的な業務の内容、開始時間及び場所を文書、口頭その他の方法により示すものとする。

2 前項の業務の終了時間は、甲が乙に対し別途示すものとする。

(出勤可能人員表の備付け等)

第2条 乙は、基本協定第1条の要請に迅速に対応するため、警備業者ごとの出勤警備員の出勤可能数を記載した表を備付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表を毎年4月末日までに甲に提出しなければならない。

(業務等の実施)

第3条 乙は、基本協定第2条の業務を次に掲げる方法により実施するものとする。

(1)基本協定第1条第1号の業務の要請を受けたときは、被災状況に関する情報を収集し、警備業者の基地局(警備業法第11条の4に規定する「基地局」をいう。)を管轄する警察署長を介し甲に提供するものとする。

(2)基本協定第1条第2号又は第3号の業務の要請を受けたときは、出勤警備業者に出勤を要請し、出勤警備業者は、出勤警備員を指揮して業務を実施するものとする。

(訓練の実施)

第4条 乙は、基本協定第2条の業務が円滑に推進されるように、甲の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(業務費用の請求方法)

第5条 乙は、要請された業務の終了後、甲と別途協議の上、当該業務に要した費用の支払いを基本協定第3条により静岡県に請求するものとする。

(疑義の解決)

第6条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

(甲) 静岡県警察本部長 金重凱之

(乙) 社団法人静岡県警備協会会長 村松隆

大規模災害発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定

静岡県警察本部（以下「甲」という。）及び静岡県地域安全推進員連絡協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の災害応急対策として被災地域における社会の安全を確保するため、地域安全推進員による犯罪・事故等の被害を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）の要請等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

- 第1条 甲は、大規模災害が発生し、被災地における地域安全活動が必要であると認められるときは、乙に対して、地域安全推進員による地域安全活動の実施について協力を求めることができる。
- 2 乙は、前項の要請に基づき、当該被災地域の地域安全活動に協力するものとする。

（定義）

第2条 この協定に掲げる災害の意義は、災害対策基本法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第2条第1項第1号の定めるところによる。

（活動の内容）

- 第3条 この協定により、甲が乙に対して要請する地域安全活動は、次に掲げるものとする。
- (1) 地域安全パトロール
 - (2) 地域における社会の安全に関する情報の収集と通報及び地域住民等に対する伝達
 - (3) 地域安全活動に関する要望等の関係者への連絡
 - (4) その他、災害時において必要と認められた事項

（活動に伴う災害補償）

第4条 地域安全推進員が、この協定に基づく地域安全活動により被害を受けた場合には、防犯協会員団体総合補償保険制度を適用し補償するものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

（適用）

1 この協定は、令和元年9月1日から適用する。

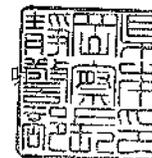
（協定の廃止）

2 大規模地震発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定（平成8年8月14日付け）は、廃止する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年8月8日

(甲) 静岡県警察本部長 小嶋 典



(乙) 静岡県地域安全推進員連絡協議会会長 川村 勇



19-10 警察活動に対する法歯学的協力援助に関する覚書

(県警察本部)

静岡県歯科医師会会長(以下「歯科医師会会長」という。)と静岡県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)は、警察活動に対する法歯学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

(目的)

第1 本覚書は、警察の行う犯罪捜査及び身元確認業務に対する法歯学的協力援助を積極的に行い、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

(協力要請)

第2 刑事部長は、犯罪捜査や身元確認の必要が生じた場合及び東海地震等の大災害や航空機事故等により多数死体が発生した場合、死体の身元確認の必要があると認めるときは、歯科医師会会長に対して静岡県歯科医師会会員(以下「歯科医師会会員」という。)の協力を要請することができる。

(協力歯科医師の出動)

第3 歯科医師会会長は、刑事部長から第2による協力要請があった場合これに協力援助するため、歯科医師会会員に出動を求めるものとする。

(補償等)

第4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が歯科医師会会長と協議し、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、歯科医師会会長及び刑事部長が各1通を所持するものとする。

平成8年1月11日

静岡県歯科医師会会長 庄 司 誠

静岡県警察本部刑事部長 市 川 功

19-11 アマチュア無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定

(県警察本部)

社団法人日本アマチュア無線連盟(以下「JARL」という。)静岡県支部及び、静岡県警察アマチュア無線局(以下「JPHC 静岡」という。)は、アマチュア無線により災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)に基づく災害情報等の提供(連絡)に関し、静岡県警察本部(以下「警察本部」という。)と次のとおり協定する。

平成7年9月29日

JARL静岡県支部 支部長 佐野 嘉一
静岡県警察本部警備部 警備課長 森下 克弘
JPHC 静岡 代表責任者 長尾 憲

(目的、性格)

第1条 この協定は、東海地震、その他の大規模な災害が静岡県内において発生し、又は発生するおそれがある場合、JARL 静岡県支部及び JPHC 静岡が非常通信等を使用して、災害に関する情報を警察本部に提供(連絡)するため必要な事項について定めることを目的とする。

2 警察本部に情報を提供(連絡)する際のアマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮した活動であること。

(災害)

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものとする。

- (1)地震
- (2)津波
- (3)台風
- (4)洪水
- (5)雷害
- (6)火災

(7)(1)から(6)までに掲げるもののほか、事案の規模、損害の程度等から判断して、社会的影響が大きく、情報の提供(連絡)が必要と認められる事案

(構成員)

第3条 この協定において、非常通信を行う構成員は、別表1に掲げるものとする。

(要請)

第4条 警察本部は、次に掲げる場合において、火災情報の提供(連絡)を受ける必要があると認めるときは、JARL 静岡県支部及び JPHC 静岡に対し、その保有する情報の提供(連絡)を要請することができる。

- (1)静岡県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2)静岡県内に大規模な災害が発生するおそれがある異常な現象を認知したとき。

(連絡通報体制)

第5条 前条の規定に基づき警察本部及び JPHC 静岡構成局は、別表1に掲げる管轄地域内の JARL 静岡県支部加入の各構成局と連絡調整を図り、連絡通報体制を策定しておかなければならない。

(非常通信等の訓練)

第6条 警察本部、JPHC 静岡及び JARL 静岡県支部は、非常通信等を円滑かつ確実にを行うため共同して訓練を行うものとする。

(組織の構成)

第7条 前条の規定による非常通信等の訓練は、警察本部、JPHC 静岡及び、JARL 静岡県支部の代表者が相互に協議して定め
たところにより静岡県下各地区の構成員等により行うものとする。

(雑則)

第8条 この協定に規定している事項又は疑義を生じた事項については、警察本部、JPHC 静岡及び、JARL 静岡県支の代表者
が協議のうえ、決定する。

2 前各条に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、警察本部、JPHC 静岡及び JARL 静岡県支部の代表者が
協議して定める。

附 則

この協定は平成7年10月1日から実施する。

19-12 警察の検視活動に対する医学的協力援助に関する覚書

(県警察本部)

静岡県医師会会長(以下「医師会会長」という。)と静岡県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)は、警察の検視活動に対する医学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

(目的)

第1 本覚書は、多数の死者を伴う大規模事故、災害が発生した場合、警察の検視活動に対する医学的な協力援助を積極的に行い、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

(協力要請)

第2 刑事部長は、東海地震等の大災害や航空機事故等により多数の死者が発生し、検視の必要が生じたときは、医師会会長に対して、静岡県医師会会員(以下「医師会会員」という。)の協力を要請することができる。

(医師の出動)

第3 医師会会長は、刑事部長から第2による協力要請があった場合これに協力援助するため、医師会会員に出動を求めるものとする。

(補償等)

第4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が医師会会長と協議し、「静岡県地震対策推進条例」の例等により、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、医師会会長及び刑事部長が各1通を所持するものとする。

平成9年1月23日

静岡県医師会会長 勝 呂 安

静岡県警察本部刑事部長 鈴木良民

19-13-1

大規模災害発生時における支援協定

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本財団（以下「甲」という。）、静岡県（以下「乙」という。）、並びに社会福祉法人静岡県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「丙」と総称する。）は、静岡県内において災害が発生し、乙及び丙だけでは十分な災害救援活動が実施できないときに、協力して支援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

(災害の適用範囲)

第2条 本協定において、災害とは次に掲げるものをいう。

- 1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、原則として災害救助法が適用される災害。
- 2 前項に規定する災害の他、住民生活に重大な支障が生じる災害。

(支援活動の手続き)

第3条 乙及び丙は、前条の災害が発生した場合において、第1条の趣旨に基づき、相互に連絡を取り合い、甲に支援を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による依頼は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ、電子メール等で行うことができるものとし、事後において速やかに、別記様式第1号を提出するものとする。
 - (1) 支援を希望する地域
 - (2) 希望する支援の内容
 - (3) 希望する支援の期間
 - (4) その他必要な事項
- 3 甲は、支援活動の決定にあたっては、必要に応じて、別途甲が定める所定の手続きを経るものとする。
- 4 本条における支援の依頼は、その先後を問わず、甲が、乙及び丙に対して、別途支援の申し入れをすることを妨げない。

(甲の役割)

第4条 甲は、前条に基づき、支援の依頼を受けた場合、又は支援の申し入れを行った場合、次に掲げる内容について、積極的に必要な支援活動を行うものとする。

- (1) 支援活動を判断する者（以下「派遣者」という。）の派遣
 - (2) 甲が自ら設置する「災害復興支援特別基金」で想定する支援活動
 - (3) その他、支援のために必要な事項
- 2 前項第1号に規定する派遣者の行う活動は、次のとおりとする。
 - (1) 支援活動を行うために必要な情報収集及び発信
 - (2) 支援活動を行うための甲、乙及び丙との連絡調整

(3) 必要な支援活動の企画検討

(4) その他、支援活動に必要な事項

3 甲は、第 1 項に掲げる支援活動を申し入れる場合、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ、電子メール等で乙及び丙に通知することとし、事後において速やかに、別記様式第 2 号を提出するものとする。

(1) 支援活動の候補となる地域

(2) 想定される支援活動の内容

(3) 派遣者の所属、氏名

(4) 派遣者の派遣期間

(5) その他必要な事項

(乙及び丙の役割)

第 5 条 乙及び丙は、前条により甲が実施しようとする支援活動に対して、特別の理由がない限り、積極的に協力するものとし、必要な措置を講じるものとする。

(経費負担)

第 6 条 支援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、特段の事情がある場合には、甲、乙及び丙の協議によるものとする。

(平常時の役割)

第 7 条 甲は、本協定に基づく支援活動が円滑に行われるように、乙及び丙が行う図上訓練への参加等を通じ、協力体制の構築に努めるものとする。

2 前項の規定による協力体制の維持、推進のため、甲、乙及び丙は年 1 回以上、連絡会等を開催して支援活動に必要な情報交換を行うものとする。

(連絡の窓口)

第 8 条 甲、乙及び丙は、あらかじめ本協定に関する連絡担当部署を定め、相互に必要な情報を共有するものとする。

(その他)

第 9 条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに甲、乙及び丙いずれからも特段の意思表示がないときには、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書 4 通を作成し、甲乙丙記名の上各自その 1 通を所持する。

2015 年 6 月 26 日

(甲) 東京都港区赤坂 1 丁目 2 番 2 号

公益財団法人日本財団

会 長

(乙) 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県

知 事

(丙) 静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

会 長

静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会

理 事 長

別記

様式第1号（第3条第2項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人日本財団
会長

宛

静岡県

印

社会福祉法人

静岡県社会福祉協議会

印

特定非営利活動法人

静岡県ボランティア協会

理事長

印

大規模災害発生時における支援協定

支援依頼書

このことについて、大規模災害発生時における支援協定第3条に基づき、次のとおり、貴財団の支援を依頼します。

支援を希望する地域	
希望する支援内容	
期間	～
その他必要事項	

別記

様式第2号（第4条第3項関係）

平成 年 月 日

静岡県

様

社会福祉法人

静岡県社会福祉協議会

様

特定非営利活動法人

静岡県ボランティア協会

理事長

様

公益財団法人日本財団

会長

印

大規模災害発生時における支援協定

支援活動申入

このことについて、大規模災害発生時における支援協定第4条に基づき、次のとおり、緊急支援活動を実施することを申し入れます。

支援活動候補地域		
支援活動内容		
派遣者	所属	
	氏名	
派遣期間	～	
その他必要事項		

19-13-2

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県(以下「甲」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「乙」という。)及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「丙」という。)と株式会社静岡銀行(以下「丁」という。)は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震(以下「東海地震等」という。)による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁所有または賃借駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙(店舗一覧表)の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙(店舗一覧表)の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙丁で取り決めるものとする。

(原状回復)

第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(有効期間)

第5条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙丁いずれからでも、有効期間満了日の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。

上記の合意の成立を証するため、この覚書 4 通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 27 年 3 月 26 日

- (甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事

- (乙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長

- (丙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長

- (丁.) 静岡市葵区呉服町 1 丁目 10 番
株式会社静岡銀行
取締役頭取

19-13-3

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「丙」という。）と静岡県労働金庫（以下「丁」という。）は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震（以下「東海地震等」という。）による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁が所有または賃借している駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

- 第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙（店舗一覧表）の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙（店舗一覧表）の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。
- 2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。
- 4 駐車場の借用場所については、甲乙丙および丁で取り決めるものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙及び丁にて取り決めるものとする。また、甲、乙及び丙は駐車場の返却において、借用期間中であっても丁からの協議に応じるものとする。

(原状回復)

- 第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。
- 2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(借用期間中の事故等)

第5条 甲、乙及び丙が活動拠点として借用している期間において、当該駐車場で起きた事故等について丁は責任を負わない。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙丁いずれからでも、有効期間満了の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。別紙店舗一覧に掲載されていない店舗駐車場の借用については状況により甲乙丙丁で協議し決定する。

上記の合意の成立を証するため、この覚書 4 通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 27 年 9 月 16 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事
川勝 平太

(乙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長
神田 均

(丙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長
神原 啓文

(丁) 静岡市葵区黒金町 5-1
静岡県労働金庫
理事長
古川 正明

19-13-4

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「丙」という。）と一般社団法人静岡県信用金庫協会（以下「丁」という。）は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震（以下「東海地震等」という。）による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁傘下信用金庫所有または賃借駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙（店舗一覧表）の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙（店舗一覧表）の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙丁で取り決めるものとする。

(原状回復)

第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(借用期間中の事故等)

第5条 甲、乙及び丙が活動拠点として借用している期間において、当該駐車場で起きた事故等について丁は責任を負わない。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙丁いずれから、有効期間満了の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。別紙店舗一覧に掲載されていない店舗駐車場の借用については状況により甲乙丙丁で協議し決定する。

上記の合意の成立を証するため、この覚書 4 通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 27 年 9 月 25 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事
川勝 平太

(乙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長
神田 均

(丙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長
神原 啓文

(丁) 静岡市葵区追手町 2 番 20 号
一般社団法人静岡県信用金庫協会
会長
御室 健一郎